

鹿児島国際大学看護学部
設置の趣旨等を記載した書類

学校法人 津曲学園

鹿児島国際大学看護学部設置の趣旨等

目 次

I	設置の趣旨及び必要性	5
1.	鹿児島国際大学と鹿児島看護学校の連携協定の概要	5
2.	鹿児島国際大学に看護学部を設置する理由とその必要性	6
1)	日本の医療・看護を取り巻く現状と今後の課題	6
2)	鹿児島県の医療・看護を取り巻く現状と今後の課題	6
3)	鹿児島県の看護職の就業状況と養成の現状	7
4)	地域社会からの要望	8
5)	鹿児島国際大学に看護学部を設置する趣旨及び必要性	9
3.	教育研究上の目的及び研究対象とする学問分野	9
1)	教育研究対象とする中心的な学問分野	9
2)	教育目的及び人材養成像	9
3)	卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	10
4)	教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）	11
5)	入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	12
6)	学修成果の評価方針	14
II	学部・学科の特色	16
1.	鹿児島国際大学の機能と特色	16
2.	鹿児島国際大学看護学部の機能と特色	17
III	学部・学科の名称及び学位の名称	19
IV	教育課程編成の考え方及び特色	19
1.	教育科目設定までの経過（再掲）	19
2.	教育科目編成の考え方	20
1)	保健師・看護師の教育課程を一体化した体系的看護教育課程編成の考え方と特色	20
2)	学ぶ主体である学生の立場に立脚した教育科目の編成の考え方と特色	24
3)	カリキュラム・ポリシー（再掲）	28
V	教育方法、履修指導法及び卒業要件	28
1.	教育方法	28
1)	効果的なシラバスの活用	28
2)	授業形態と授業科目の単位数・時間設定の考え方	29
3)	履修科目の登録上限の設定（CAP制）	30
4)	成績評価	30
5)	ガイダンスの実施	30
6)	担任制の導入	31
2.	卒業要件	31
3.	履修モデル	31
VI	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	31
1.	2つのキャンパス間で学部横断科目の開講	32
2.	看護キャリア発達論	32

3. 離島・へき地の暮らしや保健看護活動	32
VII 実習の具体的計画	32
1. 実習計画の概要	32
1) 実習の目的	32
2) 実習目標（実習のねらい）	32
3) 実習の段階的設定	33
4) 各年次の実習科目と実習内容	34
5) 各実習の履修要件	37
2. 実習施設の確保の状況	37
3. 実習施設への交通手段	38
1) 学生	38
2) 教員	38
4. 実習水準の確保の方針	38
1) 実習委員会の設置	38
2) 実習グループ少人数制の採用	38
3) 実習用e-ポートフォリオを活用した継続的な看護実践能力獲得過程の把握	39
4) 実習前オリエンテーションの実施	39
5) 実習開始時と終了時における理論と実践の統合化を図る時間の設定	40
6) 実習教育会議の開催	40
5. 実習の指導体制と方法	40
1) 実習の指導体制	40
2) 臨地実習サポーターの配置	41
6. 実習成績評価体制と単位認定方法	41
7. 実習施設との連携体制	41
1) 実習施設における指導者配置の依頼	41
2) 実習事前打ち合わせ	42
3) 実習指導中の連携	42
4) 実習中の記録管理と提出方法	42
5) 実習終了後の振り返り	42
6) 実習施設の看護水準向上のための取組みへの教員の積極的参加	42
8. 実習実施に関する責務	42
1) 実習までの抗体検査、予防接種等	42
2) 損害賠償保険、障害保険等の対策等	42
3) 個人情報取り扱いについて	43
4) 実習場における事故防止と事故発生時の対応	43
5) 感染症への対応	43
6) 災害時の対応	43
9. 実習施設との契約内容	43
VIII 企業実習や海外語学研修等の具体的計画	44
1. 海外インターンシップ	44
2. 海外語学研修	44
IX 取得可能な資格	45
X 入学者選抜の概要	45
1. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	46

2. 入学試験の区分、募集人員、受験資格、選抜方法	46
1) 入学試験の区分	46
2) 募集人員等	46
3) 受験資格	47
4) 選抜方法	48
5) アドミッション・ポリシーと入試区分との関連	48
X I 教員組織の編制の考え方及び特色	49
1. 教員組織編制の考え方及び特色	49
2. 専門分野における教育・研究体制	50
3. 教員組織の将来構想	51
4. 鹿児島医療センターとの包括連携協定に基づく教育・研究連携体制の発展	51
X II 施設、設備等の整備計画	52
1. 校地、運動場の整備計画	52
2. 校舎等施設の整備計画	53
3. 図書等の資料及び図書館の整備計画	55
X III 2以上の校地において研究教育を行う場合の具体的計画	56
1. 学生への対応	57
2. 専任教員の配置	57
3. 校地間移動への対応	57
4. 施設設備等の対応	57
X IV 管理運営	58
1. 教学面における管理運営の体制	58
2. 大学評議会、教授会以外に関連する委員会	59
X V 自己点検・評価	60
1. 基本方針	60
2. 実施体制・方法	60
3. 自己点検項目	60
4. 結果の公表と活用	61
X VI 情報の公表	61
X VII 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	63
1. 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する取組み	63
2. 大学職員に必要な知識・技能を習得させるための研修等の取組み	65
X VIII 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	66
1. 教育課程内の取組み	66
2. 教育課程外の取組み	67
3. 学生のキャリア支援を行うための体制の整備	67
4. 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施	67

I 設置の趣旨及び必要性

1. 鹿児島国際大学と鹿児島看護学校の連携協定の概要

学校法人津曲学園鹿児島国際大学（以下、鹿児島国際大学）の設置母体である学校法人津曲学園は、大正12年に鹿児島県初の私学の普通科を中心とする鹿児島高等女学校を設立したことに始まる。そして、鹿児島国際大学自体は、昭和7年に私学では九州初の商・経高等教育機関として設立された鹿児島高等商業学校を前身とし、鹿児島経済専門学校、鹿児島商科短期大学を経て、昭和35年に経済学部を設置する鹿児島経済大学となった。

その後、再編により、平成12年の鹿児島国際大学への改称を経て、平成23年に現在の経済学部（経済学科・経営学科）、福祉社会学部（社会福祉学科・児童学科）、国際文化学部（国際文化学科・音楽学科）の3学部6学科と、博士前期課程・博士後期課程を持つ経済学研究科、福祉社会学研究科、国際文化研究科の3大学院研究科を擁する南九州有数の人文系総合大学へと発展してきた。

この間、建学の精神である「東西文化の融合」と「地域社会への貢献」をもとに、基本理念に「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材の育成」と「地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材の育成」を掲げ、地元に着しながら地元で貢献できる人材の育成を続け、昭和7年の開学以来、県内外で活躍する6万人を超える卒業生を輩出してきた。

以上のような設立・発展の経緯を持つ鹿児島国際大学では、昨今の社会状況の中で、更なる地元への貢献のあり方として医療系の新学部の設立を模索していた。

一方、独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター（以下、鹿児島医療センター）附属鹿児島看護学校（以下、鹿児島看護学校）は、戦後間もない昭和21年に、戦争で衰弱した国民の健康回復に取り組む看護婦を養成するため国立鹿児島病院附属看護婦養成所として設置された。女性が高等教育を受ける機会の乏しい社会状況の中で、設置当初より勉学意欲のある優秀な学生が学ぶ場となり発展してきた。平成6年には、国立療養所霧島病院附属看護学校との統合により、国立南九州中央病院附属鹿児島看護学校として整備され、その後母体病院の名称変更に伴い平成18年から現行の名称となった。現在は男女共学校となり、昭和21年の開学以来、保健医療を牽引する看護のリーダーとして活躍する5千人を超える卒業生を輩出してきた。

しかし、鹿児島医療センター及び鹿児島看護学校の共通の問題意識として、今日の医療の高度化、地域包括ケアシステムの進展、進化する情報通信や人工知能などのテクノロジーの活用、健康課題の複雑化、国民のニーズの多様化など、保健・医療・福祉を取り巻く変化が目覚ましく、それらに対応できる質の高い看護職を専門学校の教育体制の中で養成することへの限界が強く認識されるようになってきた。それに伴い、全国的にも18歳人口の減少、看護系大学への進学者増加による看護専門学校進学者の減少及び資質の低下が懸念されるようになった。

このような問題意識と現状分析に基づき、鹿児島医療センター及び鹿児島看護学校の関係者は、令和5年度をもって鹿児島看護学校を閉校し、同校が長年果たしてきた看護師養成を通じた地域貢献の役割と看護教育の基盤を大学教育として発展的に継承できる機関を公募することを決定した。

ここにおいて、鹿児島国際大学は、鹿児島医療センター・鹿児島看護学校が実施する公募に応募することになった。

その結果、鹿児島国際大学が地域貢献の実績を高く評価され選出された。そして、令和2年11月27日に「独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センターと学校法人津曲学園鹿児島国際大学との看護学部設立・運営に関する包括連携協定」を締結した【資料1】。

これにより鹿児島国際大学は、令和5年4月に鹿児島看護学校の敷地を活用して看護学部を設置し、人的・知的資源、機能及び施設設備等教育環境の活用をはかりながら、鹿児島医療センターと看護職育成に係る、教育、研究における交流及び連携を推進し、相互の教育・研究の一層の進展と地域社会への貢献に取り組むこととなった。

2. 鹿児島国際大学に看護学部を設置する理由とその必要性

1) 日本の医療・看護を取り巻く現状と今後の課題

日本は、今後、急激な人口減少をたどり、令和 27 (2045) 年には総人口 1 億人程度になり、高齢者人口比率 (65 歳以上) 36.8%、生産年齢人口 (15~64 歳) 52.4%になると予測されている【資料 2】。そのため、何らかの対策を講じなければ、高齢者を支える医療・介護サービスの需要は増加するが、労働力確保は困難という事態が深刻化する。

労働力不足の対策としては、女性就業環境改善、定年制延長、AI の活用、外国人労働者の就労拡大など、様々な取組みが行われるようになった。また、平成 26 年には人口減少による地方の過疎化対策として、まち・ひと・しごと創生法が制定され、翌年の「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定により、各地方自治体が自らのまちの総合戦略を立案し、地域創生に取り組む体制が整備された。その中で、各市町村はその強みを活かしつつ、高齢者、子育て世代、働く世代の人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりのための戦略を立て取り組んでいる。この様々なライフステージの人々が安心して暮らせるまちづくりには、住民の健康を守ることが基盤となる。したがって、今後、医療・介護分野のみならず、保健分野においても人材不足が深刻化すると考えられる。

一方、「医療従事者の需給に関する検討会：看護職員需給分科会中間とりまとめ (令和元年 11 月)」では、間近に迫る“団塊の世代”と呼ばれる人々が 75 歳に達する令和 7 年度における看護職の需要と供給を総合的に検討し、全国的には約 7 万人の不足を推計している【資料 3】。各都道府県は、この需給予測に従って看護人材確保計画を策定し取り組みを行っている。

しかし、今後、生産年齢人口は減少するのに、保健・医療・介護サービス需要が高まり多くの人材が必要になるという二律背反的な事態が深刻化する時代において、従来通りに看護職不足を増員によって解消する対策をとることは困難になる。そこで、まず為すべきことは、『医療・介護需要の増加抑制』である。その対策の 1 つ目は、健康増進と健康障害予防による健康寿命延伸の取組み、2 つ目に、健康障害の早期発見と早期治療による重症化予防、3 つ目に、健康障害と共存しつつ地域生活を送る人や家族を地域全体で支え合う住民組織の育成や保健医療福祉サポートを整備し、各地域の実態に即した地域包括ケアシステムを構築することである。この健康から不健康までのあらゆる健康レベルにある、様々なライフステージの人々を対象とする全対策において、中心的役割を果たすことができる専門職は看護職において他にない。

したがって、我が国のこれからの看護教育においては、今後ますます深刻さを増す人口急減と超高齢化、生産年齢人口減少により看護人材の確保が困難となる状況において、様々なライフステージの人々が地域において健康的な暮らしを営めるように、あらゆる健康レベルの健康課題の解決に、柔軟かつ創造的な発想で取り組むことのできる保健師と看護師の役割を統合して果たせる質の高い看護職を育成することが極めて重要である。

2) 鹿児島県の医療・看護を取り巻く現状と今後の課題

鹿児島国際大学が立地する鹿児島県は、地理的には九州最南端に位置し、その面積は九州で最も大きく、県域は、最北の長島町から最南の与論島までおよそ 600km あり、南北に長いという特性を有する。そして、温暖な気候のもと、大規模な農業・畜産県として知られ、自然・温泉・歴史など観光資源も豊かである。しかし、既に全国に先駆けて、人口減少と高齢化が進行しており、令和 27 (2045) 年には、鹿児島県全体では、高齢者人口 40.8%、生産年齢人口 47.5%と、その比率が 1 対 1 に近くなり、より深刻な比率を推定される市町村が数多く存在している【資料 2】。そして、県内 43 市町村のうち 41 市町村 (95.3%) が過疎地域として指定され (鹿児島県過疎地域自立促進方針：平成 28~32 年度、p. 1 より)、その多くが半島地域や離島など、地理的条件に恵まれない地域に位置している【資料 4-1】。さらに、鹿児島県の高齢化の特徴は、高齢単身世帯の割合が全国 2 位、高齢夫婦世帯全国 6 位と、高齢者のみの世帯が多く、家族による介護支援が得られにくい状況にある【資料 4-1】。

これらを踏まえ鹿児島県は、平成 30 年度保健医療計画において、“医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自助・互助活動等を活用しながら、高齢者等の状況に応じた医療・介護サービスが、日常生活の場において、包括的かつ継続的に提供される体制づくりを進める”という目標を掲げている。そのためには、例え地理的条件に恵まれない過疎地域に居住していても、住み慣れた場で安心して暮らすことができるように、住民や多職種と連携協働し、地域特性を踏まえた医療・介護サービスや地域包括ケアシステムを創造的に構築し、その運営に取り組む能力を有する看護職が必要である。

また、鹿児島県では、有人離島が 26 島 (21 市町村) あり、うち医師が常駐していない島が 17 島ある【資料 4-1】。医師のいない島内の診療所に従事する看護職は 1~2 名であり、島内唯一の保健・医療・福祉施設である診療所に勤務する看護職は、希少な保健医療専門職である。そのため、診療所を受診する健康障害を有する住民の看護ケアのみならず、島内で暮らす人々の健康増進や健康障害の予防活動、また長期療養を必要とする人が安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築など、幅広い健康課題の解決に取り組むことのできる保健師と看護師の役割を統合して実践できる看護職が必要とされている【資料 4-2】。

さらに、鹿児島県は台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害など、過去に様々な災害を経験してきた。今日の地球温暖化現象の進行は、これらの自然災害の発生頻度をより一層高めている。加えて、鹿児島県はシラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、島嶼部を多く有するなどの地域特性の他、原子力発電所を有することにより、一旦災害が発生すると、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が生じることが想定されている (鹿児島県の地域防災計画：令和3年一般災害対策、p.2)。そのため、被災時の災害急性期・亜急性期・慢性期の各期にわたって住民を支援する看護職の果たす役割は大きく、災害復興への期間が長期化すればするほど、様々な健康レベルにある被災者の健康課題の解決に対応できる人材不足が深刻化する【資料4-2】。これは、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の蔓延の長期化により、保健師、看護師不足が深刻化したことから明らかである。このような中長期的支援を要する緊急事態において、行政と民間の機関に勤務する保健師、看護師が連携し、長期間の支援を可能とする体制を構築することは喫緊の課題である。

3) 鹿児島県の看護職の就業状況と養成の現状

鹿児島県民を対象に、県が平成 18 年から 28 年まで 5 年毎に「行政の提供する保健衛生サービスの希望」を調査した結果をみると、いずれも 1 位は、「寝たきりの高齢者や認知症の症状のある高齢者のための保健師や看護師の家庭訪問」、2 位「生活習慣病の健康診断や健康相談の実施」、3 位「個人の健康状態にあわせた健康教育の実施」であった【資料 5-1】。このように鹿児島県民は、様々な健康レベルにおいて、保健師や看護師から看護サービスが提供されることを強く希望している。

しかし、鹿児島県の看護職の平成 30 年度の人口 10 万対就業者総数をみると、全国的には 2 位となっているが、「令和 3 年鹿児島県看護人材確保計画」による令和 7 年推計では、2,346 名の不足が示されている【資料 3】。また、就業者の年齢構成を、平成 20 年度と 30 年度で比較すると、60 歳以上の比率が 2.7%から 10.9%に増加し、看護職自体の高齢化が進む一方、30 歳以下が減少し、中でも 20 代が 20%から 14.3%に減少している

【資料 5-2】。これは、今後の高齢人口増加と労働人口不足の現象が深刻化する時代において、看護職のリーダーや管理職となって保健・医療・福祉分野を牽引する人材が不足することを意味する。

一方、鹿児島県の看護師の養成状況をみると、令和 2 年度の看護師養成課程への入学定員 1605 名のうち、3 年課程養成所 700 名 (44%)、5 年一貫校 560 名 (35%) が大多数を占め、大学への入学定員はわずか 125 名と 8%にすぎない。これは、全国の看護系大学入学定員比率の 46% (令和 2 年度) と比べると、極端に低い比率である。そして、125 名という定員数は、看護系大学入学定員数 (令和 2 年度) が最少の山形県の 123 名より 2 名多いだ

けの、47 都道府県中 46 位である【資料 5-2】。

また、保健師養成においても、最も養成数が多かった平成 11 年前後の 210 名と比較すると、平成 30 年度は選択制を採用する 2 大学において最大選択可能数 79 名となっており、約 3 分の 1 に減少している。この養成数は、全国の人口 10 万対保健師養成数 17.7 名に対し 7.7 名と、非常に少ない【資料 5-3】。

このように看護系大学で学ぶ環境の乏しい鹿児島県では、看護系大学への進学希望者の多くが県外の大学に進学しており、令和 2 年度推計によると、福岡県と熊本県の看護系大学だけでも 231 名の学生が進学しているとされる【資料 5-4】。生産年齢人口減少が著しい鹿児島県において、看護系大学進学者だけでも相当数の県外流出が認められる事態は、非常に深刻である。

さらに、令和 2 年度の鹿児島県の全看護職卒業者 1,472 名のうち、大学卒の県内就業者は 75 名であり、わずか 5%に過ぎない【資料 5-4】。そして、これまで大卒者の県内就業者の多くは、一部の高度医療機関や行政機関に就職する事態が長年持続しており、看護系大学で学んだ人材が県内各地、多様な施設で活躍する状況には至っていない。

平成 4 年に「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が制定され、基本的指針の「看護師等の養成の考え方」では、“医学・医療の進歩・発展に伴う高度化・専門分化等に十分対応し得る看護の専門的知識・技術と豊かな人間性や的確な判断力を有する資質の高い看護師等を大学において養成”する必要性が強調されている。その結果、全国的には看護系大学が急増し、大卒看護師が増えたが、鹿児島県では未だその成果が十分に行き渡っていない現状がある。

4) 地域社会からの要望

鹿児島県の各市町村は、急激に進行する人口減少、高齢化、生産年齢人口減少に対応する地域創生戦略を策定、改定しながら、活力ある社会を維持するための取組みを行っている。しかし、鹿児島国際大学が地域包括連携協定を結ぶ県内各地の市町村の首長や職員からは、地域創生の取組みの根幹を成す住民の健康を守る役割を担う看護職を公募しても、応募者のいない状態が続いているといった声が多数聞かれる。

このような現状を踏まえて、鹿児島県知事からは、離島・へき地を多く有し、全国に先駆けて高齢化が進行する中で、誰もが安心して暮らせる環境づくりの担い手となる質の高い看護職が必要であり、その人材確保のために鹿児島国際大学に看護学部が設置されることを期待する要望書が提出されている【資料 6-1】。

また、鹿児島県看護協会長からも、医療機関、介護福祉施設をはじめ、在宅でも質の高い看護が求められているが、看護系大学の定員数が少なく、看護職を目指す若者の県外流出が多い現状があることから、地域で活躍できる看護実践能力の高い看護職を鹿児島国際大学において育成することを求める要望書が提出されている【資料 6-2】。

さらに、鹿児島国際大学が設置されている鹿児島市の市長からは、市民の保健医療ニーズの多様化・高度化、大規模災害時の医療体制確保、2025 年問題に対応する「地域包括ケアシステム」の構築の必要性などにより、今後ますます質の高い看護職が求められることから、鹿児島国際大学に看護師・保健師の養成を目的とする看護学部が設置されることを要望し、実現すれば実習受け入れをする予定である旨を記載した要望書が提出されている【資料 6-3】。

そして、鹿児島県医師会長からも、質の高い看護職の必要性とその地域偏在化、看護職の高齢化等の課題の他、看護系大学の養成定員が少ないために、多数の進学希望者が県外流出している現状などから、鹿児島国際大学で離島やへき地を含め地域で活躍する看護職を育成するよう要望書が出されている【資料 6-4】。

このように、鹿児島国際大学に看護学部が設置され、地域貢献意欲の高い看護職が養成され、県内各地、各所で活躍することを望む強い要望がある。また、鹿児島県や近隣県の高校の校長及び進路指導担当者等からも、看護系大学への進学希望者が多いにもかかわらず、鹿児島県の大学入学定員数の枠が少ないため、やむなく県外の大学に進学するか、県

内の専門学校に進路変更せざるを得ない現状があり、鹿児島市内に看護学部ができることを歓迎する声が多数寄せられている。

以上のように、鹿児島県の自治体、関係機関は、鹿児島県において質の高い看護実践能力を有し、地域貢献意欲の高い看護職が、鹿児島国際大学看護学部において養成されることを切望している。

5) 鹿児島国際大学に看護学部を設置する趣旨及び必要性

鹿児島国際大学は、基本理念である「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材」「地域に暮らす人々の生活を生涯支えつづけるための人材」を育成するためには、専門分野のみならず多角的に学べる環境の提供が重要であると考え、基礎教育、専門教育、グローバル教育、地域人材育成教育を4つの柱として取り組んでいる。そしてその相乗効果により「知を学び、地に活かす」ことのできる人材輩出に努めてきた。その成果は、令和2年度卒業生の県内就業率80.2%の数値にも表れており、多くの卒業生が鹿児島県内各地の行政、教育機関、企業、医療福祉介護機関等において、地域で暮らす人々の生活を支える役割を担い、活躍している。

このような「国際的視野でものを考え、地域に貢献する人材」の輩出を使命とする鹿児島国際大学に看護学部が設置され、経済学部、福祉社会学部、国際文化学部の学生とともに、地域貢献について多角的に学び合うことができれば、地域貢献意欲の高い看護学部卒業生が県内各地で活躍する状況をつくりだすことができると考える。また、看護系大学への進学を希望する多くの高校生の県外流出を減少させることができる。

そこで、鹿児島国際大学は、以上の日本及び鹿児島県における現状分析、地域社会からの要望を踏まえ、看護学部を設置して、今後の急激な人口減少により、高齢化と生産年齢人口減少が進行する鹿児島県において、人々が住み慣れた地域でより健康的な暮らしが営めるように、

- (1) 健康から不健康の連続線上にあるあらゆる健康レベルの人々を看護する能力
- (2) 様々なライフステージにある人々の特性に応じて看護する能力
- (3) 地理的条件に恵まれない地域から都市部まで多様な場で暮らす人々を看護する能力
- (4) 日常時や緊急事態などの様々な状況にある人々を看護する能力
- (5) 個人や地域の健康課題の解決のために、住民や多職種と連携協働し、システム化・事業化に向けて柔軟且つ創造的に取組み実現できる能力

を備えた、保健師と看護師の役割を統合して果たせる質の高い実践能力を有する看護職を養成することにした。

3. 教育研究上の目的及び研究対象とする学問分野

1) 教育研究対象とする中心的な学問分野

鹿児島国際大学看護学部では、人々が住み慣れた地域でより健康的な暮らしを営めるように、看護職としての普遍的役割を明確に理解、自覚し、対象（個人、集団）の状態（健康レベル、ライフステージ）、場（都市部や離島へき地、施設や在宅等）、状況（日常や緊急事態等）の特性を的確に把握して、個別・具体的な判断を基に、住民や多職種と連携協働し、柔軟且つ創造的な支援ができる看護職を養成する。それには、保健師役割と看護師役割を統合して実践できる能力が必要であることから、保健師教育課程と看護師教育課程を体系化、一体化した教育課程を設置する。

したがって、教育研究対象とする中心的な学問分野は「看護学」である。

2) 教育目的及び人材養成像

鹿児島国際大学看護学部は、いのちに関わる看護職を養成することを前提に、今日の生態系における様々ないのちを脅かす環境変化や社会現象に関心を向け、その成り立ちや自身との関りを深く検討、熟考し、持続可能ないのちの営みに自身はどのように向き合い関わるかについて多角的に考え、自らの倫理的基盤を築くことができるようにする。そして

それらの姿勢を基に、幅広い教養と人間性及び看護の専門的知識と技術を身につけ、対象が地域において納得できる健康的な暮らしを営めるように、常に学び続け固定観念にとらわれることなく自由な発想で健康課題の解決法を創出し支援できる実践力を獲得できるように教育する。

したがって、鹿児島国際大学看護学部の教育目的は、“看護学を発展させるための専門的な教育研究を行い、あらゆるいのちに思いやりと関心を持ち、その尊厳を護りつつ、倫理的・科学的態度を基に、人々の健康的な暮らしの実現に向けて、看護できる人材を養成する”ことである。

そして、この教育目的に基づき、人材養成像は、“いのちをとうとび、はぐくみ、つなぐことを基本姿勢とし、人々が地域において健康的な暮らしを営めるように、よりよい健康課題の解決法を探究しつつ取り組むことができる看護職”とし、その養成に取り組む。

3) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

鹿児島国際大学は、平成28年中央教育審議会大学分科会大学教育部会（以下、中教審）が示した『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』を踏まえるとともに、日本学術会議の大学教育の分野別質保証委員会が示す「分野別参照基準」を考慮して、「全学的なポリシー策定の基本的な考え方（以下、全学ポリシー）」を策定している。したがって、看護学部の各ポリシーの策定にあたっては、この考え方を踏まえて検討を行った。

看護学部のディプロマ・ポリシーについては、まず人材養成像に表した看護職はどのような看護実践能力を獲得すべきであるかを検討し、6項目の看護実践能力を確認した。次いで、それらが、日本看護系大学協議会の示す「看護学士課程におけるコアコンピテンシー（平成29年版）」を包含するものとなっているかについて検討し、I～VI群のコンピテンシーを全て含んでいることを確認した。その結果を、表1に示した。そして、6項目を、卒業時の到達目標を表す総合的な看護実践能力のディプロマ・ポリシーとして位置付けた。

表1 人材養成像に基づく総合的看護実践能力とコアコンピテンシーの検討

人材養成像に基づく総合的看護実践能力	学士課程におけるコアコンピテンシー	
その人らしい地域での暮らしを支えることができる。	I群 II群	対象となる人を全人的に捉える基本能力 ヒューマンケアの基本に関する実践能力
生活に密着した予防活動を行うことができる。	III群 IV群	根拠に基づき看護を計画的に実践する能力 特定の健康課題に対応する実践能力
健康課題の解決を手助け、支援することができる。	III群 IV群	根拠に基づき看護を計画的に実践する能力 特定の健康課題に対応する実践能力
生活機能の回復・維持を手助け、支援することができる。	III群 IV群	根拠に基づき看護を計画的に実践する能力 特定の健康課題に対応する実践能力
健康的な生活をチームで支えることができる。	V群	多様なケア環境とチーム体制に関する実践能力
国際・地域社会のニーズの変化に対応し、生涯を通して自己を高めることができる。	VI群	専門職として研鑽し続ける基本能力

さらに、総合的な看護実践能力を獲得するために必要とされる下位目標を検討し、8項目を明らかにした。そして8項目を、全学ポリシーにおいてディプロマ・ポリシーの観点とされている、「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の3領域に分類した。

以上の過程を経て設定した、14項目のディプロマ・ポリシーを表2に示した。

表2 人材養成像に基づくディプロマ・ポリシー (DP)

1. 知識・技能 DP1. いのちについて多角的にとらえ検討して説明できる。 DP2. 対象を地域で暮らす人として全人的にとらえて説明できる。	
2. 思考・判断・表現 DP3. 様々な健康レベルにある対象の生活・健康状態を根拠に基づいて判断する能力が身についている。 DP4. 対象から信頼される関係を築くことができる。 DP5. 対象の健康課題を解決する能力が身についている。	
3. 関心・意欲・態度 DP6. 対象の尊厳を護る態度が身についている。 DP7. 地域包括ケアチームにおいて保健師と看護師の役割を統合した看護の専門性を発揮し、協働できる能力が身についている。 DP8. よりよい看護実践に意欲と関心をもち、グローバルな視点を基に探究し続ける姿勢が身についている。	
4. 総合的な看護実践能力 DP9. その人らしい地域での暮らしを支えることができる。 DP10. 生活に密着した予防活動を行うことができる。 DP11. 健康課題の解決を手助け、支援することができる。 DP12. 生活機能の回復・維持を手助け、支援することができる。 DP13. 健康的な生活をチームで支えることができる。 DP14. 国際・地域社会のニーズの変化に対応し、生涯を通して自己を高めることができる。	[内包する下位の DP]
	DP1・2・3・4・5・6
	DP3・4・5・6・7
	DP3・4・5・6・7
	DP3・4・5・6・7
	DP3・4・5・6・7
	DP8

4) 教育課程の編成方針 (カリキュラム・ポリシー)

人材養成像を“いのちをとうとび、はぐくみ、つなぐことを基本姿勢とし、人々が地域において健康的な暮らしを営めるように、よりよい健康課題の解決法を探究しつつ取り組むことができる看護職”とし、それに基づくディプロマ・ポリシーを設定した。そこで、保健師と看護師の役割を統合して果たせる看護職を養成するためのカリキュラムを構成する主要概念を、「いのち」「人間」「暮らし」「健康」「看護」と決定し、定義を明確にした。そして、各概念を学び、修得するために必要となる、知識・スキル・態度には、どのようなものがあるかを検討し、明らかにした【資料7】。

次いで、5つの主要概念の知識・スキル・態度を修得するための教育科目を決定した。そして、全開設科目が、平成29年に「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」の提示した『看護学教育モデル・コア・カリキュラム』の学修目標を含む内容となっているかを照合・検討し、全てを網羅していることを確認した。

さらに、全開設科目を体系的に編成するにあたって、学修の系統性・順次性を検討し、表3に示す「看護構想科目群」「看護実践コア科目群」「看護実践能力育成科目群」「看護探究科目群」を設定し、全教育科目を分類し、体系化を図った。

表3 教育科目を分類する科目群の定義

名称	定義
看護構想科目群	豊かな人間性を養う幅広く多角的な教養教育内容から成る 共通教育科目 の学びを通して、いのち・人間・暮らしにかかわる洞察力・理解力を養う。また、地域で生活する個人・家族・集団・組織など、人々の暮らしと健康を支える社会的仕組み、いのちの営み、様々な健康現象を理解するための 専門基礎科目 の学びを通して、看護の対象を地域で暮らす人として全人的にとらえ、看護するための基礎的能力を養う。そして、それらの学びを基に看護とはどのような行為であるかを探究、洞察し、自身の看護をとらえる視点と看護観を生み出す源となる看護専門科目の根底となる考え方を身に付け、看護学部教育課程を構成する各科目の意義を理解し、主体的な学びを展開する能力を養う 看護導入科目 から成る。

看護実践コア科目群	看護の対象の尊厳をまもり、対象から信頼される関係を基盤にして、生活・健康状態について、根拠をもって判断し、対象の望むよりよい健康状態とQOLの向上を実現するという普遍的看護を実践する際にコアとして機能する知識、技術、態度を学び、それらを統合して実践する能力を養う科目から成る。
看護実践能力育成科目群	保健師と看護師の役割を統合して果たせる実践能力を育成するために、看護を対象の健康レベルを基に、健康増進看護、健康回復看護、長期療養生活看護に編成し、様々なライフステージ、場、状況にある対象（個人、集団）の特性を的確に把握し、普遍的看護を、それらの特性を踏まえて具体的・個別的に展開する実践力を育成する科目から成る。
看護探究科目群	実践科学である看護を常により良いものへと発展させ、人々の健康と福祉に貢献できるものにするために、看護の対象理解、看護実践、看護キャリア開発などについて、自ら探究的に取り組み、生涯に渡り看護を発展させていく態度と実践力を育成する科目から成る。

これらの過程を経て、カリキュラム・ポリシー（CP）を以下のように設定した。

- CP1 人材養成像を基に、保健師と看護師の役割を統合して果たせる看護職を養成するためのカリキュラムの主要概念を「いのち」「人間」「暮らし」「健康」「看護」とし、教育科目を設定する。
- CP2 全開設科目を、看護構想、看護実践コア、看護実践能力育成、看護探究の科目群に分類し、体系的に編成する。
- CP3 1～2年次には、キャリア教育を含む幅広い総合的な内容からなる共通教育科目とともに、主要概念に基づく看護構想科目群を主体的に学び、豊かな人間性を有する自律した医療人としての基礎を育む構成とする。
- CP4 学生が看護職としての専門性を築きつつ、着実に看護実践能力を修得できるように、学生の意欲・関心を起点とし、それらを拡大発展できるように授業科目を配置する。
- CP5 初年次から、「生活機能援助論」を開講し、看護への関心を専門職としての知識・スキル・態度の修得に方向づけ、主体的な学習態度を修得できるように配置する。
- CP6 「生活機能援助論」は、基礎看護技術と専門領域の技術を統合して教授する。そして、対象の健康状態や出現症状を適切にアセスメントし、援助技術を考案・実施・評価することにより、どのような場においても対象に必要な援助を自ら判断し提供できる看護実践能力を育む構成とする。
- CP7 看護実践能力育成科目群は、保健師と看護師の役割を統合して果たせる実践能力を育成するために、対象の健康レベルを枠組みとして、健康な人を対象とする健康増進看護、健康障害を有する人を対象とする健康回復看護、さらに長期療養を必要とする人を対象とする長期療養生活看護として編成する。また、多職種とのチームケア能力を育むために他学部学生と学ぶ時間を設けた地域包括チームケア論や災害支援論などの発展科目も配置する。
- CP8 実習では、最初に「既修得理論・技術」の学習の時間を設ける。また、実習後には、実習内容を整理・統合する「実践と理論の統合」の時間を設け、看護の役割の明確化と自覚を高めるとともに、自身の看護実践を説明可能なものとしてできるように構成する。
- CP9 初年次から、多文化について学び国際的視野を養うとともに、「暮らし探索フィールドワーク」等により人々の地域での暮らしに関心をもてるようにし、社会に貢献する看護を様々な視点から探究する「卒業研究」に発展できるように編成する。

5) 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

教育目的に基づく人材養成像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本方針を検討し、6項目

を明らかにした。そして、全学ポリシーに基づいて以下のように分類し、アドミッション・ポリシー（AP）を設定した。

（知識・技能）

AP1 看護学を学ぶ上で必要な基礎学力及び対人関係能力を有する人。

（思考力・判断力・表現力）

AP2 身近な問題を多角的・論理的に考え、説明できる人。

AP3 自身の体験したことを振り返り、他者が理解できるように説明できる人。

（関心・意欲・態度）

AP4 いのちをとうとび、はぐくみ、つなぐことに関心をもち、これを専門的に学ぶことに意欲のある人。

AP5 看護に必要な知識、スキル、態度を身につけることに熱心で、それらを発展させる意欲のある人。

AP6 地域に愛着をもち、地域のよりよい医療看護の発展に貢献したい意欲のある人。

以上の人材養成像と3ポリシーの相関を図1に示した。

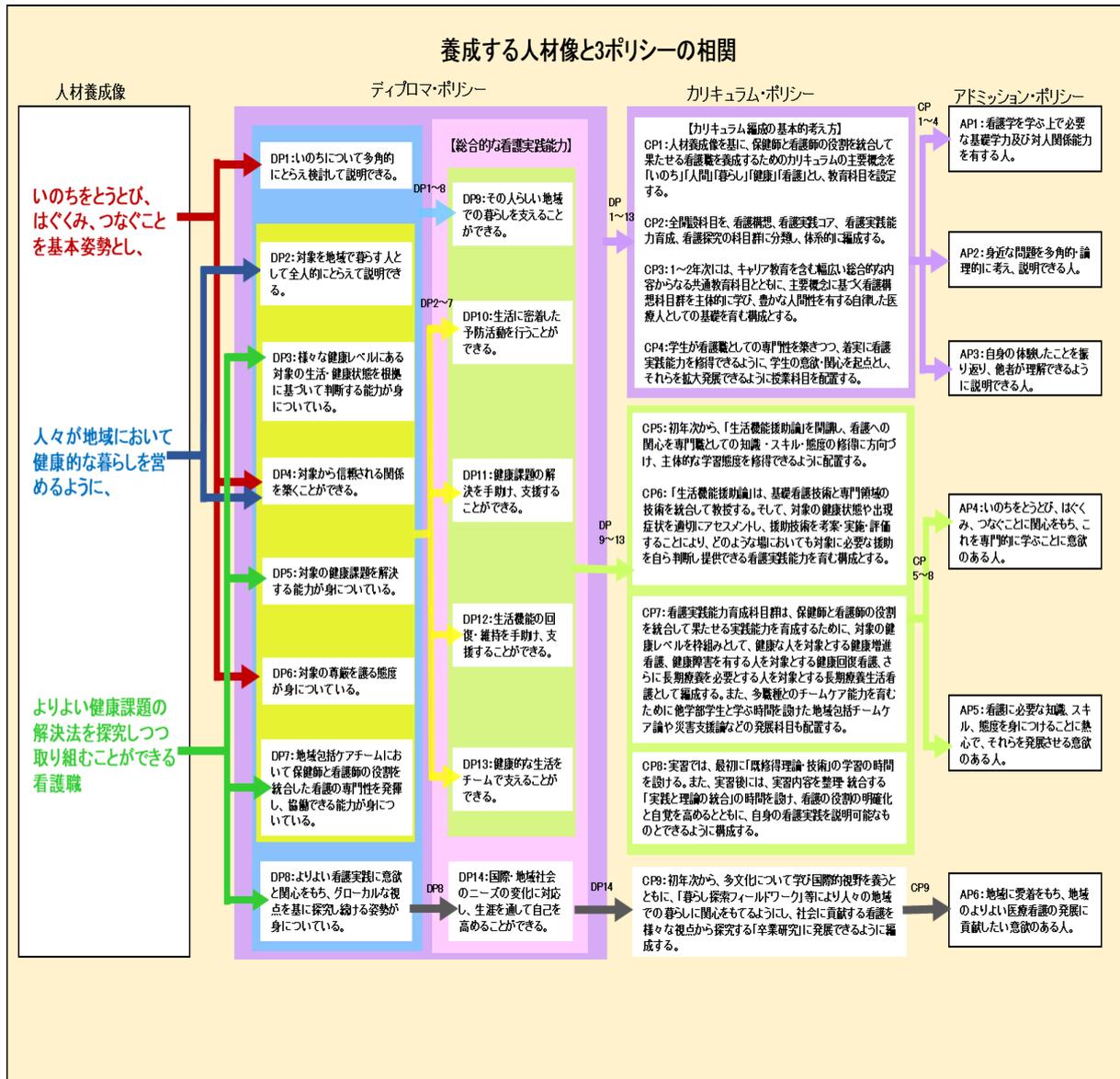


図1 養成する人材像と3ポリシーの相関

6) 学修成果の評価方針

鹿児島国際大学看護学部の教育目的を基に設定した人材養成像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、教育科目の全体構造を表すカリキュラム・マップを作成した【資料8】。これらの教育課程を学生が学んだ成果の評価については、全学ポリシーに示されているアセスメント・ポリシーに基づいて、機関レベル（大学）、教育課程レベル（研究科・学部・学科）、科目レベル（授業科目）で評価することにする。そこで、まず機関レベルについては、カリキュラム・アセスメント・チェックリストを参照し、以下の項目について評価する計画とした。

(1) 機関レベルの評価

<全学的評価項目>

- ①卒業率 a（入学者に対する卒業率）
- ②卒業率 b（在学する4年生の卒業率）
- ③退学率
- ④学生の志望進路（就職率・県内就職率・進学率）

<学部学科評価項目>

- ①国家試験受験者数及び合格率
- ②卒業生アンケート（1年目、3年目、5年目、10年目）
- ③雇用先アンケート
- ④学外関係者評価
- ⑤10年後の卒業生の就業状況
- ⑥10年後の卒業生の研究活動状況（学会参加・学会発表等）
- ⑦10年後の卒業生の継続学習状況（研修履修・進学・資格取得状況等）

(2) 教育課程（プログラム）レベルの評価

平成20年度の中教審の「学士課程教育の構築に向けて」の答申では、「学修成果」とは“プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学修者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を言明したもの”とされている。そのため、学修者の実演などにより表現されたものを手掛かりに、概念理解の深さや知識・スキルを総合的に活用する能力を直接評価するためのパフォーマンス評価が活用されるようになってきた。

また、プログラムレベルの直接評価として、卒業論文やポートフォリオの活用など様々な試みがなされてきたが、科目レベルの評価とプログラムレベルの評価の一貫性・整合性を維持しつつ、学生のディプロマ・ポリシーの達成過程を支援する評価方法とは成り得ていなかった。そこで、授業科目の目標がプログラム全体の目標に直結する科目を重要科目として位置づけ、それらをプログラムの中に埋め込んで評価することにより、プログラム全体の達成状況の過程を含めて評価ができる松下の提唱する“**重要科目の埋め込み型パフォーマンス評価**（Pivotal Embedded Performance Assessment {PEPA}）”を採用することにした。

そして、ディプロマ・ポリシーのDP1～DP14の各々の学修成果を評価するために、どの科目を重要科目に設定するかを、順序性を踏まえて検討、決定し、それらについてパフォーマンス評価を行うことにした。各ディプロマ・ポリシーの重要科目とパフォーマンス評価項目については、表4に示した。また、カリキュラム・マップ上に、学修成果評価の重要科目とわかるように明記し、達成状況を評価するディプロマ・ポリシーのDP番号を付記した【資料8】。

表4 ディプロマ・ポリシーを評価する重要科目とパフォーマンス評価項目

DP			重要科目	パフォーマンス評価	既修得科目
知識・技能	DP1	いのちについて多角的にとらえ検討して説明できる。	人間と看護	GW成果のプレゼンテーション 課題レポート	共通教育科目・いのちをはぐむ地球・地球で生きるいのち・教育方法学・文化人類学・社会心理学・日本史特論・鹿児島島の歴史・生涯発達論・いのちと看護・看護への招待
	DP2	対象を地域で暮らす人として全人的にとらえて説明できる。	健康と看護	GW成果のプレゼンテーション 課題レポート	共通教育科目・地域社会論 まちづくり概論・地域経済論 環境経済論Ⅰ・Ⅱ 医療情報活用論 暮らしをまもる制度 からだの仕組みと働きⅠ・Ⅱ 代謝と栄養・感染と防御 からだの異常と発生メカニズム からだの異常の診断技術 薬理学・働く人の健康 健康障害とその治療Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 保健統計学・疫学 健康をまもる法律 保健医療福祉行政論 暮らしと看護 看護学概論・援助関係論 看護倫理・家族看護論
思考・判断・表現	DP3	様々な健康レベルにある対象の生活・健康状態を根拠に基づいて判断する能力が身についている。	看護展開基礎実習	実習評価	既修得科目 生活機能援助論Ⅰ～Ⅸ 看護展開基礎論
	DP4	対象から信頼される関係を築くことができる。	健康増進ケア論実習 在宅健康回復ケア論実習	領域別実習最後の実習科目における実習評価	既修得科目 健康増進看護総論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 健康増進ケア論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 健康回復看護総論 健康回復看護総論実習 健康回復過程論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
DP5	対象の健康課題を解決する能力が身についている。	成育健康回復ケア論実習Ⅰ 成育健康回復ケア論実習Ⅱ			
関心・意欲・態度	DP6	対象の尊厳を護る態度が身についている。	成人健康回復ケア論実習 老年健康回復ケア論実習	卒業論文	成育健康回復ケア概論 成人老年健康回復ケア概論
	DP7	地域包括ケアチームにおいて保健師と看護師の役割を統合した看護の専門性を発揮し、協働できる能力が身についている。	精神健康回復ケア論実習		精神・在宅健康回復ケア概論 成育健康回復ケア論Ⅰ・Ⅱ 成人健康回復ケア論 老年健康回復ケア論 精神健康回復ケア論 在宅健康回復ケア論
	DP8	よりよい看護実践に意欲と関心をもち、グローバルな視点を基に探究し続ける姿勢が身についている。	卒業研究Ⅱ		既修得科目 新入生ゼミナール 暮らし探索フィールドワーク 看護研究 卒業研究Ⅰ
総合的な看護実践能力	DP9	その人らしい地域での暮らしを支えることができる。	健康増進ケア論発展実習	実習評価	既修得科目 地域包括チームケア論 災害支援論 看護管理論
	DP10	生活に密着した予防活動を行うことができる。			
	DP11	健康課題の解決を手助け、支援することができる。	長期療養生活ケア論実習	実習評価	既修得科目 長期療養生活看護総論 長期療養生活ケア論 地域包括チームケア論 災害支援論
	DP12	生活機能の回復・維持を手助け、支援することができる。			
DP13	健康的な生活をチームで支えることができる。	看護管理論			

DP14	国際・地域社会のニーズの変化に対応し、生涯を通して自己を高めることができる。	看護キャリア発達論	課題レポート	既修得科目
------	--	-----------	--------	-------

参考)・松下佳代：学習成果とその可視化、中教審大学分科会教学マネジメント特別委員会（第6回）講演資料2019.7.5
 ・松下佳代：学習成果とその可視化、高等教育研究、第20集、p.93-111、2017.

なお、“重要科目の埋め込み型パフォーマンス評価”を採用するに当たっては、教員チームによって、重要科目の評価をしっかりと行い、科目レベルの評価とプログラムレベルの評価をつないでいくことが重要とされている。そこで、パフォーマンス評価で用いるルーブリックの作成については、学部開設の初年度に可能な限り全教員が着任する体制を整え、全教員の協議によって作成し、評価内容に対する認識が共有できるようにする。そして、教員が各自で担当する科目レベルとプログラムレベルの評価が整合するようにして、学生のディプロマ・ポリシーの達成を全教員一丸となって支援できる教育評価体制を整える。

(3) 科目レベルの学修成果の評価

科目レベルの評価については、まず個々の科目については、科目担当教員と学生が評価を行い、科目における達成状況を明らかにする。次いで、定期的なポートフォリオ評価において、学生が学期ごとに学んだ内容を振り返り整理した資料を、担任教員とともに検討し、学修成果を評価し、課題を明らかにできるようにする。

具体的な評価項目として、以下のように計画する。

①個々の科目による評価：学生と科目担当者

a 知識・理解の評価：小テスト、期末テスト、レポート、発表物等

b 学習への取組み姿勢の評価

予習・復習時間、講義やグループワークへの参加態度、生じた疑問への対応の仕方（調べる・質問・放置等）、学習内容への関心・興味の程度、当該科目の学習の必要性の認識の程度、出席日数・自己都合による遅刻

c 毎回の講義内容への感想・発見・意見・疑問の記録

d 全講義終了後の振り返り（何を学び、どう活用するか、他科目との関連の検討・統合）

②定期的な（前期・後期ごと）ポートフォリオ評価：学生と担任教員

a 期間内に集積した学修の証拠となる資料の整理と振り返り

→学生が整理したものを学生と担任で評価（成長の程度・課題の明確化等）

b 成長過程を把握できるもの

→学士力に関する質問紙調査（知識・理解、汎用的技能、態度・志向性の発達の程度を測定可能な尺度）

c 学習満足度・意欲の調査

以上の科目レベルの学修成果及び重要科目の評価を通して、学生が自らの学修成果を評価し、卒業に向けて、何を、どのように学び、達成していくべきかを考え、主体的に学修に取り組み、ディプロマ・ポリシーに掲げた総合的な看護実践能力の獲得につながるように支援する。

また、学生の科目レベルの評価に関する情報を、プログラムレベルの評価、機関レベルの評価としても収集・分析し、その結果を教育内容・活動の改善・充実・発展に活用するための評価体制を築く。

II 学部・学科の特色

1. 鹿児島国際大学の機能と特色

鹿児島国際大学は、昭和7年に私学では九州初の商・経高等教育機関として設立されて

以来 90 年間、一貫して「国際的視野でものを考え、地域に貢献する人材の育成」に取り組んできた。そして、地域経済を支える経営者・企業人、社会福祉を支える支援者・指導員、保育から幼児教育・小中高教育に携わる指導者などの養成を行ってきた。また、県内外で活躍する 6 万人を超える卒業生のネットワークと多岐にわたる就職先の先輩の導きに加えて、スチューデントファーストの修学支援体制により、入学時からキャリアデザイン科目を設定し、インターンシップやフィールドワーク、演習（ゼミナール）、進路別指導など、学生一人一人の就業力を高めるきめ細やかな支援を行っている。

それらの地域教育体制を支えるのが、図 2 に示す鹿児島国際大学の地域教育システムである。産学官地域連携センターを通して、学部学科・大学院の学生が、教職員とともに、行政機関・自治体・産業界、地域住民、系列学園、連携大学と日常的に交流し、地域について学び、地域の課題を発見し、課題解決能力やコミュニケーション能力など「働く人として必要とされる能力」を地域の活動を通して育成し、地域が求める人材の育成を行う体制を築いている。そして、『地域とともに歩み、社会に貢献し続ける大学』としての地位を確立してきた。

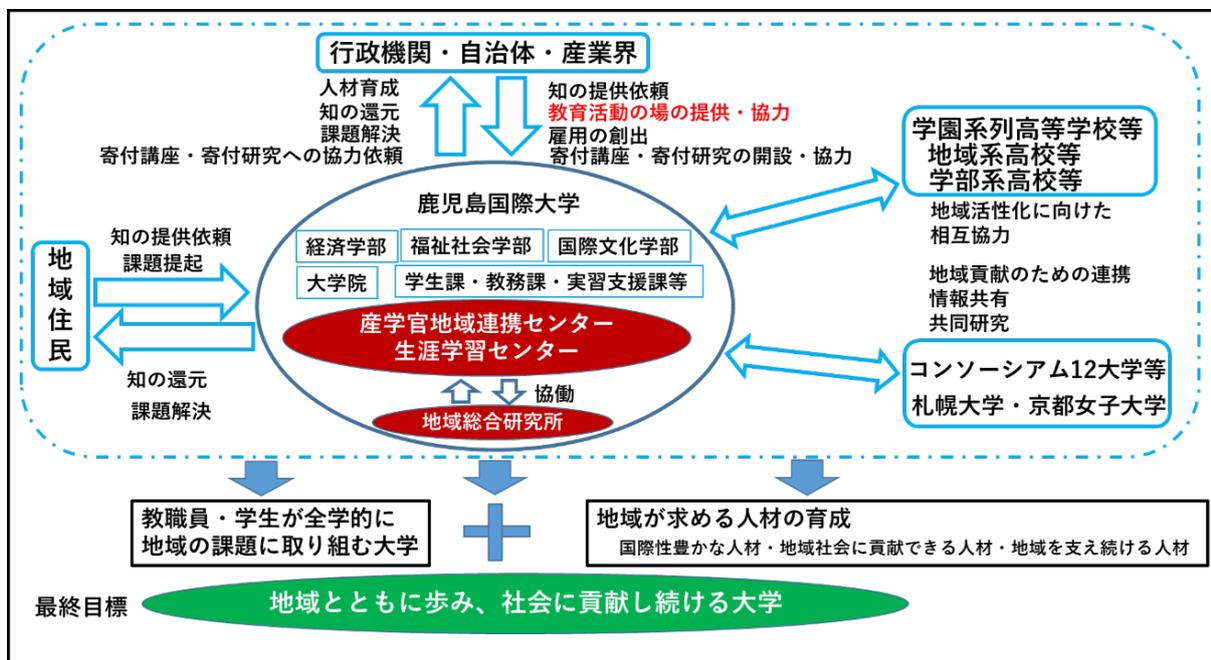


図 2 鹿児島国際大学の地域教育システム

したがって、鹿児島国際大学は、平成 17 年中教審答申で示された高等教育機関における機能として挙げられている他の機能も併有しているものの、特に「幅広い職業人養成」を通じた「社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）」を重点的に担う大学と言える。そして、「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材の育成」と「地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材育成」の基本理念を基に、基礎教育、専門教育、グローバル教育、地域人材育成教育を 4 つの柱として「知を学び、地に活かす」人材養成のための教育カリキュラムを編成し展開していること、また、初年次から地域で学び、地域の課題解決力を高める地域教育システムを構築し、地域と一体となって人材養成を行っていることを特色としている。

2. 鹿児島国際大学看護学部の機能と特色

鹿児島国際大学に新たに看護学部を設置することは、これまで築いてきた『地域とともに歩み、社会に貢献し続ける大学』という機能を、さらに拡大、発展させ、地域住民の生活の質向上のみならず、健康的な暮らしの支援においても貢献の幅を広げ、「幅広い職業人養成」を通じた「社会貢献機能」を一層充実したものとし、地域になくてはならない大学と

しての地位をより一層盤石なものとして確立することを目指すものである。

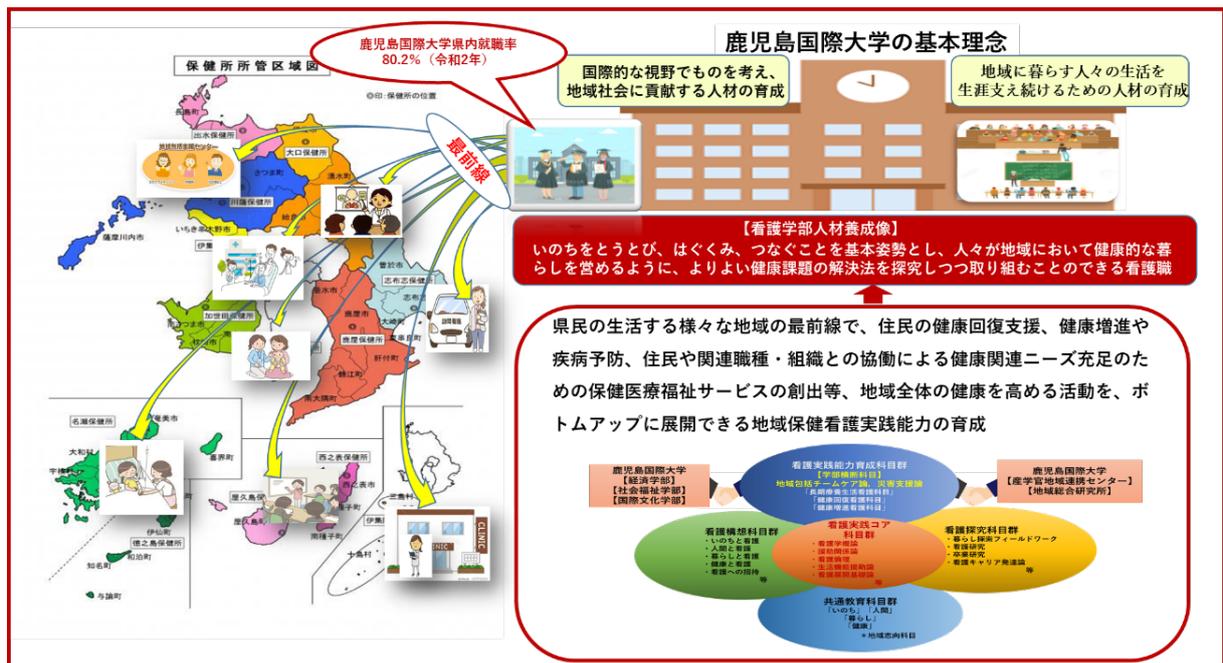


図3 鹿児島国際大学看護学部の卒業生の活動の場のイメージ

また、これからの時代における看護職養成という観点からみると、鹿児島国際大学に看護学部が設置され、県内の大学で唯一の学部である経済学部、福祉社会学部、国際文化学部と教育・研究連携を図ることができれば、生活者を支援するという看護の基盤をより充実させることができ、地域包括ケアにおける看護実践の質を高める教育、研究を進展させることができる。具体的には、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、健康と経済活動における課題が明確となってきたが、このような看護と経済的課題を解決していくための経済学部との教育・研究連携は、これからの看護学の発展にとって非常に重要である。

そして、地域包括ケア時代に突入し、地域において住民や多職種の人々と連携、協働していく必要性がますます高まっている。そのため、看護学生の時期から福祉社会学部の将来、児童教育・福祉・介護分野の職業に就く人たちと交流し、地域で暮らす人々をどのように支援していくかについてそれぞれの立場から学び、検討することにより、その役割を相互理解できること、またネットワークを築けることは、看護職になって地域活動を行う際の貴重な資源となる。

さらに、国際文化学部の教育・研究を基盤とした多文化について学べる豊富な共通教育科目の履修、多くの留学生との交流、海外研修などから、グローバルな思考力とコミュニケーション力、そして地域社会を多角的に捉える視点を獲得することができ、国際的視野でものを考える能力を育むことができる。

加えて、産学官地域連携センターを通して鹿児島国際大学が築いてきた地域教育システムを活用し、早期から地域でのフィールドワークを行うことにより、地域を捉える視点とともに、看護の対象を地域で暮らす人として捉える視点を育成することができる。そして、複雑・多様化する健康課題の発見、解決への取組みを、地域において実践的に学び、その能力を育むことができるようになる。

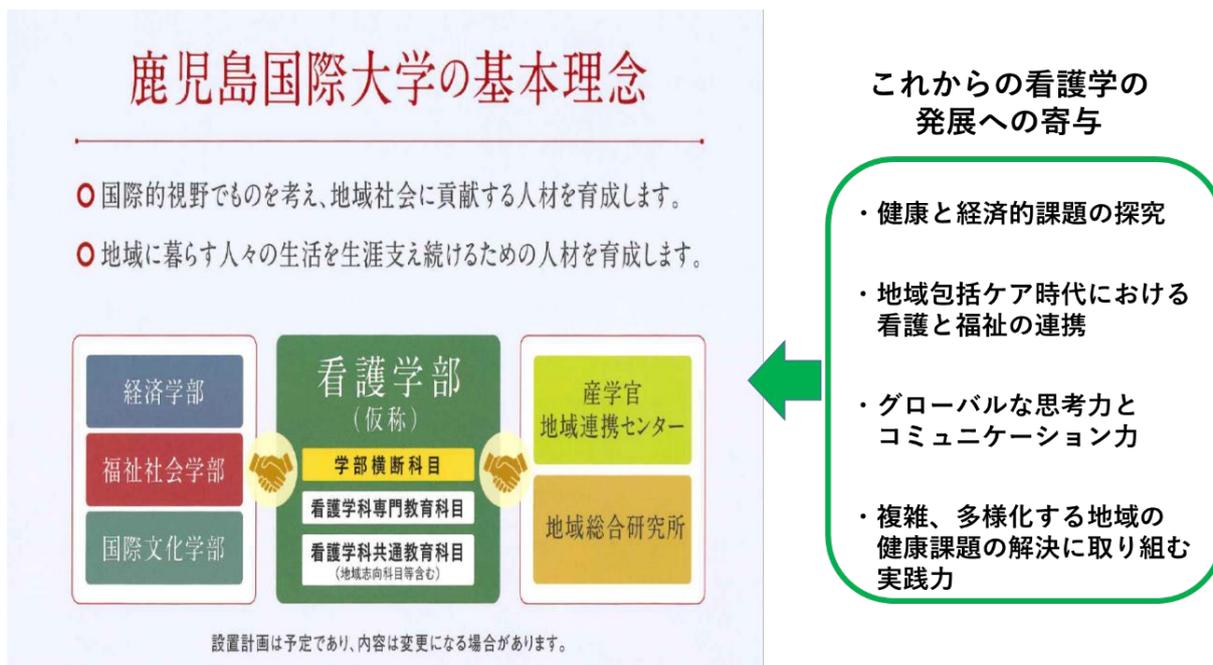


図4 鹿児島国際大学の既設学部と看護学部の連携

このように、鹿児島国際大学に看護学部ができることは、「幅広い職業人養成」を通じた「地域貢献機能」を高めるのみならず、その独自で実績のある経済学部・福祉社会学部・国際文化学部との教育・研究連携を通して、これからの人口減少社会においてさらなる充実・発展が求められる地域包括ケアにおける看護的側面を強化し、看護学の発展に大きく寄与すると考えられる。したがって、「看護学分野の教育・研究」機能においても、特色ある取組みが行えるようになると考える。

III 学部・学科の名称及び学位の名称

設置する学部の教育目的は、“看護学を発展させるための専門的な教育研究を行い、あらゆるいのちに思いやりと関心を持ち、その尊厳を護りつつ、倫理的・科学的態度を基に、人々の健康的な暮らしの実現に向けて、看護できる人材を養成する”としていることから、学部における教育研究の対象の中心的な学問分野を「看護学」とした。また、社会や受験生が明快に教育課程を理解できる名称であることが重要である。そこで、以下の学部、学科、学位の名称とした。なお、英語表記については、国際的な通用性を考慮し決定した。

学部の名称	⇨ 看護学部	Faculty of Nursing
学科の名称	⇨ 看護学科	Department of Nursing
学位の名称	⇨ 学士（看護学）	Bachelor of Science in Nursing

IV 教育課程編成の考え方及び特色

1. 教育科目設定までの経過（再掲）

鹿児島国際大学に看護学部を設置するにあたり、日本と鹿児島県の現状分析、地域社会からの要望等を総合的に検討し、

『今後の急激な人口減少により、高齢化と生産年齢人口減少が進行する鹿児島県において、人々が住み慣れた地域でより健康的な暮らしが営めるように、

- (1) 健康から不健康の連続線上にあるあらゆる健康レベルの人々を看護する能力
- (2) 様々なライフステージにある人々の特性に応じて看護する能力
- (3) 地理的条件に恵まれない地域から都市部まで多様な場で暮らす人々を看護する能力

- (4) 日常時や緊急事態などの様々な状況にある人々を看護する能力
(5) 個人や地域の健康課題の解決のために、住民や多職種と連携協働し、システム化・事業化に向けて柔軟且つ創造的に取り組み実現できる能力

を備えた、保健師と看護師の役割を統合して果たせる質の高い実践能力を有する看護職を養成することが極めて重要であること』が明確となった。

そこで、人材養成像を、

『いのちをとうとび、はぐくみ、つなぐことを基本姿勢とし、人々が地域において健康的な暮らしを営めるように、よりよい健康課題の解決法を探究しつつ取り組むことができる看護職』とした。そして、人材養成像に示す看護職を養成するためのカリキュラムを構成する主要概念として、「いのち」「人間」「暮らし」「健康」「看護」を設定、定義し、修得すべき知識・スキル・態度を明確にし、それらを教育内容とする開設科目を設定した。

2. 教育科目編成の考え方

以上を経て設定した全開設科目をどのように編成するかについては、以下の2つの報告書を踏まえて検討し、決定した。1つ目は、令和元年の「大学における看護人材養成の在り方に関する検討会」の示した「大学における看護人材養成の充実に向けた保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則）の適用に関する課題と対応策」である。この報告書では、学士課程教育において“特に学士力の修得を基盤としている点が重要であり、卒業時に修得できている能力だけに着目するのではなく、卒業後、自分自身で物事を考えて組み立て、学修した知識・技術を統合していく力を獲得できるように教授していくこと”の重要性を指摘している。そして平成16年「看護学教育の在り方に関する検討会報告」で示された5つの学士教育課程の特質（以下、看護学士課程教育の特質）、つまり

- ・「保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること」
- ・「看護生涯学習の出発点になる基礎能力を培う課程であること」
- ・「創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること」
- ・「人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること」
- ・「教養教育が基盤に位置付けられた課程であること」

は、今日においても学士課程における看護学教育の基本的考え方であることを再確認している。

2つ目は、平成20年の中教審による「学士課程教育の構築に向けて」の答申である。この答申では、教育課程編成・実施の方針について、“我が国の学士課程の教育課程は、個々の教員の意向が優先され、学習の系統性や順次性などが配慮されていない”と指摘している。そして、大学に、順次性のある体系的な教育課程編成、幅広い学びの保証、課題探究能力等の育成に配慮した教育課程の編成・実施を求めている。

そこで、看護学部における教育科目の編成にあたっては、看護学士課程教育の5つの特質を踏まえつつ、『保健師教育課程と看護師教育課程を一体化した体系的な学士教育課程の編成』及び『学ぶ主体である学生の立場に立脚した教育課程の編成』を、基本方針とすることを決定した。

1) 保健師・看護師の教育課程を一体化した体系的看護教育課程編成の考え方と特色

(1) 保健師・助産師・看護師に共通する基礎科目の編成

看護学士課程教育の特質として、「教養教育が基盤に位置付けられた課程であること」及び「保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること」が示されている。そこで、教養教育と3職種に共通する看護学の基礎を、まずは<看護構想科目群>の科目で学ぶようにした。

この科目群は、共通教育科目（67科目）、専門基礎科目（31科目）、専門科目の看護導入科目（5科目）から構成される。共通教育科目と専門基礎科目における教養科目については、教育基本法第7条に、大学の基本的な役割として「高い教養と専門的能力を培う」ことが規定されていること、また中教審の答申で、グローバル化する知識基盤社会において、

「教養を備えた専門的な人材育成」が必要であることが示されるなど、学士課程教育における教養教育の重要性が強調されている。鹿児島国際大学では、多彩で幅広い教養科目が多数開講されており、それらの履修により自身を取り巻く様々な環境や現象を多角的に捉える視点と深く洞察する力を養い、豊かな人間性と看護職の基盤となる生命尊重と人々の健康で幸福な生活に貢献するという姿勢を育むことができるようにした。

また、これらの教養科目における学びの成果を看護の観点からも検討し、学生自身の看護をとらえる視点を拡大させ、看護を構想する源を豊かにする学びができるように、専門科目の中に看護導入科目を設定した（表5参照）。

表5 <看護構想科目群>の構造

＜看護構想科目群＞			
看護学科共通教育科目			
基礎科目	新入生ゼミナール(1)	人間教養科目	人文科学(10)
	数理・データサイエンス・AI(3)		社会科学(6)
	キャリアデザイン(7)		自然科学(4)
コミュニケーション スキルズ科目	英語(9)	スポーツ健康科学	地域志向(11)
	第二外国語(9)		講義(2)
			演習(5)
看護学科専門教育科目			
専門基礎科目		専門科目：看護導入科目名	
いのち(2)		看護への招待	
人間(6)		いのちと看護	
暮らし(7)		人間と看護	
健康(16)		暮らしと看護	
		健康と看護	

* () は開設科目数。科目名は、資料9【看護学部看護学科開設科目一覧】を参照。

そして、<看護構想科目群>における教養科目の学びを基盤にして、<看護実践コア科目群>において、どのような対象の状態・場・状況においても貫かれるべき保健師・助産師・看護師に共通する普遍的看護を実践する上で不可欠となる知識・技術・態度を修得できるように編成した（表6参照）。

表6 <看護実践コア科目群>の科目

＜看護実践コア科目群＞		
専門科目		
看護学概論	援助関係論	看護倫理
生活機能援助論		
I. 安全をまもる機能	II. 生きるを支える機能	III. 食物・水分摂取を支える機能
IV. 排便・排尿を支える機能	V. 動くを支える機能	VI. 休むと情報交換を支える機能
VII. 子どもを産み育てることを支える機能	VIII. 救命救急・診療の補助	
IX. 在宅展開・事例展開		
家族看護論	看護展開基礎論	看護展開基礎実習

(2) 保健師・看護師教育課程の一体化した体系的な編成

看護学部では、今後の急激な人口減少による生産年齢人口の減少で予測される看護人材確保の困難さ、また鹿児島県の地域特性を踏まえた現状及び将来において必要とされる看護人材を検討した結果、保健師と看護師の役割を統合して実践できる看護職の養成を行う教育課程の編成を行うことにした。

しかし、日本における看護職養成は、基本的には看護師養成教育をベースにして、保健師あるいは助産師養成教育をその上に積み重ねて行う制度となっている。また、看護師国家試験に合格しなければ、保健師、助産師国家試験に合格してもそれらの資格を取得する

ことはできない。今日、看護師に求められる役割は、疾病構造や医療提供体制等の変化により年々拡大し、活動の場も医療機関中心から地域へと拡大し、指定規則においてもそれらを踏まえたカリキュラム改正が行われている。しかし、従来から専門学校における看護師養成では、看護師の対象は主として健康障害を有する人々、保健師の対象は健康な人々という区分を基に養成が行われてきた。一般の人々にもこの認識が広く浸透している。したがって、看護人材が乏しい地域において様々な健康課題の解決に取り組む際には、保健師及び看護師としての資格をとともに取得していることが不可欠である。

一方、保健師と看護師の役割を統合して実践できる看護職を養成するためには、保健師教育課程と看護師教育課程を一体化した体系的な教育課程の編成が必要である。そこで、**<看護実践能力育成科目群>**における科目を体系的に編成する枠組みを、対象の『健康レベル』とすることにした。つまり、健康な人々を対象とする『健康増進看護』、健康障害を有する人々を対象とする『健康回復看護』、長期療養生活を必要とする人々を対象とする『長期療養生活看護』に編成することにした(表7参照)。これにより、看護の対象は、健康から不健康までの連続線上にある様々な健康レベルの人々であることを明確に認識し学修することにより、看護職の資格によって対象の健康レベルが異なるという捉え方とならないようにした。

表7 <看護実践能力育成科目群>の『健康レベル』による編成枠組みに基づく科目

＜看護実践能力育成科目群＞-1		
専門科目		
健康 ← 健康レベル → 不健康		
『健康増進看護』	『健康回復看護』	『長期療養生活看護』
健康増進看護総論Ⅰ：地域保健 健康増進看護総論Ⅱ：成育保健 健康増進看護総論Ⅲ：成人老年保健 健康増進看護総論Ⅳ：精神保健	健康回復看護総論 健康回復過程論Ⅰ ：急性-回復期・治療過程における看護 健康回復過程論Ⅱ ：リハビリ期・慢性期の看護 健康回復過程論Ⅲ ：人生の最期のとき・外来通院期の看護	(長期療養生活看護総論)
健康増進ケア論Ⅰ ：地域保健看護活動の基礎 健康増進ケア論Ⅱ ：対象の発達段階に応じた地域看護活動 健康増進ケア論Ⅲ ：健康課題の特性に応じた地域看護活動 健康増進ケア論Ⅳ ：学校・産業保健活動	成育健康回復ケア概論 成人老年健康回復ケア概論 精神・在宅健康回復ケア概論 成育健康回復ケア論Ⅰ・Ⅱ 成人健康回復ケア論 老年健康回復ケア論 精神健康回復ケア論 在宅健康回復ケア論	(長期療養生活ケア論)
健康増進ケア論実習 (健康増進ケア論発展実習)	健康回復看護総論実習 成人健康回復ケア論実習 精神健康回復ケア論実習	成育健康回復ケア論実習Ⅰ・Ⅱ 老年健康回復ケア論実習 在宅健康回復ケア論実習 (長期療養生活ケア論実習)

* () は統合科目

そして、普遍的看護を、健康な対象、健康障害を有する対象、長期療養の必要な対象に展開する基本的な看護の考え方と方法論は、『総論』で学ぶようにした。次いで、それぞれの健康レベルの看護を、ライフステージや場、状況等の特性を踏まえて、どのように展開するかを把握・判断して、個別、具体的な看護を展開する方法を『ケア論』で学ぶ。加えて、健康障害を有する対象の看護では、健康障害の回復過程に沿った看護を『健康回復過程論』で、また成育・成人・老年・精神・在宅における看護展開に必要な特徴的な理論や考え方は『概論』で学び、それらを各ケア論に活用して、具体的な看護を展開する能力を獲得できるようにした。これにより、看護を専門領域別に分断して捉えることを防ぎ、看護はあらゆる健康レベルの人々を対象とし、ライフステージ、場、状況等の特性に応じて個別・具体化してケアを提供するという看護実践の基本的構造を理解できるように編成した。

さらに、＜看護実践コア科目群＞、そして＜看護実践能力育成科目群＞により、看護を
実践するために修得してきた知識・スキル・態度の全学修成果を統合し、発展させる統合
科目を編成した（表8参照）。『長期療養生活看護』は、健康障害や事故などにより長期の
療養生活を必要とする人を対象とすることから、実存的側面の洞察及びそれまでの学びを
総括集した看護実践が求められることが想定されることから、統合科目に位置付けた。同
様に、「健康増進看護ケア論発展実習」も、それまでの学びを統合、発展させて、集団や組
織に対して働きかける実習であることから統合科目とした。また、地域における健康課題
を他学部の学生とともに学び、その解決法をチームで検討し、創出することをねらいとす
る「地域包括チームケア論」と「災害支援論」も、統合科目とした。

表8 ＜看護実践能力育成科目群＞の統合科目

＜看護実践能力育成科目群＞-2		
専門科目		
統合科目		
〔長期療養生活看護〕	発展	
長期療養生活看護総論	健康増進ケア論発展実習	
長期療養生活ケア論	看護管理論 看護統合演習	
長期療養生活ケア論実習	学部横断科目	地域包括チームケア論 災害支援論

(3) よりよい看護を目指し探究する姿勢を育む編成

看護学士課程教育の特質には、「看護生涯学習の出発点になる基礎能力を培う課程である
こと」が示されている。＜看護探究科目群＞において、実践科学である看護を常により
良いものへと発展させ、人々の健康と福祉に貢献できるものにするために、看護の対象理
解、看護実践、看護キャリア開発などに、自ら探究的に取り組み、生涯にわたり看護を発展
させていく姿勢と実践力を育成する科目を編成した（表9参照）。

そして、常によりよい看護を探究し続ける課題探究力と探究姿勢の基盤となるグローカ
ルな視点を育成するために、「共通教育科目」と他学部の専門教育科目のうち看護学部学生
が受講可能な「専門基礎科目」の一部を再配置し編成した。さらに、看護の専門教育科目
においては、国際看護や国際保健についての学修や地域におけるフィールドワーク等を通
して、グローバルな視点から対象の地域での暮らしを検討できるようにするとともに、そ
のような対象のより健康的な暮らしをケアする看護の質を高める研究方法を学び、4年次
の卒業研究において一連の研究活動を実践的に学べるように編成した。

表9 ＜看護探究科目群＞の科目

＜看護探究科目群＞			
共通教育科目（再掲）			
〔人間教養科目〕			
日本文学	外国文学	音楽文化論	日本史
西洋史	東洋史	東西文化の交流	地域創生Ⅰ・Ⅱ
Japanology	地域から世界へ	かごしま教養プログラム	かごしまフィールドスクール
海外インターンシップ			
〔コミュニケーションスキルズ科目〕			
英語オーラル・コミュニケーションⅠ・Ⅱ		英語海外研修	英語リーディング
英語ライティング	英文読解の技法	Global Economy and Business	
基礎中国語Ⅰ・Ⅱ	基礎フランス語Ⅰ・Ⅱ	基礎ドイツ語Ⅰ・Ⅱ	基礎韓国語Ⅰ・Ⅱ
韓国語海外研修			
専門基礎科目（再掲）			
地域社会論	まちづくり概論	地域経済論	環境経済論Ⅰ・Ⅱ
文化人類学	日本史特論	鹿児島歴史	

専門科目		
(共通教育科目:新入生ゼミナール)	暮らし探索フィールドワーク	看護学概論(再掲)* (2)
健康増進看護総論Ⅰ(再掲)* (2)	健康増進ケア論Ⅰ(再掲)* (1)	健康増進ケア論Ⅲ(再掲)* (2)
健康増進ケア論Ⅳ(再掲)* (2)	看護研究	卒業研究Ⅰ
卒業研究Ⅱ	看護キャリア発達論*(4)	

* ()は国際看護・保健に関するコマ数

以上の看護教育科目の体系化により、保健師教育課程と看護師教育課程を一体化した看護教育課程を編成した【資料9】。

2) 学ぶ主体である学生の立場に立脚した教育科目の編成の考え方と特色

学士力を育成する教育課程とするためには、学生自らが各科目を学ぶ意義を理解し、それらが卒業時に獲得すべきとされる能力の獲得とどのように関連するのかを解り、自律的に学修に取り組み、学ぶ姿勢を身に付けられるようにすることが重要である。そして、学生目線で『学生の看護への興味・関心を起点として、それらを着実な学びの積み重ねによって拡大、発展させ、ディプロマ・ポリシーに示す総合的な看護実践能力を獲得することができる』ように編成する必要がある。

そこで、以下のような順次性のある体系的な教育課程となるように編成した。

(1) 人材養成像に基づく科目の体系化と配当年次

人材養成像に基づき「いのち」「人間」「暮らし」「健康」「看護」を主要概念として設定した全開設科目を、<看護構想科目群><看護実践コア科目群><看護実践能力育成科目群><看護探究科目群>に分類し、体系化した。そして、順次性については、初年次に<看護構想科目群>を主として学び、社会人、看護職としての豊かな人間性の基盤を築く。それと並行して1年次の看護を学ぶ意欲の高い状態から看護の専門科目である<看護実践コア科目群>を履修し、看護の本質的で普遍的な役割と実践について学ぶ。それらを基に2~4年次には、<看護実践能力育成科目群>において、様々な対象と対人関係を築きながら、個別的、具体的に看護を展開する方法を体験的に学ぶように配置した。一方、<看護探究科目群>については、1~4年次の全教育課程を通して、よりよい看護を探究しつつ実践に取り組む姿勢を育成する科目を学べるように編成した。看護教育課程の体系図を、図5に示した。

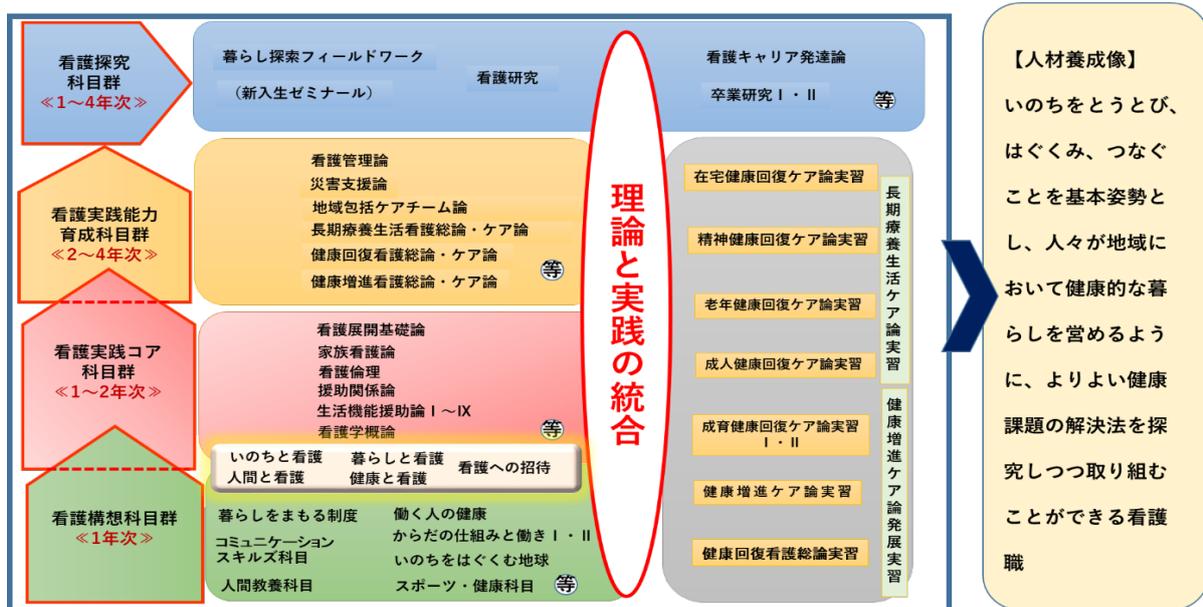


図5 看護教育課程の体系図

(2) 教養科目の学修成果を看護に活かす導入科目の設定

共通教育科目と専門基礎科目における教養科目の学修成果を、看護と関連づけて捉えることができるようにするために、カリキュラムを構成する主要概念を基に「いのちと看護」「人間と看護」「暮らしと看護」「健康と看護」、そして学生個々の専門的看護観の萌芽を目指す「看護への招待」の5科目から成る看護の導入科目を開設する。これにより、幅広く豊かな教養科目の学修成果を看護の視点からも検討し、学生の看護に対する考え方を拡大、深化させることにより、看護への興味・関心を拡大し、看護の専門科目を主体的に学ぶ姿勢を獲得できるようにした。

(3) 基礎看護技術と専門分野の看護技術を統合して学ぶ「生活機能援助論」を設定

従来、看護技術に関しては、基礎看護技術を学び、その後に各看護専門分野で必要とされる技術を分野ごとに修得する科目編成が数多くなされてきた。この編成は、基礎看護技術をベースに、専門分野特有の状態や症状等を踏まえてより専門性の高い技術として統合的に修得できることをねらいとしている。しかし実際には、基礎看護学と各専門分野との連携が不十分で、学生が基礎看護技術と専門分野の技術を統合して理解、修得することが困難な状況が見受けられる。

そこで、基礎看護技術と専門分野の技術を統合して教授する一連の科目を設定した。そして、人間の生活機能を、「Ⅰ.安全をまもる機能」「Ⅱ.生きるを支える機能」「Ⅲ.食物・水分摂取を支える機能」「Ⅳ.排便・排尿を支える機能」「Ⅴ.動くを支える機能」「Ⅵ.休むと情報交換を支える機能」「Ⅶ.子どもを産み育てることを支える機能」の側面からとらえて生活援助を行うための看護技術を学ぶ7科目を設定した。また、「Ⅷ.救命救急・診療の補助」「Ⅸ.在宅展開・事例展開」の看護技術を学ぶ2科目も設定し、合わせて9科目を編成した。

この科目を設定するねらいは、以下のとおりである。

a.	基礎看護技術と専門分野の技術を統合して理解し、実践できるようにする。
b.	各科目において解剖生理と病態生理の理解を基に対象に出現している症状をアセスメントし、適切なケア技術を考案、検討し、実施できるようにする。
c.	解剖生理や病態生理に基づく状態アセスメントにより適切なケア技術を考案、検討、実施する思考過程を繰り返しトレーニングすることにより、どのような状況や場においても自ら判断し、援助できる能力を育成する。
d.	臨地場で遭遇しやすい対象の示す代表的な症状に対し、最低限の初期対応ができるようになる。

そのため、各生活機能援助論の講義・演習の基本展開法を、

a.	〇〇の生活機能を支える解剖生理の理解
b.	解剖生理を基に〇〇の生活機能が健康的に機能するためのケア技術を考える (自分の生活の振り返りを含む)
c.	〇〇の機能が障害される状態(病態生理)の理解
d.	病態生理を基に〇〇の機能が障害されることによる主要症状1(症候学・アセスメントの視点)の理解
e.	解剖生理・病態生理を基に症状を軽減するケア技術の考案・創出と実践
f.	症状軽減のための一般的なケア技術の確認と実践
g.	考案・創出したケア技術と一般的なケア技術の比較・検討により修得すべきケア技術の総合と実施・修得
h.	病態生理をもとに〇〇の機能が障害されることによる主要症状2~3 <d-gの繰り返し>

として実施する。そして、生活機能援助論の全講義・演習において、根拠となる知識を基に、自ら考え、判断し、ケア技術を創出することを繰り返し学修することにより、どのよ

うな状況や場においても、目の前の対象の苦痛緩和を図るための初期対応ができる実践力を育む。

看護学士課程教育の特質として、「創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること」が示されている。「生活機能援助論」における上記の学修方法は、まさに創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶための基本を身につけるためのものである。そして、これらの学修を効果的に行えるように、新棟に設置する看護技術実習室では、講義と演習スペースを一体的に使用できるようにした。また、演習ではグループ毎に、考案・創出したケア技術についての考え方や根拠、実演した動画を他のグループと共有・検討するためのネットワークシステムを整備し、よりよいケア技術を創出するために自ら考え、仲間と協働して取り組む姿勢を獲得できるようにした。

(4) 学生の意欲・関心を起点にして発展させる科目配置

学生の意欲・関心を起点とし、それらを拡大発展できるよう、初年次前期から学生が看護を学んでいるという実感をもちやすい看護技術について学ぶ「生活機能援助論」を配置する。そして、看護への関心を専門職としての知識・スキル・態度の修得へ方向づけ、主体的な学修態度を獲得できるようにする。

また、専門科目を学ぶ上で基礎となる「からだの仕組みと働き」「代謝と栄養」などの専門基礎科目と「生活機能援助論」等の専門科目を並行して開講する編成とする。これにより、先に看護に必要な解剖生理の知識として看護の教員や自主学修によって学んだものを、基礎医学等の専門家から再度学ぶことにより、看護に必要な知識として再確認し、興味関心をもって受講できるようにする。

(5) 対象を目の前にしたときの看護実践を導く思考を育成する看護展開法

看護の専門科目の編成においては、指定規則に示される専門分野を枠組みにして複数科目を設定するのが一般的である。また、教員自体も担当分野の専門性に立脚した教育を行い、時には看護展開法の基本的考え方を統一することなく異なる記録様式を用いて分野別実習が行われる状況もみられる。そのため、看護の初学者である学生は、専門分野別の看護が存在すると捉えたり、普遍的看護役割やその実践法を基に、様々な対象の状態・場・状況等の特性に応じて、どのような具体的・個別的看護が必要かを思考・判断し、実践する能力を獲得しにくい現状が認められる。

また、看護を展開するための系統的な方法である看護過程を構成する各段階（情報収集→アセスメント・診断→計画立案→実施→評価）を枠組みとする実習記録は、本来の目的とする対象の健康課題を科学的で論理的な思考に基づいて解決するという看護過程が、実習記録上では成立していても、現に今、苦しみを訴える対象の症状をどう判断しケアするかという対象を目の前にしたときの看護を導く実践的思考を育成するという点では、必ずしも有効であるとは言えない。そのため、看護基礎教育における学びと臨床看護が乖離しているとの指摘がなされることも多い。

そこで、対象を目の前にしたときの看護実践を導く思考過程を育成するために臨床判断モデルに基づく看護展開法を導入する。そして、「看護展開基礎論」において、その時その場で対象に必要な看護実践を行うことで対象との信頼関係を築き、螺旋的に発展する看護を積み重ねることによって、対象と共有できる健康課題を明確化し、解決のための計画立案、実施、評価を対象とともに取り組む看護展開の仕方を学べるようにする。「看護展開基礎実習」では、それらの看護展開を実際の対象をもとに実践し、学修できるようにする。また学生が、「援助関係論」「看護倫理」「生活機能援助論」「家族看護論」などの普遍的看護を構成する知識・技術・態度を学ぶ科目をはじめとして、様々な既修得科目における学びを臨地において看護実践に活用し、理論と実践を統合する実習ならではの学修の仕方を身に付けられるように実習を通して支援する。

そのために、開設初年度に着任可能な全教員で臨床判断モデルを基にした看護展開法について協議、検討し、看護展開法に関する教員の共通認識をもとに「看護展開基礎論」の

講義・演習と「看護展開基礎実習」を実施できるようにする。また、学生が普遍的看護役割と看護実践を基盤として、対象の健康状態、ライフステージ、場、状況等の特性に応じて看護展開できるようにするための実習記録用紙について検討し、作成する。そして、看護展開法に関する共通認識を基に、ディプロマ・ポリシーの総合的な看護実践能力の育成に取り組む教育体制を整備する。

(6) 情報通信技術の活用能力の育成

共通教育科目の「データサイエンス・AI入門」や「情報処理」等の履修、専門基礎科目の「医療情報活用論」や専門科目の「看護学概論」における“情報通信技術の看護への応用”の学修、演習科目における情報機器の活用などを通して、情報化社会において適切に健康関連情報を読み解き、活用し、発信する能力を育む編成とした。

(7) 多職種連携能力の育成

地域や暮らしについて学べる「地域創生」や「地域から世界へ」等の多様で豊富な共通教育科目及び「まちづくり概論」や「地域経済論」等の専門基礎科目内に一部開講する他学部専門教育科目を、卒業後に様々な分野で活躍することになる他学部の学生とともに学び討議できるようにし、地域の課題を多角的に捉える視点を養う。それらを基に各専門教育科目の講義・演習科目や実習において多職種連携の実践を体験し、チームにおける看護職としての役割の果たし方を考え、判断できるようにする。そして、主要な実習を終えた3年次後期に、『学部横断科目』の「地域包括チームケア論」及び「災害支援論」を学び、他学部学生とともに事例検討や演習を行い、ケアチームにおけるコミュニケーション力及び多職種連携能力を育む編成とした。

(8) グローカルな視点で考え行動する能力の育成

国際的視野でものを考え、地域に根差した活動をめざすグローバルな視点と行動力を育成する編成を行った。国際的視野については、「特定の地域や国を越えて地球上に暮らす全ての人々にとっての公共の福祉という視点をもって考えることができる」能力が重要であり、そのためには「異文化をリスペクトすることができる」「様々な文化を持つ人たちとコミュニケーションをとることができる」能力を育む必要があることから、共通教育科目において、多文化に関する学修、多くの留学生との交流や海外研修等を体験することができるようにした。一方、地域に根差した視点を獲得できるように、地域志向科目群や専門基礎科目内に一部開講する他学部専門教育科目を中心とする地域について広く深く学べる多彩な科目を履修できる編成とした。看護学部ではこれらの共通教育科目と専門基礎科目における学びを基に、専門科目において、“国際的な保健看護活動の実際”や“海外で活躍する看護職の活動の実際”について学ぶとともに、離島やへき地において地域住民に寄り添いながら行う保健看護活動の実際についても学び、多様な地域における看護の在り方を検討し、学修できるようにしている。そして、これらの学修を通して、国際的視野でものを考え、地域の視点で行動するグローバルな思考力とコミュニケーション力、さらに地域社会を多角的に捉えその発展に貢献しようとする意欲を育む編成とした。

(9) 生涯にわたって自己研鑽しキャリア開発に取り組む姿勢の育成

共通教育科目として開講される多彩な「キャリアデザイン」や「地域志向」に関する科目、専門基礎科目の「生涯発達論」、専門科目の「看護学概論」をはじめとする様々な講義・演習・実習などの専門教育科目を通して、自身の社会人、また看護職としてのキャリア開発について検討できるようにする。そして、4年間の学修過程を振り返り、自己研鑽しつつ自らのキャリア開発にどのように取り組むかを検討し、方向づけが行えるように、4年次後期に「看護キャリア発達論」を開講する編成とした。

(10) 看護をより良いものにするための研究マインドと研究遂行能力の育成

「新入生ゼミナール」においてフィールドワークの基礎を学び、「暮らし探索フィールド

ワーク」によって、課題設定・調査・分析・発表までのフィールド調査法の基本を体験的に学び、地域を捉える視点とともに、看護の対象を地域で暮らす人として理解する視点を育成する。あわせて「疫学」や「保健統計学」を学び、グローバル化する社会の中で複雑・多様化する健康課題の発見、解決への取り組み方を理解できるようにする。さらに「看護研究」の履修を通して、看護の事象を様々な視点から捉え科学的に解明するための多様な研究方法について学ぶ。以上の看護探究に関する学修成果を統合し、自らの研究疑問を卒業研究において解明、発表までの一連の研究活動を体験し、研究マインドと基本的研究遂行能力を獲得できるようにする。これにより、実践科学である看護を常により良いものへと発展させ、人々の健康と福祉に貢献できるものにするために、生涯にわたり探究する意義と必要性を自覚し、その姿勢を獲得できるように編成した。

3) カリキュラム・ポリシー（再掲）

以上の教育科目の編成の考え方と特色を基に、以下のカリキュラム・ポリシーを設定した。

- CP1 人材養成像を基に、保健師と看護師の役割を統合して果たせる看護職を養成するためのカリキュラムの主要概念を「いのち」「人間」「暮らし」「健康」「看護」とし、教育科目を設定する。
- CP2 全開設科目を、看護構想、看護実践コア、看護実践能力育成、看護探究の科目群に分類し、体系的に編成する。
- CP3 1～2年次には、キャリア教育を含む幅広い総合的な内容からなる共通教育科目とともに、主要概念に基づく看護構想科目群を主体的に学び、豊かな人間性を有する自律した医療人としての基礎を育む構成とする。
- CP4 学生が看護職としての専門性を築きつつ、着実に看護実践能力を修得できるように、学生の意欲・関心を起点とし、それらを拡大発展できるように授業科目を配置する。
- CP5 初年次から、「生活機能援助論」を開講し、看護への関心を専門職としての知識・スキル・態度の修得に方向づけ、主体的な学習態度を修得できるように配置する。
- CP6 「生活機能援助論」は、基礎看護技術と専門領域の技術を統合して教授する。そして、対象の健康状態や出現症状を適切にアセスメントし、援助技術を考案・実施・評価することにより、どのような場においても対象に必要な援助を自ら判断し提供できる看護実践能力を育む構成とする。
- CP7 看護実践能力育成科目群は、保健師と看護師の役割を統合して果たせる実践能力を育成するために、対象の健康レベルを枠組みとして、健康な人を対象とする健康増進看護、健康障害を有する人を対象とする健康回復看護、さらに長期療養を必要とする人を対象とする長期療養生活看護として編成する。また、多職種とのチームケア能力を育むために他学部学生と学ぶ時間を設けた地域包括チームケア論や災害支援論などの発展科目も配置する。
- CP8 実習では、最初に「既修得理論・技術」の学習の時間を設ける。また、実習後には、実習内容を整理・統合する「実践と理論の統合」の時間を設け、看護の役割の明確化と自覚を高めるとともに、自身の看護実践を説明可能なものとしてできるように構成する。
- CP9 初年次から、多文化について学び国際的視野を養うとともに、「暮らし探索フィールドワーク」等により人々の地域での暮らしに関心を持てるようにし、社会に貢献する看護を様々な視点から探究する「卒業研究」に発展できるように編成する。

V 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法

1) 効果的なシラバスの活用

鹿児島国際大学では、全教育科目のシラバスを作成し、予め学生に公表している。内容

は、授業のテーマ、授業の概要及び方法、キーワード、授業の到達目標及びディプロマ・ポリシーとの関連、授業計画、到達目標の評価方法、授業の予習・復習、使用教材、履修上の注意事項、授業時間外の対応等を明示することになっている。したがって、教員がシラバスを作成するにあたっては、自身の担当する科目が全体の教育課程においてどのような位置づけとなっているかを理解し、学生がディプロマ・ポリシーに示す能力を獲得できるように授業設計を行い、授業展開できる必要がある。併せて、学生が教育目標とディプロマ・ポリシーとの関連を理解し、授業を受講する意義や必要性を解り、主体的に受講できるようにすることが重要である。さらに、教員と学生が交流を図りやすい雰囲気と場を設定し、学生の興味・関心を拡大し、時間外学習をする習慣を身につけられるようにすることも欠かせない。

そこで、初年度に「教育方法：シラバスの運用を中心に」と題する教員を対象とするFDを開催し、シラバス作成を形骸化したものにせず、学部教育プログラムの統合を図り、学生の学びを意味あるものにするための重要な手段として認識し、活用できる学部教育運営の体制を築く。

2) 授業形態と授業科目の単位数・時間設定の考え方

授業形態は、基本的には、講義形式、演習形式、実習形式とする。また、看護学士課程教育の特質として、「創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること」の重要性が示されている。このような教育課程とするには、教員による一方向的な知識や技術の伝達方式による授業ではなく、学生が能動的に学修へ参加するアクティブ・ラーニングが不可欠である。

そこで、専門教育科目の講義形式の授業でも、「学んだ情報を確認しながら自分の考えを形成する」「課題をみつけその解決策を検討しアイデアを創造する」「事例を通して学んだことを検証する」「グループで学習し、成果をプレゼンテーションして、討議する」などの演習的な学修時間を授業計画に設定することを基本とする。一方、看護職の役割を果たすために必要とされる知識については確実に修得できるように知識の伝達を行うことも不可欠であり、それらを基に学生が自主的に学修し発展できるようにしていく必要がある。以上から、大学設置基準における授業時間外の学修を含めて1単位45時間とする考え方を基に、講義形式であっても、アクティブ・ラーニングを導入し、学んだ知識を演習において実際に活用し、学びの内容が確実に身につくようにする講義・演習形式の混合形態を数多く開設することとし、1単位30時間とする時間設定を基本とした。

また、専門教育科目の演習形式の授業については、看護職として必要とされる知識・技能、思考・判断・表現、関心・意欲・態度を身に付けられるようにすることを目的として実施し、1単位30時間で設定した。そして、実習形式の科目は、それまで学修してきた知識・技能、思考・判断・表現、関心・意欲・態度を、臨地の場において、様々な対象に看護実践することを通して統合し、身に付けることを目的として実施し、1単位45時間で設定した。

専門教育科目における各授業形態における学生数の編制は、講義形式では、原則として1学年入学定員数の80名とする。ただし、講義・演習及び演習の科目では、演習部分に関しては、4～6名のグループ学習による少人数教育を基本とする。そして1～2グループ毎に最低1名以上の教員を配置し、きめ細やかな教育を行うとともに、チームで協力して課題解決に取り組むためのコミュニケーション力と協働関係を築く能力を育成できるように支援する。

「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」については、両科目とも演習形式とし、1単位30時間として実施する。学生の希望する研究テーマにより専門分野を考慮して、教授・准教授・講師以上の専任教員が、一人4～5名のグループを担当し、助教はそれらを補佐する。専任教員からの適宜の個人指導、グループ学習、個人ワークを通して、研究疑問の検討段階から研究成果発表までの研究過程を確実に体験的に学び、基礎的研究能力を身に付けられるように指導を行う。

実習形式では、1グループ5名の学生数を基本とし、1名以上の教員が担当する。実習の

詳細については、「VII. 実習の具体的計画」で説明する。

共通教育科目において必修とする「英語オーラル・コミュニケーションⅠ」「英語オーラル・コミュニケーションⅡ」のクラス編制は、1クラス20名とする。また、「情報処理」は1クラス40名で編制し、実施する。

以上の全開設授業科目については、毎回、口頭もしくは筆記による質疑応答と学生の意見交換ができる機会を設定する他、オフィス・アワーを設け、学生の質問事項について学修意欲を発展させられるように丁寧に対応する。また、学生の個人ワークによるレポートやグループ活動の学修成果については、学生がその成果を適切に評価し、自身の課題を明確化し自主的学習を促進できるように添削指導を行うようにする。そして、各授業科目終了時には、全学的に取り組まれているアンケート調査を実施し、授業科目に対する意見と学生自身の授業取組みについて把握し、結果をその後の授業実施に反映できるように組織的に取り組む。

なお、全開設科目には、授業科目の課程と開設学部学科、学修レベル、授業形態、学問分野を示すナンバリングコードを付すことで、学生が履修科目の位置づけを確認し、順序良く履修できるようにした。

3) 履修科目の登録上限の設定 (CAP制)

学生の適正な学修時間を確保し、4年間で均衡のとれた学修を行えるように、履修科目の各年次、各学期における登録上限を以下のように設定する。しかし、卒業所要単位数としない履修科目、また期間内に集中的に実施される、集中講義科目、実習科目は単位制限には含まないこととした。

表 10 履修科目の登録上限

1年次		2年次		3年次		4年次(留年生を含む)	
48		48		48		48	
前期 24	後期 24	前期 24	後期 24	前期 24	後期 24	前期 24	後期 24

4) 成績評価

成績評価については、以下のように行う。

- (1) 各授業科目の成績評価は、原則として毎学期試験等によりこれを行う。
- (2) 成績評価は、試験結果、出席状況及び平常の学習状況等に基づき、科目担当者がこれを行う。
- (3) 試験は、研究報告、論文、実験、実習、実技の審査、その他の適切な評価手段をもってこれに代えることができる。
- (4) 成績の評価は、原則として100点法をもって表し、60点以上を合格とする。
- (5) 成績評価による学習の成果を総合的に判断する指標として、GPA (Grade Point Average) を用いる。なお、GPAによる総合的な成績評価は、100点法に基づいて不合格の授業科目を含めて行い、学期GPA、年度GPA、通算GPAを算出し、学生の学修支援に活用する。

5) ガイダンスの実施

入学時の全学オリエンテーションにおいて、大学の建学の精神、修学上の基本事項（年間行事・単位制・学生への連絡方法・学生情報システム・ナンバリングコード・履修登録・スポーツ実習の履修・Webキャリア・ポートフォリオ (WPC) ・授業・試験・成績）等について、履修要項をもとに説明を行うとともに、坂之上キャンパスの各施設の利用方法を探索しながら理解できるようにする。

その後、伊敷キャンパスの看護学部で開講する「新入生ゼミナール」において、看護学部の教員が、伊敷キャンパスにおける看護学部の図書館、実習室、シミュレーションルーム、教室、リフレクションコーナー、更衣室等の施設の探索と、利用の仕方等の説明を実施し、学生が自分らしい大学での居場所づくりができるようにする。そして、大学で学ぶ

とはどのようなことなのか、大学で学ぶ仕組み（看護学部の教育目的・人材養成像・教育課程の編成の仕方・単位制・進級・学位）等について、オリエンテーションを実施し、主体的に学修できるようにする。

2～4年次生については、前年度の3月に新学期ガイダンスを教務担当教員が実施し、当該年度における教育プログラム上の目標を提示することにより、学生が自身の年間目標を明確にできるように支援し、当該年度に開講される科目の履修意義を理解して、履修登録ができるようにする。

6) 担任制の導入

学生と教員の交流を図り、修学及び学生生活に関する相談等をしやすい関係を築き、有意義な学生生活が送れるように支援する担任を配置する。講師以上の教員が担任になり、1学年4～5名の学生を担当する。

また、担任は、学期毎に担当学生の期間内に学んだ学習成果のまとめと重要科目の評価を一緒に振り返り、成長の程度を確認するとともに、ディプロマ・ポリシーに示された能力の獲得を目指して次学期に取り組む課題を明確化し、学期移行が効果的に行われるようにポートフォリオ評価を実施する。

2. 卒業要件

卒業要件は、学則第35条及び第11条2に基づき看護学部履修規程に定める【資料10】。

具体的には、看護学部に4年以上在籍し、人材養成像に基づく看護教育課程において卒業要件として定める以下の表に示す単位を取得し、ディプロマ・ポリシーに示すところの学修成果を得ることができた学生に卒業を認め、学位『学士（看護学）』を授与する。

表11 卒業要件

区 分			卒業要件単位数		
			必修科目	選択科目	合計
共通教育科目	看護構想科目	基礎科目	4	8単位	18単位以上
		人間教養科目	2		
		コミュニケーションスキルズ	2		
		スポーツ・健康科学	2		
専門基礎科目	看護構想科目	いのち	2	4単位以上	32単位以上
		人間	2		
		暮らし	2		
		健康	18		
専門科目	看護構想科目	看護導入科目	5	79単位	79単位
		看護実践コア科目群	16		
		看護実践能力育成科目群	53		
		看護探究科目群	5		
合計			113	16	129

3. 履修モデル

看護学部のカリキュラム・ポリシーを基に、科目の体系性、順次性を踏まえて編成した看護教育課程を、1年次から4年次まで履修した場合の履修モデルを作成した【資料11】。

VI 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

メディアを活用した学修を可能とする多目的実習室を設置し、臨場感あふれる演習や遠隔授業を行う以下のような授業を計画している。

1. 2つのキャンパス間で学部横断科目の開講

看護学部の学生と他学部の学生が、学部における専門科目の学修が進行し、今後担うことになる専門職としての役割を理解し、自覚できるようになる3年次後期以降に、学部横断科目「地域包括チームケア論」及び「災害支援論」を、坂之上キャンパスと伊敷キャンパスでメディアを活用して開講する。そして、「地域におけるケア場面」や「災害場面」「救命措置場面」等の動画、遠方に居住する被災者や専門家をゲストスピーカーとしてリモート出演してもらい、事例検討をしたり、課題解決についてチームで検討したりするなどの双方向の学修を計画している。

2. 看護キャリア発達論

キャリアの発達を検討する際にモデルとなり得る多様な場で活躍している看護職をゲストスピーカーとして招聘し、キャリア発達についての語りを傾聴し、学生が自身のキャリアを深く検討できるように計画している。その際、遠方に居住する方については、メディアを活用しリモート出演をしてもらう計画である。

3. 離島・へき地の暮らしや保健看護活動

「保健福祉行政論」「健康増進ケア論Ⅲ：学校・産業保健活動」等の科目では、離島・へき地における保健看護活動において、メディアを活用し、離島やへき地に居住する看護職をゲストスピーカーとして招聘し、住民の暮らしや保健看護活動の実際について、リモート出演により、紹介をってもらう予定である。

Ⅶ 実習の具体的計画

1. 実習計画の概要

1) 実習の目的

看護学士課程教育の特質として「人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること」が示されている。実習は、まさにこれらの体験学習を最も効果的に行う貴重な学びの場である。そこで、看護学部の実習は、学内で学んだ知識・技術・態度を基に、看護の対象と自宅、地域、医療施設、各種機関等において、対象を尊重した関りを行うことによって援助関係を構築し、健康の保持・増進・健康障害予防、健康障害の種類と回復過程に応じた看護を展開できる実践能力を育成することを目的として実施する。そして、実践した看護について省察し課題を明確にしつつ、よりよい看護を探究し、看護の質を高める取り組みができる看護職の姿勢を獲得できることを目指す。

2) 実習目標(実習のねらい)

保健師・看護師教育課程を一体化した体系的な教育課程として、まずフィールドワークにおいて人々の地域における暮らしや健康な生活について学べるようにした。それらの成果を基盤にして、健康レベルに応じた看護実践の仕方を実習で体験を通して学べるようにした。そして、どのような対象の状態や場、状況等においても共通する普遍的看護展開の仕方を基本とし、それらを様々な健康レベルの人々を対象に、その特性をアセスメントし、個別・具体的に看護実践することを認識できるように編成した。

具体的看護展開においては、その時その場で対象に必要な看護に気づき提供することによって信頼関係を深めることを繰り返すことによって、螺旋的に援助関係を発展させる中で、対象と共有できる健康課題を明確化し、解決のための計画立案、実施、評価を対象とともに取り組む看護の展開の仕方を学べるようにした。

これにより、ディプロマ・ポリシーに示す以下の総合的な看護実践能力を獲得できるようにする。

【総合的な看護実践能力】

- DP9 その人らしい地域での暮らしを支えることができる。
- DP10 生活に密着した予防活動を行うことができる。
- DP11 健康課題の解決を手助け、支援することができる。
- DP12 生活機能の回復・維持を手助け、支援することができる。
- DP13 健康的な生活をチームで支えることができる。
- DP14 国際・地域社会のニーズの変化に対応し、生涯を通して自己を高めることができる。

3) 実習の段階的設定

実習の前段階において、学生が看護の対象を地域で生活する人として捉える視点を獲得できるように、＜看護構想科目群＞における「新入生ゼミナール」と「暮らし探索フィールドワーク」を履修するように編成した。そして、病院の外来受診をしている人や、入院生活を送る人たちと関わることによって、健康障害によって地域における暮らしが脅かされている状況にある対象を理解できるようになるための「健康回復看護総論実習（1単位）」を行うようにした。この実習では、健康障害の発症が人々に及ぼす影響を深く、多角的に検討、理解し、看護職が果たすべき役割を自覚できるようになることを目指す。

その上で、どのような対象の状態・場・状況においても貫かれるべき普遍的看護実践を構成する知識・技術・態度について学ぶ＜看護実践コア科目群＞による学修成果を、臨地において統合し実践する「看護展開基礎実習（2単位）」を行うようにした。この実習では、生活機能援助論において繰り返し体験した生活機能の健康的な状態や障害された状態をアセスメントし、必要なケア技術を考案、実施する体験を、臨地の場で対象に実施できるように、初学者の学生が対象の状態を比較的理解しやすく、かつ生活機能障害に基づくケアの必要性をアセスメントしやすい整形外科病棟や地域包括ケア病棟を中心にして実習を行うように計画した。

次いで、対象の健康レベルに焦点をあて、健康な人々を対象とする「健康増進看護」、健康障害を有する人々を対象とする「健康回復看護」、長期療養生活を必要とする人々を対象とする「長期療養生活看護」で編成される＜看護実践能力育成科目群＞における学修成果を臨地において統合し実践する各ケア論実習を行うようにした。この実習では、「健康増進ケア論実習（3単位）」、「成育健康回復ケア論実習Ⅰ（3単位）」、「成育健康回復ケア論実習Ⅱ（3単位）」、「成人健康回復ケア論実習（3単位）」、「老年健康回復ケア論実習（3単位）」、「精神健康回復ケア論実習（3単位）」、「在宅健康回復ケア論実習（3単位）」の7分野のケア論実習を、3週間ずつローテーションしながら実施するよう編成した。そして、対象の様々な健康レベル、場、ライフステージ、健康障害の種類・状態等における特性をアセスメントすることにより、普遍的看護を個別・具体化し、看護を展開する体験を通して、看護実践能力を育成することを目指す。

しかし、7分野のケア論実習を次々に体験するため、学生たちが各実習の目標や学びを整理できず混乱を招く可能性がある。そこで、各ケア論実習の開始時には各看護分野に関するそれまでの学修成果を復習し、当該分野における特性を明確にして、目標をもって実習にとり組めるようにする。そして、実習終了時には、看護展開における普遍的看護と当該分野における特性を反映した看護を整理して捉え理解できるようにまとめを確実にを行い、次に行うケア論実習に臨めるようにする。

さらに、実習を通してそれまで学んできたことを統合し修得した知識・スキル・態度の全学習成果を活用して取り組むことが求められる、「長期療養生活ケア論実習（2単位）」「健康増進ケア論発展実習（2単位）」を行うことによって、ディプロマ・ポリシーに示す総合的な看護実践能力を獲得できるようにした。

以上のように、2年次前期から4年次前期にかけて段階的に学ぶ、合計11科目28単位の实習を必修として編成した。

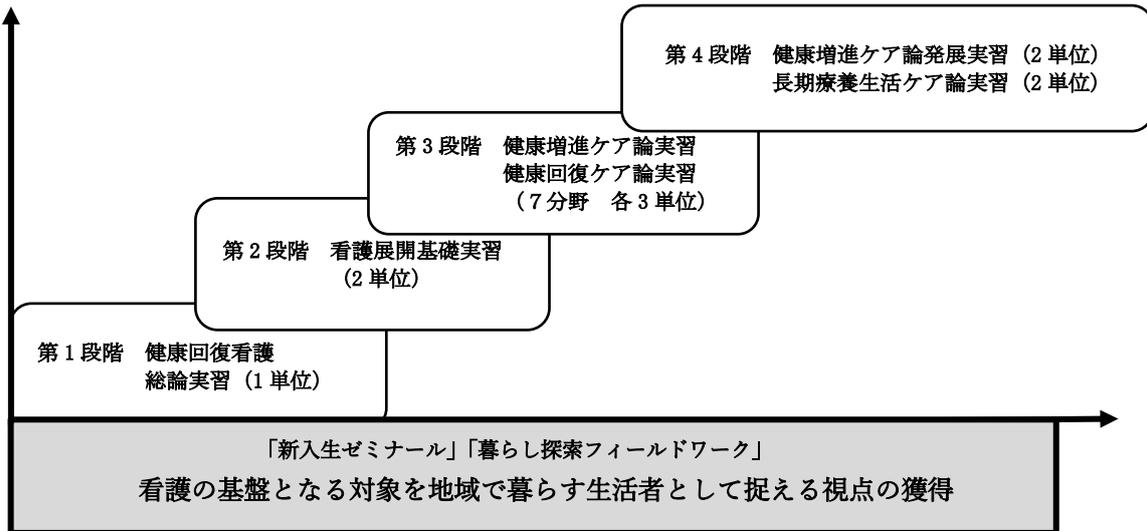


図6 実習の段階的設定

表12 段階別実習内容

年次	実習の内容	実習科目
第1段階	健康障害によって地域における暮らしが脅かされている状況にある人たちと関わり、健康障害の発症が人々に及ぼす影響を深く、多角的に検討、理解し、看護職が果たすべき役割を自覚できるようになることを目指す。	＜看護実践能力育成科目群＞ 【健康回復看護】 健康回復看護総論実習（1単位）
第2段階	普遍的看護実践を構成する知識・技術・態度に関する学修成果を統合し、臨地において療養生活を送る対象を受け持ち、そのケアニーズに「気づく」「解釈する」「反応する」「省察する」の4つのフェーズを通して実際にケアを実施し、それにより援助関係もまた進展することを理解し、看護実践の基本的展開法を学習する。	＜看護実践コア科目群＞ 看護展開基礎実習（2単位）
第3段階	様々な健康レベルの対象と関り、そのライフステージ、場、状況の特性をアセスメントし、個別・具体的な看護を展開する仕方を7分野の実習を通して学習する。そして普遍的看護を対象の特性に応じて個別・具体化する看護実践法を身に付ける。また、その時その場で対象に必要な看護を提供することによって信頼関係を深め螺旋的に援助関係を発展させながら看護を発展させる看護の基本構造を理解する。さらに、よりよい看護提供を目指した課題探究姿勢の獲得、チーム支援の実際について学ぶ。	＜看護実践能力育成科目群＞ 【健康増進看護】 健康増進ケア論実習（3単位） 【健康回復看護】 成育健康回復ケア論実習Ⅰ（3単位） 成育健康回復ケア論実習Ⅱ（3単位） 成人健康回復ケア論実習（3単位） 老年健康回復ケア論実習（3単位） 精神健康回復ケア論実習（3単位） 在宅健康回復ケア論実習（3単位）
第4段階	既修得の全学習成果を活用、統合して取り組むことが必要とされる長期療養生活を送る対象を支援する看護の実際とそれらを組織として提供する看護管理の在り方について学ぶ。また、産業保健や学校保健など、組織における健康維持増進のための看護活動の実際について学ぶ。	（統合科目） 【長期療養生活看護】 長期療養生活ケア論実習（2単位） （統合科目） 【健康回復看護】 健康増進ケア論発展実習（2単位）

4) 各年次の実習科目と実習内容

4段階における実習の順次性に従って、以下のように学年毎に、実習科目（単位数）を編成した【資料12】。

表 13 各年次の実習科目と実習内容

年次	実習科目(単位数)	実習の内容
2年次前期	健康回復看護総論実習 (1単位)	健康障害(またはその疑い)をきたし、医療機関への外来受診や入院生活を送る対象との関わりを通して、健康障害がこれまでの日々の暮らしにどのような影響を及ぼすのかを理解する。また、入院・外来治療を受ける対象が描くこれからの暮らしと医療や看護に期待することを把握し、看護の果たすべき役割を理解できる。
	看護展開基礎実習 (2単位)	既修得の学修成果を基に、医療機関で入院生活を送る対象のケアニーズに気づき、ケアの必要性について根拠をもって判断、実施し、その過程を省察することを通して、援助関係を発展させつつ、看護を発展させる具体的な看護展開の基礎を学ぶ。また、対象の健康状態の回復を促進する日常生活援助の重要性を理解し、より安全・安楽なケアを提供できるように学習、検討、考案しながら看護に取り組む姿勢を身に付ける。
3年次前期 ～後期	健康増進ケア論実習 (3単位)	公衆衛生看護学に関する既修得の学修内容を基に、保健所、保健センターをはじめとする地域で暮らす様々な対象・健康レベルにある人びとへの看護活動を理解し、看護実践能力の基盤を養う。具体的には、地域ケアシステムについて理解し、地域看護活動を実践するための基本的技術力を養う。同時に、健康の保持・増進に向けて、地域診断に基づき、地域のヘルスニーズを充たすための地域看護の専門的活動方法を理解する。
	成育健康回復ケア論実習Ⅰ (3単位)	成育看護学に関する既修得の学修内容を基に、地域で暮らす子ども・子育て期にある人々の多様な健康レベルに応じたその人らしい生活を送る上で抱える健康課題に対し提供される、保健・医療・福祉・教育等の連携協働による包括的支援について実習を通して理解するとともに、支援における看護の役割を考察することにより、地域で暮らす子ども・子育て期にある人々の特性を踏まえた看護を提供するための基本的能力を養う。 地域で暮らす子ども・子育て期にある対象者の様々な健康レベルと対象者が抱える多様な健康課題に対する多職種連携協働による対象中心の包括的支援について、妊娠期から子ども・子育て期までの切れ目ない支援の場として保健・医療・福祉・教育機関等での実習を行う。
	成育健康回復ケア論実習Ⅱ (3単位)	成育看護学に関する既修得の学修内容を基に、成育過程の周産期(妊娠・分娩・産褥・新生児期)、乳幼児・学童・思春期における対象者の成長・発達の特徴を踏まえ、あらゆる健康レベルにいる対象者とその家族について理解を深め、対象者の健康課題と健康レベルに応じた看護の実際を学ぶ。 具体的には、医療施設で入院あるいは外来通院している対象の特性を理解し、周産期の母子を対象としたウェルネスの視点での看護の展開や、成育過程にある健康課題を有する対象者の看護の展開を通して、成育看護に必要な基礎的な看護実践能力を修得する。また対象者や家族が直面する成育医療における様々な治療やケアの選択場面の現状を理解し、意思決定支援における看護職の役割について考察することができる。さらに、成育過程にある様々な健康課題をもつ対象者への看護実践を通し、成育看護の対象者とその家族を取り巻く保健医療チーム(施設内外、社会資源を含む)の役割について理解すると

3年次前期 ～後期		ともに、次世代成育過程の健康について、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR) 視点から考察することができる。
	成人健康回復ケア論実習 (3単位)	<p>成人看護学に関する既修得内容を活用し、成人看護の対象と、医療機関において交流することを通して対象を尊重した援助関係を構築し、健康障害の種類と回復過程に応じた看護の展開の実際を学ぶ。</p> <p>具体的には、成人期にある人の特性を理解し、対象が日常生活において自身の健康管理をどのように行っているかを理解したうえで、健康障害が生じ入院治療を余儀なくされた人に必要な看護を実践する。また治療を終えた患者・家族の生活の再構築に向けて、チームで支援する看護の実際を学ぶ。</p>
	老年健康回復ケア論実習 (3単位)	<p>老年看護学に関する既習得内容を活用し、老年看護の対象と、医療機関、グループホーム等において交流することを通して、対象を尊重した援助関係を構築し、健康障害の種類と回復過程に応じた看護の展開の実際を学ぶ。</p> <p>具体的には、高齢者の特性を把握し、健康を維持・回復・増進し、その人らしく暮らしていこうとする思いを受け止め支援する看護の実際に取り組む。自立した生活の維持・拡大、個人や家族が描くこれからの生活に向けて、チームで支援する看護の実際を学ぶ。</p>
	精神健康回復ケア論実習 (3単位)	<p>精神看護学に関する既習得内容を活用し、精神看護の対象の特性を理解し、在宅、医療機関、就労施設等における交流を通して援助関係を構築し、精神の健康障害の種類と療養過程に応じた看護の展開の実際を学ぶ。</p> <p>具体的には、対象から信頼される関係を形成するために求められる看護者としての基本的態度を修得するために、対象との交流場面における相互作用過程を自己洞察し、それらの成果を関りに生かすことの必要性を実際に実施して理解する。また、対象の精神障害と回復過程を理解し、対象の言動を精神障害やその治療法、生活環境、入院環境などから総合的に解釈し、その意味を理解できるようになる。そしてその意味を踏まえながら対象の有するストレスと健康障害から生じる生活面への影響を、心理・社会・身体的側面から総合的にアセスメントし、対象が望む生活をその人らしく送れるようになるためのケア計画を対象とともに計画実施、評価するという一連の看護の展開の仕方について学ぶ。また、精神障害における各種治療法、精神保健福祉法に基づく患者処遇、精神科におけるチーム医療の実際を体験することによって、それらにおいて看護職の果たすべき役割について理解するとともに、精神医療の現状をしり、今後の在り方について考察することができる。</p>
	在宅健康回復ケア論実習 (3単位)	<p>在宅看護学に関する既習得内容を活用し、在宅看護の対象の特性を理解し、自宅や入所施設等において交流することを通して、対象を尊重した援助関係を構築し、健康障害の種類と回復過程に応じた看護の展開の実際を学ぶ。</p> <p>具体的には、在宅で生活する様々な健康レベルにある人々や家族に対して、QOLの維持・向上、生き生きとした日々の暮らしの実現にむけた看護について学ぶ。在宅看護を支える制度と関係者の組織を超えた多職種連携をとおして、ケアマネジメント及び在宅ケアの実際について学ぶ。</p>

4 年次前期	長期療養生活ケア論実習 (2 単位)	全教育課程における学修成果を統合、活用し、長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた対象の健康課題の解決を手助け、支援する看護の実際について学ぶ。 日々を豊かに暮らそうと願う人や家族の思いを実現するために、多職種と連携し生活機能の回復・維持と QOL の向上のための取組みの実際、また長期療養者の生活を組織として支える看護管理の在り方について学ぶ。そして、それらの看護体験をとおして、一年次から育んできた自らの看護観を省察し、自身の成長過程を説明できるようになる。
	健康増進ケア論発展実習 (2 単位)	健康と職業の両立を支える産業保健活動の実際と、労働者の健康の維持増進のための看護支援の方法について学ぶ。生徒の発達段階に応じたセルフケア能力を高める保健活動の実際について学ぶ。

なお、科目別実習計画概要を【資料 13】に示した。

5) 各実習の履修要件

各段階の実習は、実習以外の講義・演習等の学修進度も踏まえて順次性に従って実施されるため、履修するにあたっては、各学年による進級条件を満たし、かつ以下の要件を満たしておく必要がある。

- (1) 各実習の既修内容となる必修科目の履修を終えていること
- (2) 実習計画における前段階の必修の実習科目の履修を終えていること

2. 実習施設の確保の状況

看護学部では、地理的条件に恵まれない地域から都市部まで多様な場で暮らす人々を看護する能力を備えた人材の養成を行う。そこで、鹿児島県の地域特性を踏まえて、学生の通学のしやすい鹿児島市内の実習施設のみならず、半島地域や山間部、離島など、多様な地域における実習施設を確保した。鹿児島国際大学(伊敷キャンパス)から全実習施設(103施設)までの距離については、10km 以下の実習施設は、48 施設(46.6%)である。【資料 14、15】

実習施設の選択にあたっては、学生が、「様々な健康レベルにある対象のよりよい健康状態を目指して支援する多様な機関や施設があること」「様々な機関や施設が、地域において連携・協働しながら対象の地域における健康的な暮らしや療養生活、治療生活を支援していること」「対象が、健康レベルや生活状態の変化に伴って様々な機関や施設を利用していること」を理解しやすい実習場を確保できるように考慮した。加えて、「経験豊かな実習指導者が存在し、実習環境として適切であること」を踏まえて県内各地の機関、施設を実際に視察し、検討して、決定した。

具体的には、健康回復看護ケア論実習においては、成人看護学、老年看護学、在宅看護学分野のケア論実習を、総合病院の急性期病棟から地域包括ケア病棟やリハビリテーション病棟、そして連携する訪問看護ステーションや看護小規模多機能型居宅介護施設、グループホームなど、できるだけそれらに関連付けて実習できるようにすることで、対象の状態によって多様な施設が連携・協働して支援していることを学生がイメージしやすい実習場を確保した。

また、健康増進看護ケア論実習では、地域で暮らす人々の健康がどのように守られているかを理解できるように、市町村の保健センターやその関連部署を中心として、保健所、地域包括支援センターなど、地域の特性に応じて様々な機関や施設が連携・協働していることを学べる実習施設を確保した。

各地域の実習機関・施設からは、実習受け入れについて好意的に受け止められ実習承諾が得られた【資料 16】。以上の実習施設における 4 年間の実習計画は、【資料 17】に示した。

なお、実習施設が遠隔地である場合の学生と担当教員の負担軽減を図る対処として、交通

手段や宿泊施設の確保、安全の確保について配慮を行う計画である。

具体的には、移動には公共交通手段を利用することを原則とするが、地域特性から公共交通手段の廃止や、運行本数が非常に少ないという地域も多い。そこで、バス等の運行本数が1日2便以下で、片道所要時間が1時間以上要する地域にある実習施設の場合は、大学が手配するマイクロバス、もしくは安全面が配慮された宿泊所を利用できるようにする。

宿泊所を利用する場合には、実習開始前日に現地入りすることを基本とし、安全な移動ができるように指導する。交通費については補助を行う。また、実習担当教員についても、必要な場合は宿泊先を確保し、交通費などの補助を行う。

3. 実習施設への交通手段

1) 学生

実習施設への所要時間は、公共交通手段を利用し、伊敷キャンパスから実習地まで、最大1時間以内の場合は、原則自宅から実習施設に通うこととしている。しかし、「看護展開基礎実習」、「成育健康回復ケア論実習Ⅰ・Ⅱ」、「老年健康回復ケア論実習」、「精神健康回復ケア論実習」「在宅健康回復ケア論実習」の1部あるいは全ての実習は、霧島市、指宿市、南九州市、さつま町の医療機関・施設において実習を行うため、公共交通手段による移動の所要時間が1時間以上となる。また、「健康増進ケア論実習」においても、遠隔地にある保健所、保健センターで実習を行うことが多い。そのため、実習施設付近に大学が手配する安全に配慮された宿泊所を確保し、公共交通機関により実習前日に実習地へ移動を行い、十分な休養をとって実習に臨めるように指導する【資料14、15】。

2) 教員

実習施設の約90.3%は、伊敷キャンパスから車を利用してほぼ1時間30分未満で移動可能な機関・施設である。したがって、それらの実習施設については、教員は主として車を利用して移動する。しかし、半島部や島嶼地域の実習場については、車、船、飛行機などの必要な交通手段を用いる。移動に長時間を要するために指導時間を確保することが困難な実習地の場合は、実習施設付近に宿泊所を確保する。そして、交通手段による移動と実習指導による負担が過剰とならないように、十分な休養をとる時間を確保できるよう配慮する。

4. 実習水準の確保の方針

1) 実習委員会の設置

看護学部内に実習全般が安全かつ効果的に実施されることを目的として「実習委員会」を設置する。実習委員会は、看護学部の各専門分野の教員で構成する。

実習委員会の役割は、以下のとおりである。

<実習委員会の役割>

- (1) 実習の目的・目標、実習水準の確保・達成のための課題の検討と解決
- (2) 年間実習計画の立案と調整、実習グループの編制
- (3) 実習教育会議（実習施設の指導者等も参加）の企画・運営
- (4) 実習全体オリエンテーション（実習における問題や事故などの未然防止指導等含む）
- (5) 実習施設との連携、調整
- (6) 学生の実習に関連する課題の情報共有、協議
- (7) その他学生の実習に関連する問題が発生した場合の対応、共有 等

2) 実習グループ少人数制の採用

実習水準の確保のため、1グループの学生数は5名を基本とし、専任教員1名と実習指導者1名の配置を実習施設に依頼し、必要に応じて助手、臨地実習サポーターを配置する。これにより、学生の修得レベルに応じた個別的な指導を行いつつ、実習目標の着実な達成に向けて支援を行う。

3) 実習用 e-ポートフォリオを活用した継続的な看護実践能力獲得過程の把握

実習用 e-ポートフォリオを開発し、全段階における実習の学修成果と課題を継続的に把握可能とする。実習用 e-ポートフォリオには、実習ごとに学生が体験したことを個人情報保護に留意しつつ記載し、学生が自身の実習による学修過程を確認できるようにするとともにディプロマ・ポリシーの達成状況を把握できるようにする。

また各実習開始時には、担当教員に実習用 e-ポートフォリオを示し、それまでの実習の学修過程や課題について情報共有するのに役立つ。そして、各実習の終了時には、学生は実習で作成した記録類を活用しながら実習の振り返りを実施し、そのまとめを実習用 e-ポートフォリオに記載する。また、それらと実習に対する自己評価を基に、実習担当教員との個別面談において、教員の示す評価と照らし合わせ、当該実習における学修成果と次回実習における課題を整理する。

実習用 e-ポートフォリオは、全教員の合意の基に作成し、活用法の共通認識が必要であるため、記載様式、活用法、記載上の留意点等については、初年度に設置する実習委員会を中心として検討し、決定する。

4) 実習前オリエンテーションの実施

実習に先立ち、学生が実習を通して学ぶ意義を理解し、主体的に実習に取り組めるようにオリエンテーションを実施する。

看護学部の実習は、2年次の同時期に一斉に実施する「健康回復看護総論実習(1単位)」「看護展開基礎実習(2単位)」と、3年次以降の専門分野別にローテーションしながら実習するものに大別できる。

(1) 一斉実習：「健康回復看護総論実習(1単位)」「看護展開基礎実習(2単位)」

実習要項を基に実習科目責任者が全体的なオリエンテーションを実施する。また、実習施設担当教員が、実習施設ごとにオリエンテーションを実施する。

①全体オリエンテーション

- ・実習を通じた学修の意義と学修方法
 - ・実習目的・目標
 - ・実習の全般的スケジュール
 - ・実習施設と実習グループ編制
 - ・実習記録の説明
 - ・実習評価について：提出物、単位認定に関わる事項及び注意事項
 - ・実習の規律、心構え、守秘義務、事故の未然防止と発生した場合の対応
 - ・健康管理、感染予防の徹底
- 等

②実習施設別オリエンテーション

- ・実習施設の概要
 - ・具体的な実習場でのスケジュール
 - ・実習施設での留意事項（連絡・報告・ケア実施時の注意・突発事態への対応など）
 - ・実習記録の提出方法
 - ・事前学習
 - ・実習施設への交通手段
 - ・宿泊を伴う実習の場合の宿泊方法と注意事項
- 等

(2) 専門分野別のローテーション実習

全実習開始前に、全体オリエンテーションと専門分野の全般的なオリエンテーションを行う。専門分野における具体的な実習オリエンテーションは、実習初日に実施する。

①全体オリエンテーション

- ・専門分野別実習を行う意義と学修方法

- ・実習の全体計画（ローテーション計画）
 - ・グループ編制
 - ・実習評価について：提出物、単位認定に関わる事項及び注意事項
 - ・実習の規律、心構え、守秘義務、事故の未然防止と発生した場合の対応
 - ・健康管理、感染予防の徹底
- 等

②専門分野の全般的なオリエンテーション

- ・専門分野別の実習の概要の説明
 - ・各専門分野の実習に取り組む前に必要な事前準備
- 等

③専門分野別オリエンテーション

- ・実習科目の目的・目標の確認
 - ・実習科目の実習スケジュール
 - ・実習事前学習
 - ・実習記録、レポートの作成、提出方法、実習評価の基準と方法
 - ・実習施設への交通手段、宿泊等について
 - ・実習施設の留意事項
- 等

5) 実習開始時と終了時における理論と実践の統合化を図る時間の設定

実習開始時には、実習を行う専門分野についてのそれまでの学修成果を復習し、学内で学修したことが実際にどのように臨地の場で実施されているのか、あるいは観察されるのかを、機会を捉えて積極的に確かめられるよう学修資料を整理してから実習に臨めるようにする。そして、知識の所有レベルから、知識を実感して理解するレベルへと深化できるようにする。また、実習の目的、目標を十分に理解し、自身の課題と照らし合わせて、明確な目標をもって実習にとり組めるようにする。

実習終了時には、各自の看護展開の成果及び複数の関連施設における実習の学びの成果を振り返りによって整理し、まとめを行う。そして、それらを実習グループメンバーと共有、討議し、学びの視点を拡大させることによって、深化できるようにする。あわせて、学びの成果を理論と照合し、実践と理論の統合が行えるように働きかける。以上の実習成果についてまとめ、実習用 e-ポートフォリオを記載し、実習の自己評価を行う。それらの実習における学修成果の資料を基に、実習担当教員と個別面談を実施し、実習目的、目標の達成について検討し、学修成果を確認するとともに実習課題を明確化する。これらの取組みを実施することにより、その後の実習において、課題に取り組めるようにする。

6) 実習教育会議の開催

実習開始及び実習終了後の年 2 回、全ての実習施設の実習場責任者及び実習指導者を対象とした実習教育会議を開催する。この会議は、実習教育における課題や指導に関する報告、研修の機会とする。また、実習に関する連絡、報告、情報交換を通して、実習施設と大学教育との連携・協働体制の強化を図る機会とする。会議に参加するための費用は大学が負担する。

- (1) 当該年度の実習計画の説明、実習指導者との打ち合わせ
- (2) 当該年度の実習教育に関する評価

5. 実習の指導体制と方法

1) 実習の指導体制

各実習施設における実習指導体制は、看護学部の実習科目責任者（教授・准教授）及び実習施設責任者と実習指導者が全体の監督を行い、事前の綿密な打ち合わせを基に実習が円滑に行えるように責任をもつ。実習終了後には、看護学部の実習委員会が主催する実習教育会議を開催し、実習の振り返りを行うとともに効果的な実習とするための課題を検討

し、次年度の実習計画に反映する。

各実習は、専門分野の実習科目責任者の下、准教授、講師、助教の専任教員と専門分野により助手を配置する。また、遠隔地の実習については、看護職の資格を有し、経験豊かで、実習地近隣に居住する非常勤の臨地実習サポーターを、全実習期間を通して常時5～6名雇用、配置する。助手と臨地実習サポーターは、専任教員の指導の下に実習指導を行う。

基本的には、学生5人に対し、専任教員1名を配置する。専門分野の実習責任者は、専任教員から随時実習状況の報告を受け、必要に応じて関係機関との調整を行うとともに、専任教員や助手及び臨地実習サポーターの指導を行い、学生にきめ細やかな実習指導を行えるように支援を行う。また専任教員は、実習指導者、助手及び臨地実習サポーターと実習展開法について綿密な打ち合わせを実施し、学生の主体性を尊重した効果的な実習が行えるように指導体制を整える。

さらに、遠隔地の実習において、専任教員と助手が講義・演習・会議等により、直接実習地に赴けない実習日には、Web会議システムを活用し、実習指導者及び臨地実習サポーターから実習の進捗状況の報告を受けるとともに、随時学生へWebシステムによる個別指導を行う。また実習指導者を含めた、Webカンファレンスを開催し、学生の実習目標達成のための支援を行う【資料18】。

2) 臨地実習サポーターの配置

鹿児島国際大学の実習は、市町村を中心に島嶼部を含む県内全域の実習施設で実施する。そのため、学生の学びの水準を担保できるように、実習地域の事情に精通する非常勤の臨地実習サポーターを配置する。

専任教員は、実習開始前に、臨地実習サポーターに具体的な実習計画を提示、協議し、実習における教育目標を共有する。また、臨地実習サポーターと実習施設に関する情報交換を綿密に行い、学修効果の高い実習を実施できる実習環境となるよう準備を整える。

実習中は、専任教員は臨地実習サポーターと学生の実習状況に関する情報交換を行い、学生が実習目標を達成できるようにどのように関わるかなどの指導を行う。また、実習後は、専任教員は、助手、臨地実習サポーター、実習指導者と、実習指導の振り返りを実施し、その結果をその後の実習指導に活用できるように指導する。

臨地実習サポーターの採用基準は、『「健康増進看護ケア論実習」及び「健康増進ケア論発展実習」の場合には保健師資格、それ以外の実習では看護師資格を有すること』『配置する専門分野の実務経験が3年以上あること』『看護学生の教育に意欲、関心があること』とする。また、実習指導の質を高めるために、可能であれば担当する専門分野の学内演習やオリエンテーションに参加し学生を理解するとともに、FD研修会等への参加を要請する。その際に必要となる費用は大学が補助する。

6. 実習成績評価体制と単位認定方法

実習科目責任教員は、実習担当の専任教員、助手、臨地実習サポーター、実習施設の実習指導者の意見を加味し、実習担当の専任教員と協議し、各実習科目の目的・目標の達成状況を総合的に評価する。評価方法は、実習目標の到達度、学修資料、出席状況、実習やカンファレンスへの参加状況等を資料として、パフォーマンス評価表を用いて評価する。

各実習における成績評価点は、学内授業と同様に、秀(100～90)、優(89～80)、良(79～70)、可(69～60)、不合格(59～0)の5段階で分類を行う。

実習用パフォーマンス評価表は、開設初年度にFD講習会を実施し、着任教員全員で検討・協議し、作成する。

7. 実習施設との連携体制

1) 実習施設における指導者配置の依頼

実習施設へ実習受け入れの依頼とともに実習科目ごとに実習指導責任者及び実習指導者の配置について依頼しており、実習承諾書とともに実習指導者を配置することへの承諾が

得られている。専任教員は、年度毎に実習科目に関する実習目的・目標、実習指導方法について丁寧に説明し、双方で連携して実習教育に臨む。

2) 実習事前打ち合わせ

当該年度の実習開始前には、専門分野ごとに実習科目責任者及び実習担当専任教員、実習施設責任者及び実習指導者で綿密な実習事前打ち合わせを実施する。

実習の目的・目標、実習方法、実習学生数、実習学生名等を説明する。また、実習施設の要望、実習教育上の留意点、必要物品の確認等を行い実習環境の整備を行う。また、実習施設に関するオリエンテーションと学生の受け持ち対象の選定を依頼する。

3) 実習指導中の連携

実習グループ毎に実習開始時に実習担当専任教員と実習指導者が打合せを行い、グループ及び学生の実習指導の方向性を確認する。学生は、実習指導者による当該施設のオリエンテーションを受けて実習を開始する。実習指導者は、専任教員と連携をとりながら学生が行う看護実践を直接指導する。専任教員は、学生が実習の目的・目標に到達できるように指導・助言を行い、学生の学びの状況について実習指導者と密に情報を交換しながら学生の学びを促進させる。

4) 実習中の記録管理と提出方法

実習中の記録は、専任教員及び実習指導者が確認し、適切な指導を行う。実習中は、実習施設が指定する鍵のかかる場所に実習記録を保管し、専任教員、実習指導者、助手、臨地実習サポーターのみが随時確認できるようにする。実習記録は、実習指導者、助手、臨地実習サポーターの確認後、専任教員が学生に指導し返却する。

5) 実習終了後の振り返り

全実習終了後には、実習科目責任者は、実習担当教員、実習施設責任者及び実習指導者、助手及び臨地実習サポーターと、当該年度の実習全般について振り返りを行い、実習環境と学生指導について評価を行う。また、課題を明確にし、それらを実習教育会議で報告し、次年度の実習教育計画に反映させる。

6) 実習施設の看護水準向上のための取組みへの教員の積極的参加

実習施設の看護水準の向上及び実習環境の教育指導水準の向上を目指し、実習科目責任者及び実習担当専任教員は、実習施設の看護職員の研修や研究に積極的に参加する。

8. 実習実施に関する責務

1) 実習までの抗体検査、予防接種等

学生は入学後、自身の麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎、B型肝炎ウイルスに関する抗体価、感染症歴および予防接種歴を把握し、不明な場合は診察、検査を受け、その結果を伊敷キャンパス事務室に届け出る。実習委員会は学生の抗体価や予防接種歴等を把握し、抗体価が低い学生に、医療機関に相談の上、実習前までに予防接種を実施するよう指導を行う。事情により予防接種ができない学生については、事情を把握し個別の対応を行う。

実習施設において学生の抗体価や予防接種の有無の報告を請求された場合は報告する。抗体価の確認ができなければ実習することができない場合があることを、学生に事前に指導を行う。

2) 損害賠償保険、障害保険等の対策等

実習中の針刺し事故等の接触感染や院内感染、学生自身が受けた実習中の事故や学生が実習先の対象者や実習先の備品に損害を与えた場合等実習で起こる可能性のある事故に備えて、損害賠償保険、障害保険について実習前に説明し加入する。

3) 個人情報の取り扱いについて

各実習の全体実習オリエンテーションにおいて、個人情報の取扱いについて、実習中知り得た人々のプライバシーに関する事及び実習施設の医療や看護に関する事は、実習中のみならず、通学時、自宅、休憩時等において話題にしないことを指導する。またインターネット上のあらゆる SNS (LINE、ブログ、Instagram、Twitter、Facebook) 上に、実習に関する全ての出来事や気持ちのつぶやき等の書き込み、写真などの掲載を厳重に禁止する等、具体的な説明を行い【資料 19】、個人情報保護に対する自覚を促す。

実習にあたっては、実習施設代表者に、個人情報保護に関する注意事項を遵守し、行動することを誓約する「実習誓約書」を提出する【資料 20】。そして、学生が実習で担当する予定の対象または家族には、学生が個人情報保護を厳守すること等を含む基本的な考え方を「実習説明書」を用いて丁寧に説明し、「実習同意書」によって同意を確認する【資料 21】。

4) 実習場における事故防止と事故発生時の対応

実習においては事故（インシデント・アクシデント）を起こさないように学生自身が十分注意することが重要であるが、万が一発生した場合は指定された方法により速やかに報告し、対処する【資料 22、23】。また、その一連のプロセスを通して学習の機会とし、今後の事故発生防止に努める。

5) 感染症への対応

学生、受け持ち対象、実習施設関係者、教員等を感染症から守り、安全に実習が行われるように、感染症対策について十分な指導を行う。実習に臨むにあたっては、毎朝体温測定と体調を記録し、自身の体調への自覚を高め、体調不良がある場合には自己判断せずに、実習担当教員に相談すること等、具体的な指導を行う。

学生からの報告により感染症発症が疑われる場合には、実習担当専任教員は学生の実習を中止し、受診をさせるとともに、直ちに学生の実習部署の関係者に学生の状態報告をする。そして＜感染症罹患疑いの場合の対応＞に従って対応を行う。受診の結果、感染症に罹患していることが判明した場合には、即刻＜感染症罹患時の対応＞に従って対応を行い、科目責任者は実習委員長及び実習施設教育担当統括者と対応を協議し、感染拡大を阻止するための対応を迅速に実施する【資料 24】。

6) 災害時の対応

実習施設の避難場所・避難経路について各自確認しておく。地震に関する情報等が発表された場合や災害発生時は、実習施設管理者、実習指導者、実習指導教員の指示に従い、通常の事故等の発生時と同様に連絡を行う。災害直後に連絡が取れない場合は、できるだけ速やかに連絡が取れるように努め、連絡可能になり次第連絡する。

9. 実習施設との契約内容

実習を行うにあたっては、実習を行う病院や施設等と協議の上、実習に関する委託契約を締結【資料 25】し、実習施設の管理責任者及び実習統括責任者と十分な事前打ち合わせを行い、充実した学習環境の整備に努める。

実習における倫理的責務、実習内容、実習期間、実習方法、実習評価、個人情報の保護、事故防止・感染防止と事故対応等に関して実習施設との意識を統一する。基本方針として、実習における円滑な受け入れを図るために、以下の項目について実習施設と協議する。

- (1) 実習の内容、学生の受入人数、期間、実習場所等及び実習を行うことの承諾
- (2) 実習指導者の配置
- (3) 学生の受け持ち患者の選択、決定
- (4) 個人情報の保護、実習記録の取り扱い
- (5) 実習中の負傷、疾病、事故等取り扱い

- (6) 実習委託料の支払い
- (7) 契約解除
- (8) その他協議事項

なお、学生の受け持ち対象については、実習指導者が実習担当専任教員と協議し学生の受け持ち対象を選択し、実習説明書を基に実習協力の依頼を行い、実習同意書に同意表明のあった人を受け持ち対象として決定する【資料21】。また、個人情報等の取り扱いについても施設と実習に関する「実習誓約書」を取り交わす【資料20】。

VIII 企業実習や海外語学研修等の具体的計画

1. 海外インターンシップ

全学共通教育科目（経済学部及び国際文化学科は専門教育科目）の地域志向科目として、海外企業でのインターンシップを行う海外インターンシップを配置している。

海外インターンシップは、学生の異文化コミュニケーション能力を育み、グローバル社会での就業力を育成することを目的とし、夏休み期間等を利用して実施する。

1) インターンシップ先の確保の状況

インターンシップを実施する国・地域は、中国（大連、香港）、台湾（台北・高雄）又は米国を予定している。

令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から実施を中止したが、令和元年度に実施したインターンシップ受入企業については、添付資料のとおりである【資料26】。

2) インターンシップ先との連携体制

担当教員、ティーチングアシスタント及び企画・国際課職員と現地受入先担当者との綿密な連絡体制の下、事前準備を行い、実習中に学生は、活動記録をWebキャリア・ポートフォリオに毎日投稿させることによって、実習状況の把握を行っている。

3) 成績評価体制及び単位認定方法

前期授業（ビジネスマナー、外国語や現地の経済・文化を学ぶ）、現地でのインターンシップ、帰国後の報告書提出、発表及び受入先の評価を基に、担当教員が成績評価と単位認定を行う。

4) その他特記事項（危機管理対策）

海外インターンシップの実施前、インターンシップ先及び周辺地域の安全状況等について情報を収集し、緊急連絡体制を構築する。インターンシップに参加する学生には、研修時の注意事項や緊急時の連絡方法等について事前指導するとともに、海外旅行保険の加入を義務付けている。また、外務省海外渡航登録サービス「たびレジ」への登録を義務付け、各自が最新の研修地域の情報を入手できるよう配慮している。

インターンシップ計画については、所管の国際交流委員会にて審議が行われる。また、研修の実施、延期、中止の判断は、学内に設置する危機対策本部会議が行う。

2. 海外語学研修

全学共通教育科目のコミュニケーションスキルズ科目として、英語海外研修及び韓国語海外研修を配置している。

英語海外研修は、英国の大学もしくは米国の大学が実施する夏期講習に参加し、英語によるコミュニケーションの技能の習得に取り組むとともに英語文化・各国の文化について幅広く学ぶ。

韓国語海外研修は、韓国現地での語学研修と社会・文化体験することを目的とし、姉妹

校である培材大学（大田広域市）で韓国語を学ぶとともに、授業終了後、培材大学で勉強した韓国語を実際に使用し、ソウル市内の文化施設や若者文化に触れ、多角的な韓国語・韓国文化を理解できるようにする。

1) 研修先の確保の状況

英語海外研修を実施する国・地域は、英国の大学もしくは米国の大学が実施する夏期講習に参加することを予定しており、英国と米国の隔年で行う。

韓国語海外研修を実施する国・地域は、姉妹校である培材大学（大田広域市）が実施する夏期講習に参加することを予定している。

令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から実施を中止したが、令和元年度に実施した内容については、添付資料のとおりである【資料26】。

2) 研修先との連携体制

担当教員及び教務課職員と現地担当者との綿密な連絡体制の下、事前打合せ及び研修中の学生の状況把握などを行っている。

3) 成績評価体制及び単位認定方法

英語海外研修では、事前学習、現地での2週間程度の研修〔ESL（第二言語としての英語）教育の専門家による授業（1日3時間）を受講するほか、教室外プログラムに参加〕、帰国後の報告書の内容を基に、担当教員が成績評価と単位認定を行う。

韓国語海外研修では、事前学習、現地での2週間程度の研修（培材大学での韓国語授業を受講するほか、教室外プログラムに参加）、帰国後の報告書の内容を基に、担当教員が成績評価と単位認定を行う。

4) その他特記事項（危機管理対策）

海外での研修に際しては、研修先及び周辺地域の安全状況等について情報を収集し、安全が確保できることを事前に調査する。また、研修に参加する学生には、研修時の注意事項や緊急時の連絡方法等について事前指導するとともに、海外旅行保険の加入を義務付けている。また、外務省海外渡航登録サービス「たびレジ」への登録を義務付け、各自が最新の研修地域の情報を入手できるよう配慮している。

研修の実施、延期、中止の判断は、学内に設置する危機対策本部会議が行う。

IX 取得可能な資格

看護学部看護学科においては、保健師教育課程と看護師教育課程を一体化した体系的な教育課程を編成していることから、卒業に必要な単位を修得することにより、保健師国家試験受験資格及び看護師国家試験受験資格を得ることができる。教育課程と指定規則等の対比表は資料【資料27】のとおりである。

また、保健師国家試験に合格し免許取得後、第一種衛生管理者免許の申請・取得ができる。加えて、共通教育科目として開講し必修科目としている「情報処理」2単位、「日本国憲法」2単位、「英語オーラル・コミュニケーションⅠ」「英語オーラル・コミュニケーションⅡ」2単位、「現代社会とスポーツ」2単位を修得することにより、養護教諭二種免許状の申請・取得が可能である。

X 入学者選抜の概要

看護学部では、「看護学を発展させるための専門的な教育研究を行い、あらゆるいのちに思いやりと関心を持ち、その尊厳を護りつつ、倫理的・科学的態度を基に人々がより健康的な暮らしを営めるように、看護できる人材を養成する」ことを目的とし、基本理念、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、鹿児島国際大学での学修を目指す次のような学生を求める。また、そのために志願者の能力と適性を多面的・総合的に評価する多様な選抜方法を定め、実施する。

1. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

看護学部は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、鹿児島国際大学での学修を目指す次のような人を求める。

（知識・技能）

AP1 看護学を学ぶ上で必要な基礎学力及び対人関係能力を有する人

（思考・判断力・表現力）

AP2 身近な問題を多角的・論理的に考え、説明できる人

AP3 自身の体験したことを振り返り、他者が理解できるように説明できる人

（関心・意欲・態度）

AP4 いのちをとうとび、はぐくみ、つなぐことに関心をもち、これを専門的に学ぶことに意欲のある人

AP5 看護に必要な知識、スキル、態度を身につけることに熱心で、それらを発展させる意欲のある人

AP6 地域に愛着をもち、地域のよりよい医療看護の発展に貢献したい意欲のある人

2. 入学試験の区分、募集人員、受験資格、選抜方法

1) 入学試験の区分

（1）一般選抜試験（一般選抜）

鹿児島国際大学独自の学力試験及び面接の結果を基に合格者を選考する入学試験制度である。学力到達度や学部への適性を判定するために、試験科目は国語、英語、選択科目の3科目とし、これに面接の結果を総合して判定する。

（2）一般選抜試験（大学入学共通テスト利用選抜）

前期日程・後期日程ともに、全国的に統一して実施される大学入学共通テストの試験結果を基に合格者を選考する入学試験制度である。高等学校卒業程度の学習内容の理解度と、それに基づく思考力・応用力を評価するために、試験科目は国語、英語、選択科目の3科目とし、後期日程は面接を加え総合して判定する。

（3）学校推薦型選抜試験

鹿児島国際大学への入学を強く希望し、かつ大学での勉学意欲をもち、鹿児島国際大学の活性化に大いに貢献しうる者を、高等学校長の推薦に基づき入学させる推薦制度である。同一学園推薦型選抜は書類審査と口頭試問、一般推薦は書類審査と小論文及び面接の結果を総合して判定する。

（4）総合型選抜試験

鹿児島国際大学の教育を受けるにふさわしい基礎学力があり、出願資格を満たしていれば、自分の意志で出願できる。また、書類審査と面接を中心として、受験生自身の個性・学習意欲・大学入学後の活動計画などをポイントにした総合的な観点からそれぞれの豊かな能力を多面的に評価する入学試験制度である。書類審査と小論文及び面接の結果を総合して判定する。

（5）特別入試（社会人入学試験）

大学進学要件を満たし、その資質と能力を持つと認められる社会人に対して門戸を開き、かつ大学本来の研究教育体制の深化と活性化を図ろうとする入学試験制度である。書類審査と小論文及び面接の結果を総合して判定する。

2) 募集人員等

入試区分の募集人員は、次のとおりである。

表14 入試区分別の募集人員

入 試 区 分	募集人員	入学定員
一般選抜試験(一般選抜)	35名	80名
一般選抜試験(大学入学共通テスト利用選抜)	15名	
学校推薦型選抜試験(同一学園推薦、一般推薦)	30名	
総合型選抜試験	若干名	
特別入試(社会人入学試験)	若干名	

※募集人員の割合

学校推薦型選抜 37.5%(30名)、一般選抜 62.5%(50名)

3) 受験資格

(1) 一般選抜試験(一般選抜)

受験資格は、次のいずれかに該当する者

- ①高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)を卒業した者及び卒業見込みの者
- ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び修了見込みの者
- ③学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及びこれに該当する見込みの者

(2) 一般選抜試験(大学入学共通テスト利用選抜)

一般選抜の受験資格を有し、大学入学共通テストにおいて、鹿児島国際大学が指定する試験科目を受験した者

(3) 学校推薦型選抜試験

受験資格は、次のいずれかに該当する者

【同一学園推薦型選抜】

- ①鹿児島国際大学が指定する高等学校を卒業見込みの者
※学校法人津曲学園鹿児島高等学校、鹿児島修学館高等学校に在籍する生徒が対象
- ②出身高等学校長によって人物、学業成績ともに優秀と推薦され、合格したら必ず鹿児島国際大学に入学する者

【一般推薦】

- ①高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)を卒業した者及び卒業見込みの者
- ②出身高等学校長によって人物、学業成績ともに優れていると推薦された者
※看護学部が実施する学校推薦型選抜Cは併願可能

(4) 総合型選抜試験

受験資格は、次の [1] ~ [2] の条件を満たす者

[1] 次のいずれかに該当する者

- ①高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)を卒業した者及び卒業見込みの者
- ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び修了見込みの者
- ③学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及びこれに該当する見込みの者

[2] 次の条件を満たしている者

- ①志望する学科への入学を志す者
※看護学部が実施する総合型選抜Ⅲは併願可能
- ②自己アピールできるものがある者で、そのことをわかりやすく説明できる者

(5) 特別入試(社会人入学試験)

受験資格は、次のいずれかに該当する者

- ①高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)を卒業した者(卒業見込みの者を含む)で、満23歳に達し、社会人として5年以上の経験を有する者

- ②文部科学大臣の定めるところによって大学入学資格を有する者で、満23歳に達し、社会人として5年以上の経験を有する者
- ③満23歳に達し、社会人として5年以上の経験を有する者で、鹿児島国際大学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- ④前各項にかかわらず、短期大学又は大学に就学し、又はこれを卒業した者で、社会人として5年以上の経験を有する者

※社会人とは、就労者・主婦・家事手伝・年金受給者等を含む。

ただし、予備校、専門学校、各種学校、大学等の在学期間は社会人としての経験に含めない。

4) 選抜方法

入試区分における試験科目は、次のとおりである。

表15 入試区分における試験科目

入試区分	入学試験科目	
	必須	選択
一般選抜試験 (一般選抜)	国語、英語、面接	日本史B、世界史B、地理B、政治・経済、現代社会、数学Ⅰ・数学Aから1科目
一般選抜試験 (大学入学共通テスト利用選抜)	【前期】 国語(漢文を除く)、英語(リスニングを含む)	地理歴史・公民、数学(簿記、情報を除く)、理科の中から1科目 ※1
	【後期】 国語(漢文を除く)、英語(リスニングを含む)、面接	地理歴史・公民、数学(簿記、情報を除く)、理科の中から1科目 ※1
学校推薦型選抜試験 (同一学園推薦、一般推薦)	【同一学園推薦】 書類審査、口頭試問 【一般推薦】 書類審査、小論文、面接	—
総合型選抜試験(総合型Ⅲ)	書類審査、小論文、面接	—
特別入試(社会人入学試験)	書類審査、小論文、面接	—

※1 高得点の1科目を使用

5) アドミッション・ポリシーと入試区分との関連

看護学部が定める人材養成像に基づく看護実践能力を育むためには、「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の3領域を必要としている。特にアドミッション・ポリシーにおいて基礎となる「看護を学ぶ上で必要な基礎学力及び対人関係能力」については、読解力、コミュニケーション力、語学力等の知識が求められる。これらの能力を評価するため、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜(前期・後期)においては調査書を含む出願書類(一部面接を課す)及び学力検査により総合的に評価することとしている。学校推薦型選抜試験(同一学園推薦)では、出願書類として事前レポートを課しており、調査書とともに総合的に基礎学力を、面接で対人関係能力を評価することができる。学校推薦型選抜試験(一般推薦)、総合型選抜試験、特別入試においては、調査書等の出願書類、面接で総合的に評価することとしている。その他のアドミッション・ポリシーと入試区分との関連は、次のとおりである。

表16 アドミッション・ポリシーと入試区分との関連

選抜方法	出願書類 (調査書等)	学力検査	面接 (口頭試問含む)	小論文
選抜方法に対応するアドミッ ション・ポリシー番号	AP1～6	AP1	AP1～6	AP2・3
一般選抜	○	○	○	—
大学入学共通テスト利用選抜(前期)	○	○	—	—
大学入学共通テスト利用選抜(後期)	○	○	○	—
学校推薦型選抜試験(同一学園推薦)	○	—	○	—
学校推薦型選抜試験(一般推薦)	○	—	○	○
総合型選抜試験(総合型Ⅲ)	○	—	○	○
特別入試(社会人入学試験)	○	—	○	○

X I 教員組織の編制の考え方及び特色

1. 教員組織編制の考え方及び特色

鹿児島国際大学の基本理念及び看護学部教育の教育目的を実現するために、教育、研究、地域貢献に取り組むことのできる教員組織の編制を行う。専門分野は、「基礎看護学」「公衆衛生看護学」「成育看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」「在宅看護学」の7分野とし、講座は編制しない。

専任教員は、全員看護職としての実務経験を有し、看護学領域における教育、研究、また実務に優れた知識、能力及び実績を有する教授8名、准教授6名、講師4名、助教8名の合計26名である。他に、演習・実習教育及び研究体制の充実、世代交代の円滑化のために助手4名を配置しており、全教員数は30名となる。教授8名はすべて博士の学位を保有し、准教授・講師・助教の18名は全員修士の学位を保有している。助手4名は全員学士の学位を保有する。各専門分野の教員構成は、教授1名以上、准教授または講師を1名以上、助教または助手を1名以上とした。

保健師・看護師役割を統合して果たせる看護職の養成機関としての機能を果たすために、教員30名全員が看護師免許を保有し、うち保健師免許を12名、助産師免許を4名が保有する。そして、7専門分野の全てに保健師免許を有する教員を配置する。

表17 専門分野ごとの教員配置数

分野	教授 (人)	准教授 (人)	講師 (人)	助教 (人)	助手 (人)	合計 (人)	免許の保有内訳		
							看護師	保健師	助産師
基礎看護学	1		2	2		5	5	1	
公衆衛生看護学	1	2			1	4	4	4	
成育看護学	2		1	1	2	6	6	1	4
成人看護学	1	2		2		5	5	2	
老年看護学	1		1		1	3	3	2	
精神看護学	1	1		2		4	4	1	
在宅看護学	1	1		1		3	3	1	
合計	8	6	4	8	4	30	30	12	4
免許 の保 有内 訳	看護師	8	6	4	8	4			
	保健師	2	2	1	4	3			
	助産師	2		1	1	1			

2. 専門分野における教育・研究体制

7専門分野における主たる教育及び研究の内容は以下のとおりである。

表18 専門分野の教育・研究内容

分野	主たる教育・研究内容
基礎看護学	＜看護構想科目群＞の共通教育科目と専門基礎科目の学修により豊かな看護の基盤を築く看護導入科目及び＜看護実践コア科目群＞の普遍的看護役割と実践能力を育む科目の主たる担当を行い、どのような対象の状態や場、状況においても、一貫して普遍的看護役割を自覚し、実践できる能力を育成するための教育、研究を行う。
公衆衛生看護学	地域で暮らす個人、家族、集団、組織の人々の健康増進、健康障害予防のための看護を、健康レベルやライフステージ、場、状況に応じて実践するための地域看護活動を展開する能力を育成するための教育、研究を行う。
成育看護学	成育基本法における成育を“出生から新生児、乳幼児期、学童期及び思春期を経て大人になるまでの一連の過程（次世代サイクル）”とする考え方を基に、胎児期・乳児期から子どもと家族の将来を見据えた総合的かつ継続的なケア、そしてライフステージとライフサイクルを視野に入れたその“ひと”らしい生き方ができるように、心身の健康レベルや場、状況に応じた看護が展開できる能力を育成するための教育、研究を行う。
成人看護学	成人期にある人々を、青年期・壮年期・中年期（健康日本21による）と成熟する過程にある存在と捉え、成人期の人々の特性を、からだの側面（身体的・病態的）、こころの側面（精神的・心理的）、社会的側面（社会的・地域的）から理解し、心身の健康レベルや場、状況に応じて、看護を展開する能力を育成するための教育、研究を行う。
老年看護学	老年期にある人々を、それぞれの長い生活史を有し、潜在的な力を発揮しながら生活している一方、次第に進行する身体機能の衰退にも向き合いながら生活している存在と捉える。そして、老年期の人々の特性を、からだの側面（身体的・病態的）、こころの側面（精神的・心理的）、社会的側面（社会的・地域的）から理解し、心身の健康レベルや場、状況に応じて、看護を展開する能力を育成するための教育、研究を行う。
精神看護学	精神障害者の処遇の歴史を踏まえつつ、精神的健康を良好な状態から不健康な状態へと連続線を変化するものと捉え、様々な精神的健康レベル、ライフステージ、場、状況にある人々の特性を理解し、信頼関係を基に、対象がよりよい精神的に健康な生活が送れるように看護を展開する能力を育成するための教育、研究を行う。
在宅看護学	様々な場で療養する人とその家族が、健康障害や症状、治療法と折り合いをつけつつ生活していく方法を編み出せるように、そして地域において孤立することなく地域の一員として生活できる生活環境を構築しより質の高い生活を送れるように、心身の健康レベルや場、状況に応じて、看護を展開する能力を育成するための教育、研究を行う。

教育に関しては、専門分野のみに立脚した科目担当制とはしない。

保健師・助産師・看護師に共通する基礎科目となる＜看護構想科目群＞の看護導入科目及び＜看護実践コア科目群＞の科目は、基礎看護学分野の教員が実施上の主たる取り纏めを行うが、全分野の教員が関わることを前提とし、看護職の基盤となる教育を共通認識の基に実施する。

専門分野の教育は、それらを踏まえたものとして展開し、学生が看護の体系を統合して捉えられるようにする。また、＜看護実践能力育成科目群＞及び＜看護探究科目群＞においても、教育内容に応じて様々な専門分野の教員が担当する。

研究に関しては、7分野の教授が各分野の教員と協力・連携して専門分野の研究に取り組めるように指導、助言、配慮する。そして、若手教員が外部資金を獲得する能力を育成

するよう取り組む。また、全専門分野に共通し学部として取り組むべき研究テーマについては、そのテーマに精通する責任者を選定しメンバーを編制、実施する。さらに、実習施設の指導者、看護職との共同研究に積極的に参加し、実習施設の看護の質向上に貢献するとともに、実習環境をより良いものにできるように取り組む。

3. 教員組織の将来構想

看護学部の開設時の令和5年度には28名の教員が着任し、令和6年度には全教員30名が着任する予定である。完成年度における教員の年齢構成は、70歳以上2名、66歳以上4名、65歳以下4名、50歳代5名、40歳代11名であり、助手4名は全員30歳代である。

表19 教員の年齢構成

	70歳代	60歳代		50歳代	40歳代	30歳代	20歳代	計
		66歳以上	65歳以下					
就任年度 (令和5年度)		2名	6名	5名	9名	6名 (うち2名助手)	1名 (助手)	28名
完成年度 (令和8年度)	2名	4名	4名	5名	11名	4名 (助手)		30名

鹿児島国際大学の定年は満65歳である。しかし、看護学部の設置にあたっては、就任時に65歳を超える教員2名及び完成年度までに65歳を超える教員4名については、「鹿児島国際大学教育職員の定年の特例に関する規程」により、新学部完成年度末日の年齢を定年の年齢とすることを定めている【資料28】。したがって、完成年度まで教育水準の維持向上及び教育研究の活性化において支障は生じない。

また、学部開設時の教員の定年退職後に、看護学部の掲げる人材養成像に示す看護職を輩出するための教育研究を発展的に継承できる中堅・若手教員を育成できるように取り組む。具体的には、看護学の専門分野別の教授、准教授もしくは講師、助教もしくは助手の教育研究体制を基本として、教授を中心に、学部開設時点で大学院博士課程在籍中の、准教授4名、講師1名、助教1名、修士課程在籍中3名の助手が、本務に支障のない範囲で、確実に学位を取得できるように支援する。その他の教員についても、博士の学位取得を推奨し、支援を行う。

さらに、助教・助手が分野を超えて日常的に学生教育や看護の発展等について語り合い意思疎通を図り、信頼関係を基に切磋琢磨しながら教育研究に取組み、次世代を担う人材として成長できる環境とするため、全専門分野の助教・助手の研究室を共同とする。そして、共同研究室内に、集中して研究論文作成に取り組むときや、個人面談を希望する学生対応などにも利用できるように、2つの個室ブースを設置した。

この他、各専門分野のゼミ室を中心に当該分野の教授、准教授、講師の研究室を配置する。そして、ゼミ室において、学生が卒業研究に取り組んだり、教員が文献学習や調査結果の報告、学会発表の予演会等をする際に学生を交えて実施したりするなどして、ゼミ室を専門分野の研究活動の拠点とし、日常的に研究活動に取り組む文化を醸成する。これにより若手教員のみならず学生が看護職にとって研究活動は不可欠なものであり、どのように研究活動を行うのかを学べる環境を整備する。加えて、科学研究費補助金などの外部からの研究費の申請と獲得を積極的に支援し、研究活動の活性化を図る。

以上により、完成年度における退職教員の後任を、内部昇格により補充できる体制を整備する。しかし、内部補充が困難な場合は、公募により幅広く候補者を募り、鹿児島国際大学の定める教員審査基準に則って後任を採用する。

4. 鹿児島医療センターとの包括連携協定に基づく教育・研究連携体制の発展

鹿児島国際大学は、鹿児島医療センターと看護学部設立・運営に関する包括連携協定を締結し、看護職育成に係る、教育、研究における交流及び連携を推進し、相互の教育・研

究の進展に取り組むことを定めている。そこで、看護学部開設にあたっては、看護学部設立準備連絡協議会を設置し、開設に向けた協議を進めている。

また、鹿児島医療センター院長を鹿児島国際大学看護学部顧問に任命し、将来にわたって安定して教育・研究の交流及び連携をはかる体制を整備した【資料29、30】。これにより、鹿児島国際大学からの鹿児島医療センターの医療系職員への講義依頼、実習受け入れ、研究協力などの依頼を円滑に行えるようにするとともに、鹿児島国際大学教員による鹿児島医療センター職員の研修への講師派遣、研究支援などを積極的に行ない、より一層の相互交流・連携を推進することとした。

なお、看護学部開設後は、鹿児島医療センターと鹿児島国際大学との看護教育連絡協議会として組織を変更し、引き続き連携協力に必要な具体的な取組みについて協議を進めて行く。

XII 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

看護学部の設置が予定されている場所は、既設の坂之上キャンパス（鹿児島市坂之上8丁目34番1号）及び鹿児島市にある鹿児島看護学校の敷地（鹿児島市下伊敷1丁目52番17号）（以下、伊敷キャンパス）を使用する。

鹿児島市南部に位置する坂之上キャンパスは、既設の学部及び大学院との共用であるが、看護学部の収容定員を加えても、教育研究のための十分な校地面積195,170㎡、校舎面積39,072㎡を有しており、設置基準を大幅に上回っている【資料31】。また、同一敷地内に運動場として総合グラウンド23,553㎡（サッカー・ラグビー、軟式野球・ソフトボール他多目的運動場）、野球場（硬式専用）12,276㎡、テニスコート4,960㎡、アーチェリー場2,540㎡等が設置されている。

その他多目的屋内運動場としてのフィールドハウス10,484㎡（1周300mトラック4コースにバレーボールコート9面分の面積を持つ、バレー、バスケットボール、バドミントン、ハンドボール、フットサルなど様々な競技会や体育系サークルの試合・練習として利用）、体育練習室368㎡（少林寺拳法練習室、ボクシング練習室）、柔道場446㎡、弓道場214㎡、体育練習室801㎡（剣道練習場、空手練習場、多目的練習室）等が設けられている。

学生の休息その他の利用空間としては、鹿児島国際大学が坂之上の丘陵地に設置されていることで、緑陰の空間を利用した木製のテーブル、ベンチ等を配置しているほか、学生ホールにはテーブルや椅子等を整備して、学生が休息する十分なスペースを確保している。

学食前の学生の福利厚生ゾーンには全面芝生席の屋外ステージを設け、各種イベント等に利用している。また、坂之上キャンパスの南半分には広大な森と林があり、自然環境にも恵まれ自然観察ゾーンとして、森林浴体験として、あるいは緑陰を楽しむゾーンとして利用されるなど自然の姿を残したキャンパスとなっている。

通学時間と通学経路については、JR坂之上駅から坂之上バス停まで徒歩3分、定時に運行しているスクールバスを利用して5分の位置にある。

一方、伊敷キャンパスは、坂之上キャンパスの東方、車輻による一般道路の移動で約40分、高速道路利用で約25分を要する距離にあり、静かで学習しやすい文教地区に位置し、校地面積3,056㎡、校舎面積6,522㎡を有した学生が落ち着いて教育を受ける環境が整っている。

また、主な実習施設となる鹿児島医療センターが近いことから、実習指導上の連携や事前事後指導の充実、鹿児島医療センターの医師による講義科目の開講等、教育効果が高まることが期待できる。なお、伊敷キャンパスの校地・校舎は、鹿児島医療センターより借用し整備・改修する既設棟と新築される校舎であり、21年間の賃貸借契約、22年2カ月間の事業用定期借地権設定契約を締結している【資料32、33】。

両キャンパス間の学生及び教職員の移動については、教育上支障が無いよう、曜日によ

る出校日の指定や時間割等を配慮する。また、教職員については、自家用車での移動を想定し、駐車場を整備する。

なお、伊敷キャンパスの運動場施設として、屋内運動場652㎡を有しており、授業利用のほか、学生の課外活動にも使用する。

通学時間と通学経路については、JR鹿児島中央駅バス停から鹿児島市バスを利用して約10～15分、最寄りのバス停から徒歩5分の位置にある。

2. 校舎等施設の整備計画

主に共通教育科目を既設の学部及び大学院の授業を行っている坂之上キャンパスで開講し、看護学部の専門教育科目については、鹿児島看護学校の校地に新築される校舎と既設棟を整備・改修する伊敷キャンパスで開講する。伊敷キャンパスは、学部開設からの1年間、鹿児島国際大学と鹿児島看護学校の学生が施設を共用することとなるが、令和4年度より学生募集を停止しているため、同一学年での重複が生じることはない。使用するスペースについても、双方の専用部分を明確に定めるとともに、共用部分については使用する曜日時間を明確に分けることで、教育上また学生の生活上、支障のないよう配慮する。

また、教具、備品類については、令和4年度に鹿児島医療センターから有償譲渡される物品【資料34】に加えて、大学教育にふさわしい教具、備品を整備する。

なお、鹿児島医療センターからの譲渡物品及び鹿児島国際大学が整備する教具、備品については、鹿児島看護学校が閉校するまでの1年間鹿児島看護学校と共有して双方で利用する。鹿児島国際大学が校舎全体を専有することとなる令和6年度に向けて、令和5年度以降、既設の校舎を段階的に新たな実習室を増設するなど、関連する備品等を新規購入し、教育環境の更なる充実を図る。

1) 坂之上キャンパス

鹿児島国際大学では、看護学部の設置と同時に、令和5年度から既設学部学科の定員（収容定員3,020名）を看護学部の定員に移行した改組転換を行い、看護学部の収容定員数320名を受け入れられる体制を整備する。看護学部の完成年度を迎えた時点でも、講義室、演習室、実験・実習室のほか、情報処理学修施設などは、現有する施設・設備を使用することで十分対応が可能であり、校地及び校舎の面積は大学設置基準を満たしている。

学生の厚生補導施設として、学生食堂が4箇所、紀伊國屋書店が運営するショップ（書籍、文具、軽食等）、ツーリストサポートプラザなどを整備している。また、学内の各建物に無線LANアクセスポイントを整備し、ワイヤレスネットワークの利用が可能であるほか、ラーニング・コモンズ（愛称「ComoSaka」）には、学生の自主的な学修や研究を実現するための充実した自習環境を確保している。

看護学部のための校舎等の建設は計画をしていないが、教育・研究に十分に対応できる施設、設備を整備している。

2) 伊敷キャンパス

鹿児島医療センターから借用した現鹿児島看護学校の土地・建物を整備・改修する。また、実習室、図書館、研究室等を有する校舎を新築するとともに、キャンパスへの進入路整備工事を実施する。

鹿児島看護学校が閉校となる令和6年度からは全ての施設が看護学部の専用となるが、開設からの1年間は、既設棟の2階部分を鹿児島国際大学看護学部の専用スペースとし、1階の職員室、保健室等及び3階の研修室、教室等を共用スペースとする。また、4階の階段教室、更衣室・ロッカー室等を鹿児島看護学校専用スペースとする。なお、新棟の1階の図書館及び2階の実習スペースについては、共用スペースとし、共用部分については、双方の時間割の調整等により重複のないよう使用する。

令和5年度以降、夏期休業等を活用しながら段階的に既設施設の改修工事を行い、1階にリフレッシュルーム、4階に多目的実習室を整備するほか、シミュレーションルームへの

モニタリングシステムの設置、事務室・就職資料室の整備、AV機器の更新等を実施し、看護学部のキャンパスとして環境を整備する。また、既設棟と新棟に無線LANアクセスポイントを整備し、坂之上キャンパスとシームレスにワイヤレスネットワークが利用できるようにするほか、リフレクションコーナー、学習コーナーを整備するなど、坂之上キャンパスと同様に学生の自習環境を確保する【資料35】。

研究室の整備については、教員の教育研究活動が十分に行えるよう、専任の講師以上の教員に対しては一人一室（19.3㎡）の研究室を確保し、助教・助手については、共同研究室（107.6㎡）を整備する。

(1) A棟（本館；既設棟）の具体的な使用計画

①令和5年度

専用／2階 第1講義室（84席）1室、教室（54席）3室、標本室、教材室、女子ロッカー室

共用／1階 職員室、給湯室、応接室、保健室

3階 PC教室、研修室、教室1室

鹿児島看護学校専用/4階

②令和6年度以降

専用／講義室（約80席）4室、シミュレーションルーム1・2、コントロールルーム、ディブリーフィングルーム、チュートリアルルーム（10席）8室、成育看護実習室、多目的実習室、リフレッシュルーム（66席）、リフレッシュコーナー（各階ロビー）、保健室、学生相談室、女子ロッカー室、学務室、非常勤講師室、学部長室

(2) B棟（創生館；新棟）の概要と具体的な使用計画

地上鉄骨造4階建て、延べ床面積3,064㎡の建物である。周辺環境に調和し、鹿児島看護学校の既設キャンパスを有効活用する配置計画になっている。屋内運動場北側に位置するスペースを活用し、そこに新棟（B棟）を建設する。隣接する既設棟（A棟）前のアプローチを整備することでスムーズな動線を確保する。さらに、一般車輛は既設構内道路を整備し、建物に隣接してアプローチを設けることで利便性の向上とバリアフリーに配慮する。

1階は図書館・交流ゾーン（745㎡）となっている。図書館（408㎡事務室を含む）、リフレクションコーナー（188㎡）、学習コーナー（24.8㎡）、男子ロッカー室（26.3㎡）を設置する。リフレクションコーナーは、学生の交流の場として開放するだけでなく、掲示コーナーとしても使用する。

2階は実習室ゾーン（797㎡）となっている。看護技術実習室（452㎡、講義用スペース84席含む）、器材庫（139㎡）が設置される。また、この階にゼミ活動やフィールドワーク活動などを紹介できるギャラリー（36㎡）を設置する。

3・4階は研究ゾーン（3階761㎡/4階761㎡）となっている。研究室（19.3㎡）21室、共同研究室（107.6㎡）1室、ゼミ室（約36㎡）8室、会議室（63.6㎡）、多目的室（51.5㎡）、印刷室（16.8㎡）、倉庫（37.3㎡）が設置される。

このように主要室を用途別に階で区切る明快なゾーニング構成とする計画になっている。

①令和5年度

専用／3・4階 研究室、共同研究室、ゼミ室、会議室、多目的室、印刷室、倉庫

共用／1階 図書館、リフレクションコーナー、学習コーナー

2階 看護技術実習室、器材庫

②令和6年度以降

専用／1～4階

3) 教室等

(1) 講義室の整備

看護学部の学生は、主に共通教育科目を既設学部の学生と坂之上キャンパスで受講す

る。専門教育科目については、授業のほとんどを伊敷キャンパスで行う。講義室は両キャンパスとともに必要な数を整備しており、特に専門教育科目を行う伊敷キャンパスではチュートリアルルームを8室（36㎡/1室）整備することで、少人数教育やグループディスカッションなど効果的に教育が行えるように配慮している。

(2) 実習室の整備

実習室として、伊敷キャンパスに看護技術実習室（452㎡）、成育看護実習室（175.5㎡）、多目的実習室（252㎡）、シミュレーションルーム1（急性期看護）（72㎡）、シミュレーションルーム2（在宅看護）（108㎡）、ディブリーフィングルーム（64㎡）を整備する。令和5年度は、鹿児島医療センターから譲渡物品があることから、看護技術実習室は共有して使用するが、双方の時間割の調整等により重複のないよう使用する。成育看護実習室、多目的実習室、シミュレーションルーム1（急性期看護）、シミュレーションルーム2（在宅看護）、ディブリーフィングルームにおいては、令和6年度中に使用できるよう段階的に整備予定である。令和6年度以降は、複数科目で実習室を使用することとなるため、シミュレーションルームを活用しながら、実習室を使用する科目が問題なく授業を行うことができるよう計画する。

看護技術実習室は、講義スペースを有しており、看護の知識と技術の修得を一体的に行うことができるよう整備する。また、ベッドは20ベッド配置し（1ベッド当たり4名）、各ベッドで考案したケア技術についての考え方や実演した動画を他のグループと共有・検討するための環境整備を行うことで、少人数教育及びアクティブ・ラーニングが充実し、実践力を高めることができると考えている。さらに、シミュレーションルーム1では救急場面、シミュレーションルーム2では在宅場面など臨床の場に即した状況を再現することで、実際の状況を経験し臨床判断能力を養うことができるようにする。ディブリーフィングルームでは、実践の振り返りをグループで行い、知識・技術を統合できるような環境を整備する。

(3) 学生の自主的学習環境

学生の自主的学習環境については、坂之上キャンパスの学生ホール他、伊敷キャンパス新棟（B棟）内にある図書館、学習コーナー、ゼミ室等を開放する。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

1) 図書館施設の整備計画、規模

図書館等の整備計画においては、一般教養及び他分野の図書は既設の坂之上キャンパスの図書館を共有し、看護学の教育研究領域の専門支持分野、各専門分野の図書等については、新たに伊敷キャンパスに設置する看護学部新棟（B棟）の図書館（以下「図書館分館」）に整備する。

図書館は、地上4階地下1階建てで総面積7,902㎡に662,857冊の図書と8,924種の逐次刊行物を備えている。500席ある閲覧席（397席のテーブル席と103席の個人用ブース）のほか、グループ学習室3室・AVルーム1室、ラーニングcommons2室を設置している。ラーニングcommonsとグループ学習室には、電子黒板を合計4台設置し、個人の学習だけでなく、グループ等多人数での学習にも利用できる。

図書館分館には、408㎡に約27,720冊収容の開架書架を設置し、49席の閲覧席を設ける。図書館分館にはパソコンを8台設置する。このパソコンは視聴覚教材を閲覧するためのAV席としても利用することができる。

図書館分館は、無線LANアクセスポイントを整備し、学生がノートパソコンを持ち込んで学習をすることができる。

図書館分館の閲覧席は、収容定員320名の15.3%にあたる。また、両館の合計閲覧席549席は、大学全体の収容定員合計3,020名の18.2%にあたる。

図書の貸し出しについては、バーコードリーダーで学生証と資料のバーコードを読み取り、迅速に資料の貸出・返却ができる。

蔵書の整理及び検索システムについては、コンピュータの利用者端末（OPAC）を使用

し、両館が所蔵している本を相互に検索することができる。図書館の資料検索及び情報収集ができるパソコンは、語学学習（e-ラーニング）用のパソコンと合計24台設置するとともにタブレット端末3台を置き学生及び教職員が利用できる環境を整備している。

図書館分館には、8台のパソコンを配置する。また、鹿児島国際大学ホームページを通してWeb上で検索することができるため、図書館外からもアクセスできるよう環境を整備している。

2) 図書の整備計画

既設の図書館には、図書662,857冊（内和書528,635冊、洋書134,222冊）、学術雑誌8,924種（内国誌7,897種、外国誌1,027種）、視聴覚資料37,858点がある。その内、看護学部に関連する医学・薬学系の図書について、大学全体の現在の蔵書数は、図書9,604冊（内和書9,005冊、洋書599冊）である。上記の蔵書に加え、毎年度の定期的図書の整備も行っている。

看護学部の開設にあたり、開設前年度から完成年度までに図書4,280冊、学術雑誌43種（内外国雑誌0Jパッケージ1種44誌含む）、データベース5種（内電子書籍1種含む）、視聴覚資料98点の整備を予定している【資料36】。

図書については開設前年度に2,970冊うち初年次教育に資する一般教養図書として737冊を整備する予定である。

学術雑誌については「看護」「看護管理」「家族看護学研究」等に加え、看護研究・教育に特化した電子ジャーナルサービスOvid Nursing Fulltext1種（44誌収録予定）を導入する。

また坂之上、伊敷の2キャンパスでの教育・研究になることを踏まえ、学園内の送達便を活用した転送サービスや物理的制約の少ないインターネットを介したデータベースサービスの充実を図る。

具体的には記事索引サービスの「医中誌Web」「最新看護索引Web」、内国誌の文献サービス「メディカルオンライン」、電子書籍サービス「メディカルオンラインイーブックスライブラリー」、動画サービス「ナーシングチャンネルVPN」を導入し、講義のみならず実習準備にも資する環境を整える。

既設図書館の共用図書に加え、以上の整備計画により図書等の資料については教育研究上支障がないと考える。

3) 他の大学図書館等との協力

鹿児島国際大学では、目録所在情報サービスとしてNACSIS-CAT（大学図書館等の総合目録データベース）と、NACSIS-ILL（図書館間相互貸借サービス）を活用し、学内外に資料提供サービスを行っている。さらに、日本図書館協会、私立大学図書館協会、音楽図書館協議会、九州地区大学図書館協議会、鹿児島県大学図書館協議会などに所属して研修会に参加し、図書館の資質向上、利用者へのサービス向上に役立てている。また、平成30年の図書館システムのリプレイスに伴い、前システムの機関リポジトリから「JAIRO Cloud

（国立情報学研究所が提供している共用リポジトリサービス）に移行し、「鹿児島国際大学リポジトリ」として、鹿児島国際大学の博士論文及び紀要類をホームページで公開し、参照・利用できるようにしている。

XIII 2以上の校地において研究教育を行う場合の具体的計画

看護学部は、既設学部がある坂之上キャンパスと学部開設に合わせて設置予定の伊敷キャンパスの2校地で教育研究を行う。教育内容による教育効果等を勘案して、既設の坂之上キャンパスでは主に共通教育科目を行い、伊敷キャンパスでは専門教育科目を開講することを計画している。

1. 学生への対応

2つの校地で教育を行うに際しては、学生の移動への負担を軽減するために時間割上の対応を行う。時間割は、原則曜日ごとに同一キャンパスで履修できるように編成し、学生が一日の中で坂之上キャンパスと伊敷キャンパス間の移動をすることがないようにする

【資料37】。

具体的には、1年次前期は木曜日に1日だけ伊敷キャンパスで専門科目を履修し、それ以外の曜日の4日間は坂之上キャンパスで共通教育科目と専門基礎科目を履修するようにしている。そのため、伊敷キャンパスで過ごす時間が少なく、看護学部専任教員へのタイムリーな質問や相談がし難い状況とならないように、いつでも担任と連絡がとれるLMS等を活用した連絡網をつくり対応する体制を整備する。

1年次後期は週3日を伊敷キャンパスで履修し、2日間は坂之上キャンパスで学修する。また2年次以降は、伊敷キャンパスを拠点にして専門科目を学修する編成となっていることから、看護学部専任教員への連絡、相談を行う際の支障はないと考える。

3年次には、学部横断科目を開講する。坂之上キャンパスで学修している既設学部の学生とともに遠隔授業システムを活用して、事例検討や演習を実施する計画である。そのため、看護学部の学生及び既設学部の学生に負担が生じることはない。

看護学部学生の学友会活動（サークル活動等）については、伊敷キャンパスの屋内運動場等を活用したサークルを発足させ、坂之上キャンパスの関係するサークルと積極的に交流させるなどサークル活動が活性化する対応をとる。なお、サークル間交流に伴う学生の交通費等の経済的負担については、大学から援助金の支給を積極的に検討する。

2. 専任教員の配置

坂之上キャンパスで開講する科目は主に共通教育科目であり、既設学部の専任教員及び兼任教員が行う。伊敷キャンパスで開講する科目は専門教育科目であり、専任教員が担当する科目は全て伊敷キャンパスで行われる。そのため、看護学部の専任教員は伊敷キャンパスに配置する。

3. 校地間移動への対応

伊敷キャンパスは、最寄りのバス停から複数の路線バスが運行しており、鹿児島中央駅までバスで約10～15分と公共交通機関での移動が容易な場所に位置する。鹿児島中央駅から既設の坂之上キャンパスまではJR等で約25分（鹿児島中央駅から坂之上駅まで約20分、坂之上駅から定時に運行しているスクールバスで約5分）であることから、伊敷キャンパスから既設の坂之上キャンパスまでの移動は約45分を要する。キャンパス間を自動車で移動する場合、一般道路を使用すると約40分を要することから、基本的には学生や教員の利用上、大きな支障が生じることはないものと考えている。

教員移動への対応として、各校地で開講する授業科目について、基本的に教員が所属するキャンパスで授業を行う計画としているため、教員のキャンパス間移動は発生しない。一部授業や会議等に伴う教員のキャンパス間移動が発生する場合は、自家用車での移動が主となる。そのため、両キャンパスで駐車場の確保が必須となるが、坂之上キャンパスは、現状でも十分教員を受容できる駐車場を有するので、伊敷キャンパスの駐車場を整備する。具体的には、全学の会議は看護学部の専任教員が既設の坂之上キャンパスに移動し会議に参加する計画となっているが、必要に応じてWeb会議の開催や研究室からWeb上で会議に参加するなど、教員の負担が少なくなるようにする。

4. 施設設備等の対応

施設設備等について、「XII 施設、設備等の整備計画」で述べたとおり、伊敷キャンパスにおいては段階的に整備を行い教育環境の充実を図る。坂之上キャンパスでは、経済学部・福祉社会学部・国際文化学部とともに既設の施設設備を利用する。

坂之上キャンパスにおける看護学部のための校舎等の建設は計画していないが、講義室、演習室、情報処理室など現有する施設・設備を使用することで対応可能であり、教育研究に十分対応できると考えている。

また、坂之上キャンパスについては、遠隔授業ができる設備が既に整っている。伊敷キャンパスにおいても、ワイヤレスネットワークを教室等に整備をする。これにより、2つのキャンパスをネットワークで結んだe-キャンパスを構築する計画となっている。

XIV 管理運営

1. 教学面における管理運営の体制

鹿児島国際大学の管理運営体制は、学長のもと学長補佐、副学長及び事務局長が置かれ、全学的重要事項を審議する大学評議会、教学に関する重要事項を審議する学部教授会、大学院研究科会議、大学改革検討委員会があり、教育研究を推進する附属図書館、産学官地域連携センター、附置地域総合研究所、情報処理センター及び事務を執行する事務局から組織されている。

学部教授会は、毎月1回定例で学部長が招集し、開催されるほか、審議の内容によって臨時に開催する。構成員は、学部にも所属する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手であり、議長は学部長が務める。

教授会の審議事項は以下のとおりである。

- ①学生の入学、卒業に関する事項
- ②学位の授与に関する事項
- ③授業科目の種類、編成、単位に関する事項
- ④学生の身分に関する事項
- ⑤教員の人事（専任教員の採用・昇任、名誉教授の推薦、非常勤教員の採用、客員教員の受け入れ）に関する事項
- ⑥学部長、評議員等の選出に関する事項
- ⑦教員の留学等学外研修に関する事項
- ⑧学生の賞罰（ただし、懲戒処分を除く）に関する事項
- ⑨入学試験等に関する事項
- ⑩自己点検・評価に関する事項
- ⑪その他学部運営に関する事項

なお、教員人事のうち専任教員の採用・昇任に関する事項については、専任の教授及び教授会規程第2条第4項に該当する特任教授によって審議する。

このように教学を主とする重要事項を審議している。

学部教授会で承認を得た事項については、大学評議会での承認を得ることにより、これら一連の活動は適切に行われる。

大学評議会は、毎月1回定例で学長が招集し開催する。構成員は、学長、学長補佐、副学長、大学院各研究科長、各学部長、大学院各研究科及び各学部から選出された評議員各1名、図書館長、地域総合研究所長、学生総合支援センター長、産学官地域連携センター長、教務部長、学生部長、研究教育開発センター長、情報処理センター所長、事務局長であり、議長は学長が務める。

大学評議会の審議事項は以下のとおりである。

- ①教学の基本方針に関する事項
- ②学部その他の機関の連絡調整に関する事項
- ③学則その他重要な規程の制定および改廃に関する事項
- ④教員の人事に関する事項
- ⑤大学予算案のうち、教育研究に関する事項
- ⑥自己点検・評価に関する事項
- ⑦その他、教学に関する重要な事項および学長の諮問する事項

これら大学評議会、学部教授会の審議事項・権限は「学則」に定められており、その中

から、特に重要な事項については、学校法人の評議員会に諮問し、理事会において決議される。

2. 大学評議会、教授会以外に関連する委員会

大学改革検討委員会は、鹿児島国際大学の基本理念及び目的の実現に向けた改革に関する事項について討議を行う委員会として置かれ、構成員は、学長、学長補佐、副学長、事務局長、学長が指名する教職員若干名であり、学長が招集し、その議長となる。また、個別の課題について討議するための小委員会が置かれ、構成員として、学長補佐、副学長、事務局長、大学改革検討委員会の構成員である教職員のうち学長補佐又は副学長が指名する教職員であり、学長補佐又は副学長が召集し、その議長となる。

大学改革検討委員会の討議事項は以下のとおりである。

- ①基本的な改革に関する事項
- ②改革のための諸課題に関する事項
- ③その他、学長が必要と認める事項

この他、教学面の管理運営については、教務委員会、研究教育開発センター会議、学生委員会、就職キャリア委員会、入試委員会、図書館運営委員会、産学官地域連携委員会、地域総合研究所会議、情報処理委員会などで審議され、その審議事項は各委員会から学部長・研究科長に提出され、学部教授会、大学院研究科会議及び大学評議会で審議され、最終的に学長が意思決定を行う。

なお、各委員会の主な審議事項などを具体的に列挙すると、以下のとおりである。

教務委員会では、教学に関する事項の円滑な運営を図ることを目的に①教育課程の全学的な調整に関する事項、②授業科目の全学的な調整に関する事項、③その他必要な事項などを審議する。

研究教育開発センター会議は、鹿児島国際大学における全学的な教育施策の企画・立案・支援、および研究活動の支援とその充実、および学修支援の充実を図ることを目的に研究教育開発センターの行う事業の遂行に関する事項として、①教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案、②教育内容および教育方法の改善の支援および推進、③教育効果の評価方法の開発および実施、④教員の教育力・研究力向上の支援および推進、⑤教育に関する学内外の情報収集および分析、⑥学生の学修支援、⑦外部研究資金の導入およびその支援、⑧その他、センターの目的達成のために必要な事項などを審議する。

学生委員会は、学生の福利厚生の充実を図ることを目的に①学生の異動（休学・退学・除籍・復籍・復学・再入学等）に関する事項、②学生の賞罰（ただし、懲戒処分を除く。）に関する事項、③学生の福利厚生に関する事項、その他必要な事項などを審議する。

就職キャリア委員会は、学生のキャリア形成支援、就業力育成支援および進路支援を積極的に進めることを目的に①学生のキャリア形成に関する事項、②学生の就業力育成支援に関する事項、③学生のインターンシップ（国内）に関する事項、④学生の就職活動に関する事項、⑤大学院進学等学生の進路に関する事項、⑥その他必要な事項などを審議する。

入試委員会は、①入試制度の基本方針及び改正に関する重要事項、②入学者選抜に関する重要事項、③学生募集戦略に関する重要事項、④その他必要な事項などを審議し、鹿児島国際大学のアドミッション・ポリシーに基づいた適切な入学試験が運営されている。

図書館運営委員会は、図書館の運営に関する重要事項を審議するため、館長の諮問により、①運営の大綱及び方針に関する事項、②予算編成に関する事項、③資料の購入方針に関する事項、④その他、運営上館長が必要と認める事項などを審議する。

産学官地域連携委員会は、産学官地域連携に関する事項の円滑な運営を図ることを目的に①産学官地域連携の企画・調査・研究に関する事項、②地方自治体・民間企業・地域及び他大学と連携した教育活動の推進に関する事項、③地方自治体・民間企業との連携協定に関する事項、④高大連携に関する事項、⑤大学間連携に関する事項、⑥生涯学習センタ

一業務に関する事項、⑦地域総合研究所との協働に関する事項、⑧大学地域コンソーシアムに関する事項、⑨その他、産学官地域連携に関する事項などを審議する。

地域総合研究所会議は、国内外の地域に関する調査及び研究を通じて、鹿児島国際大学の研究及び教育の向上を図るとともに、地域社会の発展に貢献することを目的に研究所の運営に関する事項として、①地域に関する共同研究プロジェクト等の調査及び研究に関する事項、②地方公共団体、各種団体、企業等からの調査及び研究の受託に関する事項、③調査及び研究に必要な文献、資料、情報等の収集及び整理に関する事項、④調査及び研究に関する刊行及び公開に関する事項、⑤寄附研究部門に関する調査及び研究に関する事項、⑥その他、研究所の目的を達成するために必要な事業に関する事項、⑦研究所の予算に関する事項、⑧研究所の諸規程の制定及び改廃に関する事項などを審議する。

情報処理委員会は、鹿児島国際大学の情報化（学術研究、教育および学内業務のための情報処理と、その研究・開発・推進）を積極的に進めることを目的に①情報処理センターの運営に関する事項、②情報処理センターの予算等に関する事項、③情報処理センターの規程に関する事項、④その他、鹿児島国際大学の情報化に関する事項などを審議する。

XV 自己点検・評価

1. 基本方針

鹿児島国際大学は、教育研究の水準の向上を図り、鹿児島国際大学の目的及び社会的使命を達成するため、鹿児島国際大学の教育研究活動、組織及び運営並びに施設及び設備について、自己点検・評価を行う。

自己点検・評価は、鹿児島国際大学自己点検・評価規程及び鹿児島国際大学自己点検・評価に関する基本方針に基づいて毎年度実施し、教育研究等の内容を組織的に改善、向上することを目指す。また、自己点検・評価の結果は学長の責任のもと公表し、ステークホルダーに対する説明責任を果たす【資料38】。

また、学校教育法施行令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による外部評価を受けるものとする。この場合、点検・評価の手順や方法は、外部の認証評価機関の定めたものに従って行うものとする。

2. 実施体制・方法

鹿児島国際大学は、学内に内部質保証の推進に責任を負う組織として、「自己点検・評価運営委員会」を設置し、自己点検・評価を行う。委員会の構成員は、学長を委員長とし、学長補佐、副学長、研究科長、学部長、学生総合支援センター長、学生部長、教務部長、研究教育開発センター長、産学官地域連携センター長、地域総合研究所長、図書館長、事務局長、事務局次長、総務部長及び総合企画部長とする。また、必要に応じて学内関係者及び学外者の出席を求め、学外者の意見を聴取し、鹿児島国際大学独自の特色ある取り組みを実施することにより、質の向上を図る。自己点検・評価運営委員会のマネジメントのもと、自己点検・評価規程に定める組織（「自己点検・評価実施部会」「自己点検・評価実施委員会」「鹿児島国際大学事務組織規則に定める事務局」）が全学的に連携協力して自己点検・評価に取り組む。

具体的な方法としては、自己点検・評価運営委員会が自己点検・評価に関する基本方針を定め、内部質保証のための手続きに基づき、自己点検・評価実施部会、自己点検・評価実施委員会、鹿児島国際大学事務組織規則に定める事務局が責任を分担して自己点検項目について点検・評価する。これに基づいて現状が抱える課題を明らかにし、次期への新たな改善計画を策定する。

3. 自己点検項目

鹿児島国際大学は、以下の項目について自己点検・評価を行う。

- ①大学の理念及び各組織の目的に関する事項
- ②内部質保証に関する事項

- ③教育研究組織に関する事項
- ④教育課程・学習成果に関する事項
- ⑤学生の受入れに関する事項
- ⑥教員及び教員組織に関する事項
- ⑦学生支援に関する事項
- ⑧教育研究等環境に関する事項
- ⑨社会連携及び社会貢献に関する事項
- ⑩管理運営、事務組織及び財務に関する事項
- ⑪その他必要な事項

4. 結果の公表と活用

自己点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書としてまとめ、大学評議会での審議を経て全教職員に報告するとともに、大学ホームページ上でも公表し、ステークホルダーに対する説明責任を果たす。また、学長、事務局及び各学部・研究科の長は、毎年度作成する自己点検・評価報告書及び認証評価機関の評価結果を有効に活用し、改善が必要と認められるものについては、年度の適切な目標等を設定した上で、その改善と質の向上に努める。

XVI 情報の公表

鹿児島国際大学では情報の公開、提供、広報を積極的に学内外へ発信する。掲載予定のURLは、「<https://www.iuk.ac.jp/gaiyou/kouhyou/>」である。

具体的な情報公表項目としては以下のとおりである。

1. 教育研究上の基礎的な情報

- (1) 鹿児島国際大学の学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
 - ①学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称
 - ②教育研究上の目的
 - ③教育方針（3つのポリシー）
- (2) 専任教員関係
 - ①専任教員数
 - ②教員1人当たりの学生数
 - ③年齢別教員数
 - ④職階別教員数
 - ⑤専任教員と非常勤教員の比率 [大学院]
 - ⑥専任教員と非常勤教員の比率 [大学]
- (3) 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
 - ①施設紹介
 - ②施設の利用時間
 - ③アクセス
- (4) 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
 - ①受験生
 - ②在学生
- (5) 学則
- (6) その他
 - ①社会貢献等（産学官連携、高大連携、大学間連携）
 - ②動物実験に関する情報
 - ③耐震化率
 - ④寄附行為
 - ⑤役員等名簿
 - ⑥役員報酬等基準

2. 事業計画・財務計画

- (1) 学園事業報告・財務状況

3. 外部資金の獲得実績

- (1) 競争的研究資金
- (2) 委託研究（事業）
- (3) 寄附講座

4. 大学評価

- (1) 鹿児島国際大学に対する大学評価（認証評価）結果
- (2) 自己点検・評価結果

5. 修学上の情報等

- (1) 教員組織、各職員が有する学位及び業績
 - ①教員組織
 - ②各教員の業績
 - ③鹿児島国際大学リポジトリ
- (2) 入学者に関する受け入れ方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数、退学・除籍者数、留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数、指定相手校
 - ①入学者数等
 - ②協定関係
 - ③進路状況
- (3) 授業科目、授業の方法及び年間の授業に関すること（到達目標、授業計画、準備学修の内容、成績評価の方法、基準の明示等）
 - ①授業の方法（シラバスデータベース） [大学院]
 - ②授業の方法（シラバスデータベース） [大学]
 - ③実務経験のある教員等による授業科目

6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準に関すること

- (1) 修了に必要な単位数 [大学院]
- (2) 卒業に必要な単位数 [大学]
- (3) 取得可能学位
- (4) 教育課程、教育の実施に関する方針 [カリキュラム・ポリシー]
- (5) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー/学生が修得すべき知識及び能力を含む）
- (6) アセスメント・ポリシー
- (7) 授業アンケート集計結果等
- (8) 資格取得等実績

7. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

- (1) 修学支援 [大学院]
- (2) 修学支援 [大学]
- (3) 進路選択支援
- (4) 心身の健康支援

8. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

- (1) ナンバリングコード [大学院・学部]

- (2) カリキュラム・マップ [大学院]
- (3) カリキュラム・マップ [学部]
- (4) 履修要項
- (5) 学生便覧

この他次の項目についてもホームページ上からアクセスすることで閲覧できるように公表する。

- ・設置に関する事項
- ・研究活動における不正行為への対応

なお、情報の公開については、「学校法人津曲学園情報公開規程」に基づいて行われる。

XVII 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1. 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する取り組み

鹿児島国際大学は、全教員による授業公開、全教職員による公開授業参観、全教員の授業科目を対象とする授業アンケートの実施といったFD活動を展開するため、平成18年4月に、FD活動を推進する部局として「教育開発センター(現 研究教育開発センター)」を設置した。

研究教育開発センターの主な事業は、①教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案、②教育内容及び教育方法の改善の支援及び推進、③教育効果の評価方法の開発及び実施等である。具体的には、センター長と副センター長、各学部の教員が務めるセンター員及びワーキンググループメンバーを構成員とする研究教育開発センター会議において、前年度の事業活動状況を踏まえた活動方針を毎年度定め、以下のようなFD活動を行っている。また、センター事業と各学部、学科との連携を強めるため、各学科の学科長をセンター協力員として置いている。

FD活動の主な内容は、以下のとおりである。

1) 授業公開・授業参観の実施

全教員(専任教員及び非常勤講師)によって公開される各学部の授業を他の教員が参観し、その後、担当教員と意見交換等を行っている。教員相互の教授能力を啓発することが目的である。なお、教育施設・設備の改善を図る等の理由から、事務局職員も授業参観を行っている。

2) 授業アンケートの実施

全教員の授業において、前期・後期にそれぞれ、中間授業アンケートと学期末授業アンケートを実施し、授業の点検・改善を図っている。中間授業アンケートは、任意の形式の質問項目内容で学期の中間に実施し、学期期間中に担当教員が授業の点検・改善を行うために活用している。

学期末授業アンケートは、学部においては、各担当教員が指定した1つの科目で実施してきたが、平成28年度後期からは、全教員が演習を除く全ての科目で実施するように変更した。なお、学期末授業アンケートの演習以外の全科目での実施と同時に、学生のアンケート回答を用紙に手書きする方式から、パソコンやスマートフォン等を利用して、学生情報システム(Live Campus)から回答する方式に変更した。

学期末授業アンケート結果は、各担当教員に学生情報システム(Live Campus)を通じて通知され、教員は、このシステムの「教員所見」欄に、アンケート結果を踏まえた授業の自己評価や授業改善の方針等を記入する。また、授業アンケート結果等を踏まえ、次年度のシラバスに前年度の授業の自己評価等も記載する。これら一連の手続きにより、授業アンケートが実質的な授業の点検・改善に直結するようにしている。なお、学期末授業アンケートの科目別集計結果と各担当教員が記載した所見は、研究教育開発センターで冊子に取りまとめ、学生と教職員に公表している。

さらに、研究教育開発センター会議において、学期末授業アンケート結果を集計・分析し、報告書に取りまとめ、大学評議会や教授会に報告した後、情報公表としてホームページに公開している。

研究科においては、平成30年度から学期末授業アンケートを実施している。研究科の学期末授業アンケートは、各科目の受講生が少ないため、アンケート回答者が特定されないよう、科目ごとではなく、受講生一人につきアンケート用紙1枚を使用し、各学期に履修した科目全般にわたる授業アンケートとして実施している。

3) FD講演会・FDセミナーの開催

初年次教育やアクティブ・ラーニングなどのテーマで、FD講演会及びFDセミナーを企画・開催し、教員の資質向上のための機会を毎年度提供している。

直近では、コロナ禍において、より一層授業を充実させるためのツールの一つとして、教員の遠隔授業のスキル向上が求められていることから、令和3年6月30日に「学生に有益な授業とはーZoomを活用した授業の可能性についてー」というテーマで教職員を対象にFD・SD合同研修会を開催した。

以上のような取組みに加え令和4年度からは、鹿児島国際大学の授業改善に学生の「生」の声を反映させることを目的とした「学生参加型FD」の実施を計画している。

4) 看護学部におけるFD

学生が看護学を学修するにあたって、学生にとって理解しやすい体系的で、順次性のある看護教育プログラムを編成した。これらを実現し、学生がディプロマ・ポリシーに示す総合的な看護実践能力を獲得できるように、着任する教員が共通認識をもって教育に取り組むべき事柄について、初年次に以下のようなFDを計画する。

(1) 「パフォーマンス評価のためのルーブリック」

教育プログラムレベルの学修成果を評価するために“重要科目の埋め込み型パフォーマンス評価”を採用することにした。そして重要科目を設定し、その科目における学修成果をパフォーマンス評価する計画である。そのため、パフォーマンスを評価する基準となるルーブリックを、教員で協議し作成することにより、重要科目における教育目標を共有できるようにするだけでなく、全教育プログラムに関する認識を共有できるようにする。

そこで、開設初年度に「パフォーマンス評価のためのルーブリック」についての理解を深めるために、それらを専門とする外部講師を招聘し、学習会を実施する。その後、それらの成果を基に、重要科目について週1回2時間の学習会を定期的で開催し、1年間をかけて全重要科目のルーブリックを作成する計画である。

(2) 「教育方法：シラバスの運用を中心に」

鹿児島国際大学では、全教育科目のシラバスにおいて、授業の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連を示すことになっている。したがって、教員が、自身の担当する科目が全体の教育課程においてどのような位置づけとなっているかを理解し、学生がディプロマ・ポリシーに示す能力を獲得できるように、授業設計を行い、授業展開する必要がある。

そこで、開設初年度に着任する全教員を対象に、「教育方法：シラバス運用を中心に」と題するFD研修会を、外部講師を招聘して実施し、学習内容を基に担当科目と学部全体の教育プログラムの統合を図るための取組みについて討議、検討し、学生の学びを意味あるものにするための教育実施体制を築く。講義と討論、成果発表を含めて6時間で実施する計画である。

(3) 「対象を目の前にしたときの看護実践を導く思考の育成」

看護実践における合理的で実際的な思考法である臨床判断モデルを看護展開の考え方と

して導入し、全専門分野における看護の基本的な展開部分として活用する計画である。

そこで、開設初年度に着任できる全教員を対象に、「臨床判断モデル」に関する学習会を開催し、「看護展開基礎論」と「看護展開基礎実習」を、共通認識の基に指導できるようにする。また、専門分野における事例演習や実習において、基本的な看護展開の部分を通し、その上で専門分野の特性を反映して、個別、具体的に看護展開するための実習記録について検討し、作成できるようにする。全体としては、1年間を予定し、前半6か月間は、週1回2時間の「臨床判断モデル」に関する学習会を定期的で開催する予定である。後半6か月間は、専門分野別の実習記録を検討作成し、中間発表、最終発表を行う計画である。

5) 教員提案制度の実施

「鹿児島国際大学教育改革に関する教員提案制度実施要綱」（平成28年5月25日承認）を制定し、専任教員による大学教育改革に関する提案を奨励している。提案は、①教学改善に関するもの、②教育環境の整備に関するもの、③その他有効な教育改革及び改善に関するものとし、全学的な視点から教育の向上を図ることを目的としている。

採択例には、学生向けにレポートの基本的な書き方をまとめた小冊子『レポートの書き方』や教員用に授業の振り返り等に利用できる「大福帳」といったものがある。

6) 研究情報の公表

専任教員の研究情報の公表を行っている。具体的には、各教員の直近5年間の研究業績、社会的活動状況などを大学ホームページの鹿児島国際大学研究者データベース（以下、「研究者データベース」という）で公表している。

その他、教員の資質向上や研究活動の活性化を図るため、以下のような教員の研究活動を支援・評価する諸制度の整備を行っている。まず、教員の研究実績等を評価し、その結果に応じて研究費を加算する「研究実績加算制度」を平成24年から実施している。また、研究成果を挙げた教員に出版機会を提供するため、「出版助成制度」を平成8年から設けている。さらに、一定期間、学術研究・調査等に専念できるよう、「国外留学、国内留学及び在宅研修の学外研修制度」も昭和59年から設けている。

2. 大学職員に必要な知識・技能を習得させるための研修等の取組み

鹿児島国際大学は、SDの組織的な実施が義務化されたのを受け、平成30年4月に「SDの実施方針及び実施計画」を作成した。この「SDの実施方針及び実施計画」は、大学ホームページにおいて公表している。

また、鹿児島国際大学では、「SDの実施方針及び実施計画」の策定以前から、教育研究活動等の適切且つ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための様々な取組みを行っている。

その取組みの1つとして、教職員に対し、大学主催の研修と学園主催の研修を実施している。大学主催の研修としては、平成29年度から最近重要となっているテーマや大学職員としての専門性を高めることを目的に、日本私立大学協会や大学基準協会から学外講師を招いてSD研修会を実施している。その他、文部科学省、日本私立大学協会、私立大学情報教育協会及び鹿児島県経営者協会等が主催する研修会に教職員が積極的に参加している。参加する研修は、教学だけの問題にとどまらず、経営的なマネジメントを学ぶ内容となっている。

学園主催の研修としては、事務職員に対しては、入職時からそれぞれの職制に応じた研修を実施している。例えば、①仕事に対する心構えやビジネスマナー習得のための、外部団体主催セミナーに新規採用者を派遣し、②職務遂行に必要な知識やコミュニケーション能力習得のために階層別研修を開催している。全教職員に対しては、①コンプライアンス意識の醸成を図る全体研修、②財務や学校マーケティング、プレゼンテーション研修などのテーマ別研修を実施し、学園全体の資質向上を図っている。

なお、留学を希望した事務職員1名に対し、平成28年10月から平成29年9月までの1年間を休職扱いにしてドイツ音楽留学を許可したほか、平成30年には海外の協定校である「大連外国語大学」と相互に訪問し合い、在籍する学生の状況確認や高等教育に関する情報交換などの職員交流も行っている。

また、事務職員一人ひとりの問題意識、課題解決能力及び企画力を高め、業務の簡素化及び業務改善の効率化を図ることを目的に、平成27年度から「鹿児島国際大学事務局職員提案制度」を設け、これに事務職員が積極的に応募し、創意工夫による提案をすることで、鹿児島国際大学の業務改善に役立てている。

なお、学園においては、業務改善や計画的な業務遂行、そのための意識向上や能力開発に主眼を置くことなどを明示した「学校法人津曲学園人材育成基本方針」を平成30年度末に策定するとともに、この方針に基づき、令和2年度からは、試行として能力評価シートと業績評価シートによる「人事評価制度」が開始された。

以上のように、鹿児島国際大学では、教職員の意欲と資質向上のため、必要な知識と技能を修得するための研修を体系的に編制するなど、大学教育を支援する組織体制の強化に努めている。

XVIII 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内の取組み

1) 大学としての取組み

鹿児島国際大学のカリキュラムの特長は、学生の社会的・職業的自立を促す教育に力を入れていることにある。共通教育科目の一部と専門教育科目による特長的な取組みを3点紹介する。

1つ目は、各種実習実施機関との密接な連携を行っている点である。免許・資格取得に必要な教育実習をはじめ保育実習、各種福祉関係実習等については、事前、事中、事後の指導を含めて教職員が協働して、学生と実習先関係機関との連携を図っている。

2つ目は、平成27年度から5年間にわたり、文部科学省から「地（知）の拠点（COC）」大学として認定をうけ取り組んできた事業「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム」を継承したプログラム（地域人材育成プログラム及び国際ビジネスとグローバル英語プログラム）である。本プログラムは、フィールドワークにより課題解決力を身につけるとともに、初年次教育、キャリアデザイン、各学科の専門教育を連携させることで、社会的・職業的自立を促し、将来地元就職して地方創生の中心となって活躍できる人材の育成を目指している。

3つ目は、就業力の育成である。具体的には、①国内インターンシップの推進、②海外インターンシップの推進と学生による海外インターンシップ報告会等の充実、③行政機関・自治体・産業界との連携による就業力育成研修の充実、④地元就職率向上への取組み、⑤外国人留学生の就業力育成と就職支援、⑥寄附講座の開講、⑦資格・受験対策講座などの充実、⑧各種実習の推進に取り組んでいる。

2) 看護学部での取組み

看護学部では、以上の大学としての取組みを可能な限り学生が活用できるように支援する。その上で、共通教育科目として開講される多彩な「キャリアデザイン」「地域志向」などの科目、専門基礎科目の「生涯発達論」等の履修により、人として社会人としての在り方や役割の果たし方を検討できるようにする。それらを基に、専門科目における看護導入科目の「看護への招待」「いのちと看護」「人間と看護」「暮らしと看護」「健康と看護」の学修を通して看護の行為を多角的、かつ深く洞察し、自身の看護との関わり方を検討できるようにする。そして「看護学概論」「援助関係論」「看護倫理」「家族看護論」「生活機能援助論Ⅰ～Ⅸ」「看護展開基礎論」「看護展開基礎実習」の学びにより、看護職としての使命や役割、そして自身の看護観、倫理観、看護実践能力の基盤を築く。そして、看護実践に関する専門分野の講義・演習・実習などの様々な場面を活用して、社会人そして看護職として

のキャリア開発について検討できるように働きかけを行う。以上を基に、4年次後期に、「看護キャリア発達論」を開講し、4年間の看護の学修過程を振り返り、自己研鑽しつつ自らのキャリア開発にどのように取り組むかを検討し、方向づけができるようにカリキュラムを編成した。

また、4年間の学修成果を統合するために4年次後期に「看護統合演習」を開講し、卒業後に必要とされる知識、科学的・倫理的思考、判断力、課題解決力などを、様々な状況設定場面で活用できるように演習を実施し、卒業後の職業的社會化を支援するカリキュラムを編成した。

2. 教育課程外の取組み

看護学部では、鹿児島国際大学が地域包括連携協定を締結する市町村から案内されるイベント等に積極的に参加したり、ボランティア参加するなどにより、地域の人々と交流し、「社会人としてのコミュニケーション力」を育成したり、「地域の人々から寄せられる期待」に直に触れ、自身の社会人としての在り方や地域貢献意欲を育む機会がもてるように働きかける。

また、他学部の学生とのサークル活動や大学で実施するイベントへの参加などにより、将来、様々な職業に就く人たちと語り合い、学んでいることを相互に伝え合い、理解し合える関係を築く機会を持てるように支援する。

3. 学生のキャリア支援を行うための体制の整備

鹿児島国際大学は、初年次から卒業後までのキャリア形成・進路全般を支援する部局として、就職キャリアセンターを設置している。就職キャリアセンターでは、進路支援に関する方針に基づき年間を通して就職キャリア委員会を開催し、支援上の課題や今後の支援方法について改善を行い、支援方策の充実に努めている【資料39、40】。

看護学部からもこの委員を選出し、全学的なキャリア開発支援の取組みに参加し、導入できる部分は積極的に導入し、学部としてのキャリア開発支援の幅を拡大できるようにする。また、学部内に全学就職キャリア委員を部会長とする委員会を設置し、学生の就職・進路支援、国家試験対策、卒後の進路情報分析等について、中心的な役割を担うようにする。

鹿児島国際大学のキャリア形成支援としては、①キャリアガイダンスの開催、②キャリア相談、③キャリアデザイン科目の配置、④インターンシップを実施している。

共通教育科目の基礎科目として配置しているキャリアデザイン科目は、年次配当によって体系的に履修できるようにしている。特に、鹿児島国際大学は平成27年度に地方創生を一層推進するために独自の取組み「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム」が、文部科学省「地（知）の拠点（COC）」認定事業に採択されたのを契機に、平成28年度新生から「地域人材育成プログラム」を開設した。学生が地域の課題に取組み、地域に関心と愛着を持つことで、将来地元で就職して地域創生の中心となって活躍していけるよう、出身地（地元）でのインターンシップなどの国内インターンシップの充実に図っている。

また、海外でのインターンシップでは、事前指導や助成金による支援を行い、就業力育成に取り組んでいる。

さらに、行政機関・自治体・産業界等との連携による多様なキャリア支援を実施している。国内大手航空会社との連携による「エアラインセミナー」や「JA鹿児島県連での就業力育成研修」「地域の商工業団体と連携した就業力育成研修」「3日間社長のカバン持ち体験」「外国人留学生就業力育成研修」「鹿児島国際大学卒業企業経営者の会」と連携した就職講演会や模擬面接講座がその具体例である【資料41】。

4. 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

就職キャリアセンターにおける就職活動支援は、進路支援に関する方針のもと、就職活

動支援行事等の開催、各種情報の提供、就職先開拓、情報収集、進路登録手続き、各種就職相談を実施している。

ガイダンスでは、できるだけ早い段階で将来の目標を持てるよう1・2年次対象のキャリアガイダンスを実施し、学内外で様々な活動を体験する重要性を伝えている。また、就職環境の変化に対応するため、年間を通じた様々な就職ガイダンスを実施している。

特に3年生に対しては、本格的な就職活動に向けて、就職ガイダンス「スタートアップ」(5月)、「就職直前ガイダンス」(10月)をはじめ、模擬面接講座、業界・企業研究セミナー等を開催し、心構えや就職活動の具体的な内容についてアドバイスしている。鹿児島国際大学主催の合同企業説明会は、3月と9月の年2回開催し、その中では福祉・医療系施設・団体の参加枠拡大にも努めている。さらに、3年生の保護者には9月中旬に就職懇談会を実施し、連携強化を図っている。

公務員や教員を希望する学生に対しては受験対策講座を開講している。また、日商簿記3級講座、マイクロソフトオフィススペシャリスト講座、FP技能士3級講座等の資格取得講座も実施している。

外国人留学生についても、海外インターンシップを実施している。さらに、国内での就職に結びつくような就業力育成研修や留学生インターンシップを実施し、国内での就職支援も充実させている。

看護学部の学生個々のキャリア開発に関する相談は、2年次生までは、担任教員が担う。3年次以降のキャリア開発や進路相談、推薦書作成等については、卒業研究ゼミを担当する教員が担う。

また、伊敷キャンパスには、就職資料室を設置し、就職、進学資料を閲覧できるようにするほか、インターネットにより進路情報を自由に探索できるように、パソコンを2台設置する。